

鶴岡市地域防災計画新旧対照表（風水害・雪害対策編）

新	旧	変更理由																																																																																																																		
<p>第1章第2節「防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱」 3 各防災機関の事務又は業務の大綱 (5)指定公共機関</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>災害予防対策</th> <th>災害応急対策</th> <th>災害復旧対策</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東北電力ネットワーク(株)（鶴岡電力センター）</td> <td>発電、変電、送電及び配電施設並びに設備の新設、改良及び維持に関すること</td> <td>災害時における電力供給の確保及び調整に関すること</td> <td style="text-align: center;"><u>（削除）</u> 1 電力供給施設の災害復旧に関すること</td> </tr> </tbody> </table> <p>第1章3節 自然条件 1 地形の概要 （地目別土地面積（市全域）km²）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>総面積 (構成比)</th> <th>田 (構成比)</th> <th>畑 (構成比)</th> <th>山林 (構成比)</th> <th>宅地 (構成比)</th> <th>原野 (構成比)</th> <th>雑種地 (構成比)</th> <th>その他 (構成比)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,311.53 (100.00)</td> <td style="text-align: center;"><u>164.65</u> (12.55)</td> <td style="text-align: center;"><u>35.65</u> (2.72)</td> <td style="text-align: center;"><u>797.74</u> (60.83)</td> <td style="text-align: center;"><u>32.17</u> (2.45)</td> <td style="text-align: center;"><u>34.71</u> (2.65)</td> <td style="text-align: center;"><u>146.14</u> (11.14)</td> <td style="text-align: center;"><u>100.47</u> (7.66)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※令和2年1月1日現在（固定資産概要調書）</p> <p>2 気候の概要 (2)気象概況 ①降水量、気温、風向 ア 鶴岡（錦町 <u>（削除）</u>）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年</th> <th rowspan="2">年間降水量（mm）</th> <th colspan="3">気 温（℃）</th> <th colspan="2">風 向・風 速（m/s）</th> </tr> <tr> <th>年平均</th> <th>最高</th> <th>最低</th> <th>最大瞬間風速</th> <th>風向</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="7" style="text-align: center;">（略）</td> </tr> <tr> <td>2018</td> <td style="text-align: center;">2,448.50</td> <td style="text-align: center;">13.4</td> <td style="text-align: center;">37.9</td> <td style="text-align: center;">-11.6</td> <td style="text-align: center;">22</td> <td style="text-align: center;">西</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>2019</u></td> <td style="text-align: center;"><u>1,814.50</u></td> <td style="text-align: center;"><u>13.8</u></td> <td style="text-align: center;"><u>38.7</u></td> <td style="text-align: center;"><u>-3.3</u></td> <td style="text-align: center;"><u>19.9</u></td> <td style="text-align: center;"><u>西北西</u></td> </tr> </tbody> </table>	機関名	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧対策	東北電力ネットワーク(株)（鶴岡電力センター）	発電、変電、送電及び配電施設並びに設備の新設、改良及び維持に関すること	災害時における電力供給の確保及び調整に関すること	<u>（削除）</u> 1 電力供給施設の災害復旧に関すること	総面積 (構成比)	田 (構成比)	畑 (構成比)	山林 (構成比)	宅地 (構成比)	原野 (構成比)	雑種地 (構成比)	その他 (構成比)	1,311.53 (100.00)	<u>164.65</u> (12.55)	<u>35.65</u> (2.72)	<u>797.74</u> (60.83)	<u>32.17</u> (2.45)	<u>34.71</u> (2.65)	<u>146.14</u> (11.14)	<u>100.47</u> (7.66)	年	年間降水量（mm）	気 温（℃）			風 向・風 速（m/s）		年平均	最高	最低	最大瞬間風速	風向	（略）							2018	2,448.50	13.4	37.9	-11.6	22	西	<u>2019</u>	<u>1,814.50</u>	<u>13.8</u>	<u>38.7</u>	<u>-3.3</u>	<u>19.9</u>	<u>西北西</u>	<p>第1章第2節「防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱」 3 各防災機関の事務又は業務の大綱 (5)指定公共機関</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>災害予防対策</th> <th>災害応急対策</th> <th>災害復旧対策</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東北電力ネットワーク(株)（鶴岡電力センター）</td> <td>発電、変電、送電及び配電施設並びに設備の新設、改良及び維持に関すること</td> <td>災害時における電力供給の確保及び調整に関すること</td> <td style="text-align: center;">1 <u>電気料金の支払い期限の延伸等料金の特例に関すること</u> 2 電力供給施設の災害復旧に関すること</td> </tr> </tbody> </table> <p>第1章3節 自然条件 1 地形の概要 （地目別土地面積（市全域）km²）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>総面積 (構成比)</th> <th>田 (構成比)</th> <th>畑 (構成比)</th> <th>山林 (構成比)</th> <th>宅地 (構成比)</th> <th>原野 (構成比)</th> <th>雑種地 (構成比)</th> <th>その他 (構成比)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,311.53 (100.00)</td> <td style="text-align: center;"><u>162.7</u> (12.41)</td> <td style="text-align: center;"><u>34.9</u> (2.66)</td> <td style="text-align: center;"><u>801.04</u> (61.08)</td> <td style="text-align: center;"><u>31.94</u> (2.44)</td> <td style="text-align: center;"><u>36.26</u> (2.76)</td> <td style="text-align: center;"><u>150.35</u> (11.46)</td> <td style="text-align: center;"><u>94.34</u> (7.19)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成30年1月1日現在（固定資産概要調書）</p> <p>2 気候の概要 (2)気象概況 ①降水量、気温、風向 ア 鶴岡（錦町 <u>21</u>）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年</th> <th rowspan="2">年間降水量（mm）</th> <th colspan="3">気 温（℃）</th> <th colspan="2">風 向・風 速（m/s）</th> </tr> <tr> <th>年平均</th> <th>最高</th> <th>最低</th> <th>最大瞬間風速</th> <th>風向</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="7" style="text-align: center;">（略）</td> </tr> <tr> <td>2018</td> <td style="text-align: center;">2,448.50</td> <td style="text-align: center;">13.4</td> <td style="text-align: center;">37.9</td> <td style="text-align: center;">-11.6</td> <td style="text-align: center;">22</td> <td style="text-align: center;">西</td> </tr> <tr> <td colspan="7" style="text-align: center;"><u>（追加）</u></td> </tr> </tbody> </table>	機関名	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧対策	東北電力ネットワーク(株)（鶴岡電力センター）	発電、変電、送電及び配電施設並びに設備の新設、改良及び維持に関すること	災害時における電力供給の確保及び調整に関すること	1 <u>電気料金の支払い期限の延伸等料金の特例に関すること</u> 2 電力供給施設の災害復旧に関すること	総面積 (構成比)	田 (構成比)	畑 (構成比)	山林 (構成比)	宅地 (構成比)	原野 (構成比)	雑種地 (構成比)	その他 (構成比)	1,311.53 (100.00)	<u>162.7</u> (12.41)	<u>34.9</u> (2.66)	<u>801.04</u> (61.08)	<u>31.94</u> (2.44)	<u>36.26</u> (2.76)	<u>150.35</u> (11.46)	<u>94.34</u> (7.19)	年	年間降水量（mm）	気 温（℃）			風 向・風 速（m/s）		年平均	最高	最低	最大瞬間風速	風向	（略）							2018	2,448.50	13.4	37.9	-11.6	22	西	<u>（追加）</u>							<p>◆2020年4月1日の分社化に伴う事業内容変更により削除</p> <p>◆時点修正</p> <p>◆気象庁では番地は公表していないため削除 ◆表現の適正化 ◆時点修正</p>
機関名	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧対策																																																																																																																	
東北電力ネットワーク(株)（鶴岡電力センター）	発電、変電、送電及び配電施設並びに設備の新設、改良及び維持に関すること	災害時における電力供給の確保及び調整に関すること	<u>（削除）</u> 1 電力供給施設の災害復旧に関すること																																																																																																																	
総面積 (構成比)	田 (構成比)	畑 (構成比)	山林 (構成比)	宅地 (構成比)	原野 (構成比)	雑種地 (構成比)	その他 (構成比)																																																																																																													
1,311.53 (100.00)	<u>164.65</u> (12.55)	<u>35.65</u> (2.72)	<u>797.74</u> (60.83)	<u>32.17</u> (2.45)	<u>34.71</u> (2.65)	<u>146.14</u> (11.14)	<u>100.47</u> (7.66)																																																																																																													
年	年間降水量（mm）	気 温（℃）			風 向・風 速（m/s）																																																																																																															
		年平均	最高	最低	最大瞬間風速	風向																																																																																																														
（略）																																																																																																																				
2018	2,448.50	13.4	37.9	-11.6	22	西																																																																																																														
<u>2019</u>	<u>1,814.50</u>	<u>13.8</u>	<u>38.7</u>	<u>-3.3</u>	<u>19.9</u>	<u>西北西</u>																																																																																																														
機関名	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧対策																																																																																																																	
東北電力ネットワーク(株)（鶴岡電力センター）	発電、変電、送電及び配電施設並びに設備の新設、改良及び維持に関すること	災害時における電力供給の確保及び調整に関すること	1 <u>電気料金の支払い期限の延伸等料金の特例に関すること</u> 2 電力供給施設の災害復旧に関すること																																																																																																																	
総面積 (構成比)	田 (構成比)	畑 (構成比)	山林 (構成比)	宅地 (構成比)	原野 (構成比)	雑種地 (構成比)	その他 (構成比)																																																																																																													
1,311.53 (100.00)	<u>162.7</u> (12.41)	<u>34.9</u> (2.66)	<u>801.04</u> (61.08)	<u>31.94</u> (2.44)	<u>36.26</u> (2.76)	<u>150.35</u> (11.46)	<u>94.34</u> (7.19)																																																																																																													
年	年間降水量（mm）	気 温（℃）			風 向・風 速（m/s）																																																																																																															
		年平均	最高	最低	最大瞬間風速	風向																																																																																																														
（略）																																																																																																																				
2018	2,448.50	13.4	37.9	-11.6	22	西																																																																																																														
<u>（追加）</u>																																																																																																																				

鶴岡市地域防災計画新旧対照表（風水害・雪害対策編）

新							旧							変更理由			
イ 鼠ヶ関（鼠ヶ関字横路）							イ 鼠ヶ関（鼠ヶ関字横路）							<ul style="list-style-type: none"> ◆漢字の修正 ◆表現の適正化 ◆時点修正 ◆所在地の修正 ◆番地の削除 ◆時点修正 			
年	年間降水量 (mm)	気 温 (℃)			風 向 ・ 風 速 (m/s)		年	年間降水量 (mm)	気 温 (℃)			風 向 ・ 風 速 (m/s)					
		年平均	最 高	最 低	最大瞬間風速	風 向			年平均	最 高	最 低	最大瞬間風速	風 向				
(略)							(略)										
2018	2,413.00	14	38.2	-4.7	26.3	西南西	2018	2,413.00	14	38.2	-4.7	26.3	西南西				
<u>2019</u>	<u>1,595.00</u>	<u>14.4</u>	<u>40.4</u>	<u>-2.5</u>	<u>24.7</u>	<u>南西</u>	<u>〈追加〉</u>										
ウ 櫛引（桂荒俣字 <u>上桂</u> ）、荒沢（荒沢字狩籠 <u>削除</u> ）							ウ 櫛引（桂荒俣字 <u>89</u> ）、荒沢（荒沢字狩籠 <u>145</u> ）										
年	櫛 引	荒 沢					年	櫛 引	荒 沢								
	年間降水量 (mm)	年間降水量 (mm)						年間降水量 (mm)	年間降水量 (mm)								
(略)							(略)										
2018	2,774.0	3,695.0					2018	2,774.0	3,695.0								
<u>2019</u>	<u>2,117.5</u>	<u>2,860.0</u>					<u>〈追加〉</u>										
②雪 ア 鶴岡公園観測値							②雪 ア 鶴岡公園観測値										
年	降 雪 深 (cm)						最大積雪	年	降 雪 深 (cm)						最大積雪		
	11月	12月	1月	2月	3月	累計	深 (cm)		11月	12月	1月	2月	3月	累計	深 (cm)		
(略)								(略)									
<u>平成30年度</u>	<u>0.0</u>	<u>114.0</u>	<u>120.0</u>	<u>63.0</u>	<u>5.0</u>	<u>302.0</u>	<u>50.0</u>	<u>〈追加〉</u>									
<u>令和元年度</u>	<u>6.0</u>	<u>4.0</u>	<u>11.0</u>	<u>59.0</u>	<u>4.0</u>	<u>84.0</u>	<u>29.0</u>	<u>〈追加〉</u>									
イ 朝日地域最高積雪深							イ 朝日地域最高積雪深										
区分	立 岩 (cm)		大 網 (cm)		大 泉 (cm)		大 鳥 (cm)		区分	立 岩 (cm)		大 網 (cm)		大 泉 (cm)		大 鳥 (cm)	
年度	積雪深	年月日	積雪深	年月日	積雪深	年月日	積雪深	年月日	年度	積雪深	年月日	積雪深	年月日	積雪深	年月日	積雪深	年月日
(略)																	
<u>平成30年度</u>	<u>176</u>	<u>H31.2.13</u>	<u>278</u>	<u>H31.2.13</u>	<u>208</u>	<u>H31.2.14</u>	<u>263</u>	<u>H31.2.13</u>	<u>〈追加〉</u>								
<u>令和元年度</u>	<u>45</u>	<u>R2.2.11</u>	<u>103</u>	<u>R2.2.11</u>	<u>60</u>	<u>R2.2.11</u>	<u>79</u>	<u>R2.2.11</u>	<u>〈追加〉</u>								

鶴岡市地域防災計画新旧対照表（風水害・雪害対策編）

新						旧						変更理由
3 気象観測所						3 気象観測所						
観測所	所在地	観測の種類	観測の種目	河川名	所管	観測所	所在地	観測の種類	観測の種目	河川名	所管	
鼠ヶ関	鼠ヶ関字横路 削除	地域気象	4要素	鼠ヶ関川	気象庁	鼠ヶ関	鼠ヶ関字横路620	地域気象	4要素	鼠ヶ関川	気象庁	◆字句修正、番地の削除
小名部	小名部字上浜田 地先	テレメーター	降水量	鼠ヶ関川	山形県	小名部	小名部字上浜田 137-3	テレメーター	降水量	鼠ヶ関川	山形県	◆市から県へ管理替えによる移設
関川	関川字向 大道1-1	テレメーター	降水量	鼠ヶ関川	山形県	関川	関川字向 11	テレメーター	降水量	鼠ヶ関川	山形県	
旧 温海支所	湯温海字湯之尻521-1	テレメーター	降水量	温海川	山形県	温海支所	湯温海字湯之尻521-1	自記観測	降水量	温海川	山形県	
温海川ダム	一霞字布滝56-29	テレメーター	降水量	温海川	山形県	温海川ダム	一霞字布滝56-29	テレメーター	降水量	温海川	山形県	
温海川	温海川字中小屋181-5	テレメーター	降水量	温海川	山形県	温海川	温海川字中小屋181-5	テレメーター	降水量	温海川	山形県	
五十川	五十川字 藍ヶ坂28-1	テレメーター	降水量	五十川	山形県	五十川	五十川字 山之脇183-2	テレメーター	降水量	五十川	山形県	◆市から県へ管理替えによる移設
戸沢	戸沢字東俣 3-3	テレメーター	降水量	五十川	山形県	戸沢	戸沢字東俣 167	テレメーター	降水量	五十川	山形県	◆市から県へ管理替えによる移設
菅野代	菅野代字 宮野下3-1	テレメーター	降水量	五十川	山形県	菅野代	菅野代字 宮下3-1	テレメーター	降水量	五十川	山形県	◆市から県へ管理替えによる移設
大山	大山1-20	テレメーター	降水量	大山川	山形県	大山	大山1-20	テレメーター	降水量	大山川	山形県	◆県との整合
面野山	面野山字鶴の瀬	テレメーター	降水量	大山川	山形県	面野山	面野山字鶴の瀬	テレメーター	降水量	大山川	山形県	
鶴岡	錦町 削除	地域気象	4要素	赤川	気象庁	鶴岡	錦町 21	地域気象	4要素	赤川	気象庁	◆番地の削除
高坂	高坂字杉ヶ沢46	テレメーター	降水量	青竜寺川	山形県	高坂	高坂字杉ヶ沢46	テレメーター	降水量	青竜寺川	山形県	
櫛引	桂荒俣字上桂 削除	地域気象	降水量・積雪	赤川	気象庁	櫛引	桂荒俣字上桂 89	地域気象	降水量・積雪	赤川	気象庁	◆番地の削除
添川	添川字新地315	テレメーター	降水量	京田川	山形県	添川	添川字新地315	テレメーター	降水量	京田川	山形県	
上野新田	上野新田字段之松8	テレメーター	降水量	今野川	山形県	上野新田	上野新田字段之松8	テレメーター	降水量	今野川	山形県	
羽黒山	手向字羽黒山120-11	テレメーター	降水量	立谷沢川	国土交通省	羽黒山	手向字羽黒山120-11	テレメーター	降水量	立谷沢川	国土交通省	
大針	大針字中村50	テレメーター	降水量	最上川	国土交通省	大針	大針字中村50	テレメーター	降水量	最上川	国土交通省	
（削除）												
湯殿山	田麦俣	テレメーター	降水量	梵字川	国土交通省	田麦俣	田麦俣字扇平70	テレメーター	降水量	梵字川	国土交通省	◆国土交通省水管理・国土保全局の雨量計がR2. 11. 17で観測廃止のため
月山ダム	上名川	テレメーター	降水量	梵字川	国土交通省	湯殿山	田麦俣	テレメーター	降水量	梵字川	国土交通省	
荒沢ダム	荒沢字狩籠78	テレメーター	降水量	削除	山形県	月山ダム	上名川	テレメーター	降水量	梵字川	国土交通省	
荒沢	荒沢字狩籠 削除	地域気象	降水量	赤川	気象庁	荒沢ダム	荒沢字狩籠78	テレメーター	降水量	大鳥川	山形県	
皿淵	大鳥字深谷現国有林	テレメーター	降水量	赤川	山形県	荒沢	荒沢字狩籠 145	地域気象	降水量	赤川	気象庁	◆番地の削除
枅形	大鳥字枅形1	テレメーター	降水量	鉾沢	山形県	皿淵	大鳥字深谷現国有林	テレメーター	降水量	東大鳥川	山形県	
蘇岡	大鳥字蘇岡1-9	テレメーター	降水量	赤川	山形県	枅形	大鳥字枅形1	テレメーター	降水量	鉾沢	山形県	
						蘇岡	大鳥字蘇岡1-9	テレメーター	降水量	東大鳥川	山形県	

鶴岡市地域防災計画新旧対照表（風水害・雪害対策編）

新							旧							変更理由																																																																																																																																									
第1章4節「社会条件」 5 土地利用状況							第1章4節「社会条件」 5 土地利用状況							◆時点修正																																																																																																																																									
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 5%;">/\</th> <th colspan="3" style="text-align: center;">実 数</th> <th colspan="3" style="text-align: center;">構成比</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">平成30年</th> <th style="text-align: center;">平成31年</th> <th style="text-align: center;">令和2年</th> <th style="text-align: center;">平成30年</th> <th style="text-align: center;">平成31年</th> <th style="text-align: center;">令和2年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>田</td><td style="text-align: right;"><u>162.70</u></td><td style="text-align: right;"><u>163.70</u></td><td style="text-align: right;"><u>164.65</u></td><td style="text-align: right;"><u>12.41</u></td><td style="text-align: right;"><u>12.48</u></td><td style="text-align: right;"><u>12.55</u></td></tr> <tr><td>畑</td><td style="text-align: right;"><u>34.90</u></td><td style="text-align: right;"><u>35.66</u></td><td style="text-align: right;"><u>35.65</u></td><td style="text-align: right;"><u>2.66</u></td><td style="text-align: right;"><u>2.72</u></td><td style="text-align: right;"><u>2.72</u></td></tr> <tr><td>山林</td><td style="text-align: right;"><u>801.04</u></td><td style="text-align: right;"><u>800.32</u></td><td style="text-align: right;"><u>797.74</u></td><td style="text-align: right;"><u>61.08</u></td><td style="text-align: right;"><u>61.02</u></td><td style="text-align: right;"><u>60.83</u></td></tr> <tr><td>宅地</td><td style="text-align: right;"><u>31.94</u></td><td style="text-align: right;"><u>32.05</u></td><td style="text-align: right;"><u>32.17</u></td><td style="text-align: right;"><u>2.44</u></td><td style="text-align: right;"><u>2.44</u></td><td style="text-align: right;"><u>2.45</u></td></tr> <tr><td>原野</td><td style="text-align: right;"><u>36.26</u></td><td style="text-align: right;"><u>34.69</u></td><td style="text-align: right;"><u>34.71</u></td><td style="text-align: right;"><u>2.76</u></td><td style="text-align: right;"><u>2.65</u></td><td style="text-align: right;"><u>2.65</u></td></tr> <tr><td>雑種地</td><td style="text-align: right;"><u>150.35</u></td><td style="text-align: right;"><u>147.86</u></td><td style="text-align: right;"><u>146.14</u></td><td style="text-align: right;"><u>11.46</u></td><td style="text-align: right;"><u>11.27</u></td><td style="text-align: right;"><u>11.14</u></td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;"><u>94.34</u></td><td style="text-align: right;"><u>97.25</u></td><td style="text-align: right;"><u>100.47</u></td><td style="text-align: right;"><u>7.19</u></td><td style="text-align: right;"><u>7.42</u></td><td style="text-align: right;"><u>7.66</u></td></tr> <tr><td>合計</td><td style="text-align: right;"><u>1,311.53</u></td><td style="text-align: right;"><u>1,311.53</u></td><td style="text-align: right;"><u>1,311.53</u></td><td style="text-align: center;">100.00</td><td style="text-align: center;">100.00</td><td style="text-align: center;">100.00</td></tr> </tbody> </table>							/\	実 数			構成比				平成30年	平成31年	令和2年	平成30年	平成31年	令和2年	田	<u>162.70</u>	<u>163.70</u>	<u>164.65</u>	<u>12.41</u>	<u>12.48</u>	<u>12.55</u>	畑	<u>34.90</u>	<u>35.66</u>	<u>35.65</u>	<u>2.66</u>	<u>2.72</u>	<u>2.72</u>	山林	<u>801.04</u>	<u>800.32</u>	<u>797.74</u>	<u>61.08</u>	<u>61.02</u>	<u>60.83</u>	宅地	<u>31.94</u>	<u>32.05</u>	<u>32.17</u>	<u>2.44</u>	<u>2.44</u>	<u>2.45</u>	原野	<u>36.26</u>	<u>34.69</u>	<u>34.71</u>	<u>2.76</u>	<u>2.65</u>	<u>2.65</u>	雑種地	<u>150.35</u>	<u>147.86</u>	<u>146.14</u>	<u>11.46</u>	<u>11.27</u>	<u>11.14</u>	その他	<u>94.34</u>	<u>97.25</u>	<u>100.47</u>	<u>7.19</u>	<u>7.42</u>	<u>7.66</u>	合計	<u>1,311.53</u>	<u>1,311.53</u>	<u>1,311.53</u>	100.00	100.00	100.00	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 5%;">/\</th> <th colspan="3" style="text-align: center;">実 数</th> <th colspan="3" style="text-align: center;">構成比</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">平成28年</th> <th style="text-align: center;">平成29年</th> <th style="text-align: center;">平成30年</th> <th style="text-align: center;">平成28年</th> <th style="text-align: center;">平成29年</th> <th style="text-align: center;">平成30年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>田</td><td style="text-align: right;"><u>162.50</u></td><td style="text-align: right;"><u>162.50</u></td><td style="text-align: right;"><u>162.70</u></td><td style="text-align: right;"><u>12.39</u></td><td style="text-align: right;"><u>12.39</u></td><td style="text-align: right;"><u>12.41</u></td></tr> <tr><td>畑</td><td style="text-align: right;"><u>34.23</u></td><td style="text-align: right;"><u>35.69</u></td><td style="text-align: right;"><u>34.90</u></td><td style="text-align: right;"><u>2.61</u></td><td style="text-align: right;"><u>2.72</u></td><td style="text-align: right;"><u>2.66</u></td></tr> <tr><td>山林</td><td style="text-align: right;"><u>801.61</u></td><td style="text-align: right;"><u>801.60</u></td><td style="text-align: right;"><u>801.04</u></td><td style="text-align: right;"><u>61.12</u></td><td style="text-align: right;"><u>61.12</u></td><td style="text-align: right;"><u>61.08</u></td></tr> <tr><td>宅地</td><td style="text-align: right;"><u>31.82</u></td><td style="text-align: right;"><u>31.88</u></td><td style="text-align: right;"><u>31.94</u></td><td style="text-align: right;"><u>2.43</u></td><td style="text-align: right;"><u>2.43</u></td><td style="text-align: right;"><u>2.44</u></td></tr> <tr><td>原野</td><td style="text-align: right;"><u>36.72</u></td><td style="text-align: right;"><u>36.26</u></td><td style="text-align: right;"><u>36.26</u></td><td style="text-align: right;"><u>2.80</u></td><td style="text-align: right;"><u>2.76</u></td><td style="text-align: right;"><u>2.76</u></td></tr> <tr><td>雑種地</td><td style="text-align: right;"><u>150.48</u></td><td style="text-align: right;"><u>149.43</u></td><td style="text-align: right;"><u>150.35</u></td><td style="text-align: right;"><u>11.47</u></td><td style="text-align: right;"><u>11.39</u></td><td style="text-align: right;"><u>11.46</u></td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;"><u>94.17</u></td><td style="text-align: right;"><u>94.17</u></td><td style="text-align: right;"><u>94.34</u></td><td style="text-align: right;"><u>7.18</u></td><td style="text-align: right;"><u>7.18</u></td><td style="text-align: right;"><u>7.19</u></td></tr> <tr><td>合計</td><td style="text-align: right;"><u>1,311.53</u></td><td style="text-align: right;"><u>1,311.53</u></td><td style="text-align: right;"><u>1,311.53</u></td><td style="text-align: center;">100.00</td><td style="text-align: center;">100.00</td><td style="text-align: center;">100.00</td></tr> </tbody> </table>							/\	実 数			構成比			平成28年	平成29年	平成30年	平成28年	平成29年	平成30年	田	<u>162.50</u>	<u>162.50</u>	<u>162.70</u>	<u>12.39</u>	<u>12.39</u>	<u>12.41</u>	畑	<u>34.23</u>	<u>35.69</u>	<u>34.90</u>	<u>2.61</u>	<u>2.72</u>	<u>2.66</u>	山林	<u>801.61</u>	<u>801.60</u>	<u>801.04</u>	<u>61.12</u>	<u>61.12</u>	<u>61.08</u>	宅地	<u>31.82</u>	<u>31.88</u>	<u>31.94</u>	<u>2.43</u>	<u>2.43</u>	<u>2.44</u>	原野	<u>36.72</u>	<u>36.26</u>	<u>36.26</u>	<u>2.80</u>	<u>2.76</u>	<u>2.76</u>	雑種地	<u>150.48</u>	<u>149.43</u>	<u>150.35</u>	<u>11.47</u>	<u>11.39</u>	<u>11.46</u>	その他	<u>94.17</u>	<u>94.17</u>	<u>94.34</u>	<u>7.18</u>	<u>7.18</u>	<u>7.19</u>	合計	<u>1,311.53</u>	<u>1,311.53</u>	<u>1,311.53</u>	100.00	100.00
/\	実 数			構成比																																																																																																																																																			
	平成30年	平成31年	令和2年	平成30年	平成31年	令和2年																																																																																																																																																	
田	<u>162.70</u>	<u>163.70</u>	<u>164.65</u>	<u>12.41</u>	<u>12.48</u>	<u>12.55</u>																																																																																																																																																	
畑	<u>34.90</u>	<u>35.66</u>	<u>35.65</u>	<u>2.66</u>	<u>2.72</u>	<u>2.72</u>																																																																																																																																																	
山林	<u>801.04</u>	<u>800.32</u>	<u>797.74</u>	<u>61.08</u>	<u>61.02</u>	<u>60.83</u>																																																																																																																																																	
宅地	<u>31.94</u>	<u>32.05</u>	<u>32.17</u>	<u>2.44</u>	<u>2.44</u>	<u>2.45</u>																																																																																																																																																	
原野	<u>36.26</u>	<u>34.69</u>	<u>34.71</u>	<u>2.76</u>	<u>2.65</u>	<u>2.65</u>																																																																																																																																																	
雑種地	<u>150.35</u>	<u>147.86</u>	<u>146.14</u>	<u>11.46</u>	<u>11.27</u>	<u>11.14</u>																																																																																																																																																	
その他	<u>94.34</u>	<u>97.25</u>	<u>100.47</u>	<u>7.19</u>	<u>7.42</u>	<u>7.66</u>																																																																																																																																																	
合計	<u>1,311.53</u>	<u>1,311.53</u>	<u>1,311.53</u>	100.00	100.00	100.00																																																																																																																																																	
/\	実 数			構成比																																																																																																																																																			
	平成28年	平成29年	平成30年	平成28年	平成29年	平成30年																																																																																																																																																	
田	<u>162.50</u>	<u>162.50</u>	<u>162.70</u>	<u>12.39</u>	<u>12.39</u>	<u>12.41</u>																																																																																																																																																	
畑	<u>34.23</u>	<u>35.69</u>	<u>34.90</u>	<u>2.61</u>	<u>2.72</u>	<u>2.66</u>																																																																																																																																																	
山林	<u>801.61</u>	<u>801.60</u>	<u>801.04</u>	<u>61.12</u>	<u>61.12</u>	<u>61.08</u>																																																																																																																																																	
宅地	<u>31.82</u>	<u>31.88</u>	<u>31.94</u>	<u>2.43</u>	<u>2.43</u>	<u>2.44</u>																																																																																																																																																	
原野	<u>36.72</u>	<u>36.26</u>	<u>36.26</u>	<u>2.80</u>	<u>2.76</u>	<u>2.76</u>																																																																																																																																																	
雑種地	<u>150.48</u>	<u>149.43</u>	<u>150.35</u>	<u>11.47</u>	<u>11.39</u>	<u>11.46</u>																																																																																																																																																	
その他	<u>94.17</u>	<u>94.17</u>	<u>94.34</u>	<u>7.18</u>	<u>7.18</u>	<u>7.19</u>																																																																																																																																																	
合計	<u>1,311.53</u>	<u>1,311.53</u>	<u>1,311.53</u>	100.00	100.00	100.00																																																																																																																																																	
6 土地利用計画 (2)都市計画区域の指定等（市全域）							6 土地利用計画 (2)都市計画区域の指定等（市全域）							◆時点修正																																																																																																																																									
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="3" style="width: 5%;">項目</th> <th colspan="6" style="text-align: center;">都市計画区域</th> <th colspan="2" rowspan="2" style="text-align: center;">人口集中地区 (DID地区) H27国調</th> </tr> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">指定 面積 (ha)</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">市街化 調整区域</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">人口 (人)</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">市街化 調整区域</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;"><u>区域</u></th> <th style="text-align: center;"><u>調整区域</u></th> <th style="text-align: center;">面積 (ha)</th> <th style="text-align: center;">人口 (人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鶴岡全域</td> <td style="text-align: center;">25,281</td> <td style="text-align: center;">2,327</td> <td style="text-align: center;">22,954</td> <td style="text-align: right;"><u>113,822</u></td> <td style="text-align: right;"><u>74,969</u></td> <td style="text-align: right;"><u>38,853</u></td> <td style="text-align: center;">1,401</td> <td style="text-align: center;">58,003</td> </tr> </tbody> </table>							項目	都市計画区域							人口集中地区 (DID地区) H27国調		指定 面積 (ha)	市街化 調整区域		人口 (人)	市街化 調整区域		<u>区域</u>	<u>調整区域</u>	面積 (ha)	人口 (人)	鶴岡全域	25,281	2,327	22,954	<u>113,822</u>	<u>74,969</u>	<u>38,853</u>	1,401	58,003	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="3" style="width: 5%;">項目</th> <th colspan="6" style="text-align: center;">都市計画区域</th> <th colspan="2" rowspan="2" style="text-align: center;">人口集中地区 (DID地区) H27国調</th> </tr> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">指定 面積 (ha)</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">用途 地域</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">人口 (人)</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">内用途 地域外</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;"><u>地域</u></th> <th style="text-align: center;"><u>地域外</u></th> <th style="text-align: center;">面積 (ha)</th> <th style="text-align: center;">人口 (人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鶴岡全域</td> <td style="text-align: center;">25,281</td> <td style="text-align: center;">2,327</td> <td style="text-align: center;">22,954</td> <td style="text-align: right;"><u>116,057</u></td> <td style="text-align: right;"><u>76,002</u></td> <td style="text-align: right;"><u>40,055</u></td> <td style="text-align: center;">1,401</td> <td style="text-align: center;">58,003</td> </tr> </tbody> </table>							項目	都市計画区域						人口集中地区 (DID地区) H27国調		指定 面積 (ha)	用途 地域		人口 (人)	内用途 地域外		<u>地域</u>	<u>地域外</u>	面積 (ha)	人口 (人)	鶴岡全域	25,281	2,327	22,954	<u>116,057</u>	<u>76,002</u>	<u>40,055</u>	1,401	58,003																																																																																	
項目	都市計画区域							人口集中地区 (DID地区) H27国調																																																																																																																																															
	指定 面積 (ha)	市街化 調整区域		人口 (人)	市街化 調整区域																																																																																																																																																		
		<u>区域</u>	<u>調整区域</u>		面積 (ha)	人口 (人)																																																																																																																																																	
鶴岡全域	25,281	2,327	22,954	<u>113,822</u>	<u>74,969</u>	<u>38,853</u>	1,401	58,003																																																																																																																																															
項目	都市計画区域						人口集中地区 (DID地区) H27国調																																																																																																																																																
	指定 面積 (ha)	用途 地域		人口 (人)	内用途 地域外																																																																																																																																																		
		<u>地域</u>	<u>地域外</u>		面積 (ha)	人口 (人)																																																																																																																																																	
鶴岡全域	25,281	2,327	22,954	<u>116,057</u>	<u>76,002</u>	<u>40,055</u>	1,401	58,003																																																																																																																																															
※人口は、 令和2年 3月31日現在							※人口は、 平成30年 3月31日現在																																																																																																																																																

鶴岡市地域防災計画新旧対照表（風水害・雪害対策編）

新	旧	変更理由																																																																																																						
<p>7 交通 (1)道路の位置等</p> <p>市域を通る道路の延長は、<u>2,144.8</u>kmであり、その内訳は、下表のとおりである。主な道路としては、高規格幹線道路である東北横断自動車道酒田線（山形自動車道）が、月山ICで途中自動車専用道路（月山道路）を介し、湯殿山ICから酒田市に至る。また、平成24年3月には、日本海沿岸東北自動車道（日本海東北自動車道）のあつみ温泉ICから鶴岡JCT間が開通した。災害時における緊急輸送道路としては、この温海地域と鶴岡地域を結ぶ日本海沿岸東北自動車道の他に、新潟県から庄内地方を日本海に沿って秋田県に貫通する国道7号線、村山地方と庄内地方を結ぶ国道112号線が主要な緊急輸送道路となる。その他、県管理である国道345号線が新潟県境の鼠ヶ関から関川を通り、鶴岡地域の田川から市街地に入り、国道112号と交差して藤島地域から最上地方へ結ぶ国道47号に至る。また、朝日地域から新潟県村上市（旧朝日村）を経由する一般県道鶴岡村上線がある。さらに、主要地方道及び一般県道が、鶴岡市の各地域に及び庄内北部地域を結ぶ幹線道路として補完している。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th>道路種別</th> <th>道路管理</th> <th>道路延長 (km)</th> <th>構成比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>山形自動車道</td> <td>NEXCO東日本鶴岡管理事務所</td> <td style="text-align: right;"><u>26.4</u></td> <td style="text-align: right;"><u>1.2</u></td> </tr> <tr> <td>日本海東北自動車道</td> <td>NEXCO東日本鶴岡管理事務所</td> <td style="text-align: right;"><u>8.4</u></td> <td style="text-align: right;"><u>0.4</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">自動車道計</td> <td style="text-align: right;"><u>34.8</u></td> <td style="text-align: right;"><u>1.6</u></td> </tr> <tr> <td>日本海沿岸東北自動車道</td> <td>酒田河川国道事務所 鶴岡国道維持出張所</td> <td style="text-align: right;"><u>24.8</u></td> <td style="text-align: right;"><u>1.2</u></td> </tr> <tr> <td>国道7号線</td> <td>酒田河川国道事務所 鶴岡国道維持出張所</td> <td style="text-align: right;">42.5</td> <td style="text-align: right;">2.0</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">国道112号線</td> <td>酒田河川国道事務所 鶴岡国道維持出張所</td> <td style="text-align: right;"><u>8.1</u></td> <td style="text-align: right;">0.4</td> </tr> <tr> <td>酒田河川国道事務所 月山国道維持出張所</td> <td style="text-align: right;"><u>33.2</u></td> <td style="text-align: right;"><u>1.5</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">国直轄国道計</td> <td style="text-align: right;"><u>108.6</u></td> <td style="text-align: right;">5.1</td> </tr> <tr> <td>県管理国道</td> <td>国道112号線 国道345号線</td> <td style="text-align: right;">85.7</td> <td style="text-align: right;">4.0</td> </tr> <tr> <td>県道</td> <td>山形県庄内総合支庁</td> <td style="text-align: right;">394.6</td> <td style="text-align: right;"><u>18.4</u></td> </tr> <tr> <td>市道</td> <td>鶴岡市</td> <td style="text-align: right;"><u>1,521.1</u></td> <td style="text-align: right;"><u>70.9</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">合計</td> <td style="text-align: right;"><u>2,144.8</u></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin-top: 5px;">令和2年4月1日現在</p>	道路種別	道路管理	道路延長 (km)	構成比 (%)	山形自動車道	NEXCO東日本鶴岡管理事務所	<u>26.4</u>	<u>1.2</u>	日本海東北自動車道	NEXCO東日本鶴岡管理事務所	<u>8.4</u>	<u>0.4</u>	自動車道計		<u>34.8</u>	<u>1.6</u>	日本海沿岸東北自動車道	酒田河川国道事務所 鶴岡国道維持出張所	<u>24.8</u>	<u>1.2</u>	国道7号線	酒田河川国道事務所 鶴岡国道維持出張所	42.5	2.0	国道112号線	酒田河川国道事務所 鶴岡国道維持出張所	<u>8.1</u>	0.4	酒田河川国道事務所 月山国道維持出張所	<u>33.2</u>	<u>1.5</u>	国直轄国道計		<u>108.6</u>	5.1	県管理国道	国道112号線 国道345号線	85.7	4.0	県道	山形県庄内総合支庁	394.6	<u>18.4</u>	市道	鶴岡市	<u>1,521.1</u>	<u>70.9</u>	合計		<u>2,144.8</u>		<p>7 交通 (1)道路の位置等</p> <p>市域を通る道路の延長は、<u>2,116.9</u>kmであり、その内訳は、下表のとおりである。主な道路としては、高規格幹線道路である東北横断自動車道酒田線（山形自動車道）が、月山ICで途中自動車専用道路（月山道路）を介し、湯殿山ICから酒田市に至る。また、平成24年3月には、日本海沿岸東北自動車道（日本海東北自動車道）のあつみ温泉ICから鶴岡JCT間が開通した。災害時における緊急輸送道路としては、この温海地域と鶴岡地域を結ぶ日本海沿岸東北自動車道の他に、新潟県から庄内地方を日本海に沿って秋田県に貫通する国道7号線、村山地方と庄内地方を結ぶ国道112号線が主要な緊急輸送道路となる。その他、県管理である国道345号線が新潟県境の鼠ヶ関から関川を通り、鶴岡地域の田川から市街地に入り、国道112号と交差して藤島地域から最上地方へ結ぶ国道47号に至る。また、朝日地域から新潟県村上市（旧朝日村）を経由する一般県道鶴岡村上線がある。さらに、主要地方道及び一般県道が、鶴岡市の各地域に及び庄内北部地域を結ぶ幹線道路として補完している。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th>道路種別</th> <th>道路管理</th> <th>道路延長 (km)</th> <th>構成比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>山形自動車道</td> <td>NEXCO東日本鶴岡管理事務所</td> <td style="text-align: right;"><u>9.1</u></td> <td style="text-align: right;"><u>0.4</u></td> </tr> <tr> <td>日本海東北自動車道</td> <td>NEXCO東日本鶴岡管理事務所</td> <td style="text-align: right;"><u>1.5</u></td> <td style="text-align: right;"><u>0.1</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">自動車道計</td> <td style="text-align: right;"><u>10.6</u></td> <td style="text-align: right;"><u>0.5</u></td> </tr> <tr> <td>日本海沿岸東北自動車道</td> <td>酒田河川国道事務所 鶴岡国道維持出張所</td> <td style="text-align: right;"><u>24.8</u></td> <td style="text-align: right;"><u>1.2</u></td> </tr> <tr> <td>国道7号線</td> <td>酒田河川国道事務所 鶴岡国道維持出張所</td> <td style="text-align: right;">42.5</td> <td style="text-align: right;">2.0</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">国道112号線</td> <td>酒田河川国道事務所 鶴岡国道維持出張所</td> <td style="text-align: right;"><u>8.0</u></td> <td style="text-align: right;">0.4</td> </tr> <tr> <td>酒田河川国道事務所 月山国道維持出張所</td> <td style="text-align: right;"><u>33.2</u></td> <td style="text-align: right;">1.6</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">国直轄国道計</td> <td style="text-align: right;"><u>108.5</u></td> <td style="text-align: right;">5.1</td> </tr> <tr> <td>県管理国道</td> <td>国道112号線 国道345号線</td> <td style="text-align: right;">85.7</td> <td style="text-align: right;">4.0</td> </tr> <tr> <td>県道</td> <td>山形県庄内総合支庁</td> <td style="text-align: right;">394.6</td> <td style="text-align: right;"><u>18.6</u></td> </tr> <tr> <td>市道</td> <td>鶴岡市</td> <td style="text-align: right;"><u>1,517.5</u></td> <td style="text-align: right;"><u>71.7</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">合計</td> <td style="text-align: right;"><u>2,116.9</u></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin-top: 5px;">平成30年4月1日現在</p>	道路種別	道路管理	道路延長 (km)	構成比 (%)	山形自動車道	NEXCO東日本鶴岡管理事務所	<u>9.1</u>	<u>0.4</u>	日本海東北自動車道	NEXCO東日本鶴岡管理事務所	<u>1.5</u>	<u>0.1</u>	自動車道計		<u>10.6</u>	<u>0.5</u>	日本海沿岸東北自動車道	酒田河川国道事務所 鶴岡国道維持出張所	<u>24.8</u>	<u>1.2</u>	国道7号線	酒田河川国道事務所 鶴岡国道維持出張所	42.5	2.0	国道112号線	酒田河川国道事務所 鶴岡国道維持出張所	<u>8.0</u>	0.4	酒田河川国道事務所 月山国道維持出張所	<u>33.2</u>	1.6	国直轄国道計		<u>108.5</u>	5.1	県管理国道	国道112号線 国道345号線	85.7	4.0	県道	山形県庄内総合支庁	394.6	<u>18.6</u>	市道	鶴岡市	<u>1,517.5</u>	<u>71.7</u>	合計		<u>2,116.9</u>		<p>◆時点修正</p>
道路種別	道路管理	道路延長 (km)	構成比 (%)																																																																																																					
山形自動車道	NEXCO東日本鶴岡管理事務所	<u>26.4</u>	<u>1.2</u>																																																																																																					
日本海東北自動車道	NEXCO東日本鶴岡管理事務所	<u>8.4</u>	<u>0.4</u>																																																																																																					
自動車道計		<u>34.8</u>	<u>1.6</u>																																																																																																					
日本海沿岸東北自動車道	酒田河川国道事務所 鶴岡国道維持出張所	<u>24.8</u>	<u>1.2</u>																																																																																																					
国道7号線	酒田河川国道事務所 鶴岡国道維持出張所	42.5	2.0																																																																																																					
国道112号線	酒田河川国道事務所 鶴岡国道維持出張所	<u>8.1</u>	0.4																																																																																																					
	酒田河川国道事務所 月山国道維持出張所	<u>33.2</u>	<u>1.5</u>																																																																																																					
国直轄国道計		<u>108.6</u>	5.1																																																																																																					
県管理国道	国道112号線 国道345号線	85.7	4.0																																																																																																					
県道	山形県庄内総合支庁	394.6	<u>18.4</u>																																																																																																					
市道	鶴岡市	<u>1,521.1</u>	<u>70.9</u>																																																																																																					
合計		<u>2,144.8</u>																																																																																																						
道路種別	道路管理	道路延長 (km)	構成比 (%)																																																																																																					
山形自動車道	NEXCO東日本鶴岡管理事務所	<u>9.1</u>	<u>0.4</u>																																																																																																					
日本海東北自動車道	NEXCO東日本鶴岡管理事務所	<u>1.5</u>	<u>0.1</u>																																																																																																					
自動車道計		<u>10.6</u>	<u>0.5</u>																																																																																																					
日本海沿岸東北自動車道	酒田河川国道事務所 鶴岡国道維持出張所	<u>24.8</u>	<u>1.2</u>																																																																																																					
国道7号線	酒田河川国道事務所 鶴岡国道維持出張所	42.5	2.0																																																																																																					
国道112号線	酒田河川国道事務所 鶴岡国道維持出張所	<u>8.0</u>	0.4																																																																																																					
	酒田河川国道事務所 月山国道維持出張所	<u>33.2</u>	1.6																																																																																																					
国直轄国道計		<u>108.5</u>	5.1																																																																																																					
県管理国道	国道112号線 国道345号線	85.7	4.0																																																																																																					
県道	山形県庄内総合支庁	394.6	<u>18.6</u>																																																																																																					
市道	鶴岡市	<u>1,517.5</u>	<u>71.7</u>																																																																																																					
合計		<u>2,116.9</u>																																																																																																						

鶴岡市地域防災計画新旧対照表（風水害・雪害対策編）

新	旧	変更理由																
<p>(3)空港 庄内空港は、平成3年10月に開港し、<u>令和2年4月現在で、東京（羽田）便は4往復、東京（成田）便は1往復</u>が運航している。</p> <p>第1章5節「風水害等の災害履歴」 1 合併後の災害履歴 (1)風水害</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">発生期日 (略)</th> <th style="width: 80%;">被害状況 (略)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成30年8月30日～9月1日の大雨</td> <td>東北地方に前線が停滞し、時間最大降水量が鶴岡24mm、楡引30mm、日降水量が鶴岡79mm、楡引90mmの大雨となり、京田川・藤島川を対象に『避難準備・高齢者等避難開始』を発令した。この大雨により、床上浸水1件、床下浸水1件、冠水で農作物等への被害が発生した。</td> </tr> <tr> <td><u>令和元年10月12～13日の大雨</u></td> <td><u>台風19号の影響を受けた大雨により、藤島川、京田川が増水し氾濫する危険があることから、藤島地域の一部に10月12日16時30分に警戒レベル3、避難準備・高齢者等避難開始を発令した。</u></td> </tr> <tr> <td><u>令和2年7月28日の大雨</u></td> <td><u>7月27日の深夜から雨が降り続き、24時間降水量は朝日地域の荒沢で28日16時10分まで226.5mmとなり、7月の過去最高を更新した。青龍寺川や藤島川、京田川、黒瀬川などで水位が上昇したことから、羽黒地域の一部に避難指示、藤島地域の一部、鶴岡地域の一部に避難勧告を発令し、6つの避難所を開設、182名が避難した。主な被害としては、鶴岡地域の湯野沢地区で赤川と青龍寺川の水位が上昇し、内水氾濫が発生、集落内が浸水した。また、藤島地域では農地の冠水が広範囲で発生し、農作物への被害が生じた。</u></td> </tr> </tbody> </table>	発生期日 (略)	被害状況 (略)	平成30年8月30日～9月1日の大雨	東北地方に前線が停滞し、時間最大降水量が鶴岡24mm、楡引30mm、日降水量が鶴岡79mm、楡引90mmの大雨となり、京田川・藤島川を対象に『避難準備・高齢者等避難開始』を発令した。この大雨により、床上浸水1件、床下浸水1件、冠水で農作物等への被害が発生した。	<u>令和元年10月12～13日の大雨</u>	<u>台風19号の影響を受けた大雨により、藤島川、京田川が増水し氾濫する危険があることから、藤島地域の一部に10月12日16時30分に警戒レベル3、避難準備・高齢者等避難開始を発令した。</u>	<u>令和2年7月28日の大雨</u>	<u>7月27日の深夜から雨が降り続き、24時間降水量は朝日地域の荒沢で28日16時10分まで226.5mmとなり、7月の過去最高を更新した。青龍寺川や藤島川、京田川、黒瀬川などで水位が上昇したことから、羽黒地域の一部に避難指示、藤島地域の一部、鶴岡地域の一部に避難勧告を発令し、6つの避難所を開設、182名が避難した。主な被害としては、鶴岡地域の湯野沢地区で赤川と青龍寺川の水位が上昇し、内水氾濫が発生、集落内が浸水した。また、藤島地域では農地の冠水が広範囲で発生し、農作物への被害が生じた。</u>	<p>(3)空港 庄内空港は、平成3年10月に開港し、<u>平成31年3月31日現在東京便4往復</u>が運航している。</p> <p>第1章5節「風水害等の災害履歴」 1 合併後の災害履歴 (1)風水害</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">発生期日 (略)</th> <th style="width: 80%;">被害状況 (略)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成30年8月30日～9月1日の大雨</td> <td>東北地方に前線が停滞し、時間最大降水量が鶴岡24mm、楡引30mm、日降水量が鶴岡79mm、楡引90mmの大雨となり、京田川・藤島川を対象に『避難準備・高齢者等避難開始』を発令した。この大雨により、床上浸水1件、床下浸水1件、冠水で農作物等への被害が発生した。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u><追加></u></td> <td style="text-align: center;"><u><追加></u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u><追加></u></td> <td style="text-align: center;"><u><追加></u></td> </tr> </tbody> </table>	発生期日 (略)	被害状況 (略)	平成30年8月30日～9月1日の大雨	東北地方に前線が停滞し、時間最大降水量が鶴岡24mm、楡引30mm、日降水量が鶴岡79mm、楡引90mmの大雨となり、京田川・藤島川を対象に『避難準備・高齢者等避難開始』を発令した。この大雨により、床上浸水1件、床下浸水1件、冠水で農作物等への被害が発生した。	<u><追加></u>	<u><追加></u>	<u><追加></u>	<u><追加></u>	<p>◆時点修正</p> <p>◆被害記録を新たに追加</p>
発生期日 (略)	被害状況 (略)																	
平成30年8月30日～9月1日の大雨	東北地方に前線が停滞し、時間最大降水量が鶴岡24mm、楡引30mm、日降水量が鶴岡79mm、楡引90mmの大雨となり、京田川・藤島川を対象に『避難準備・高齢者等避難開始』を発令した。この大雨により、床上浸水1件、床下浸水1件、冠水で農作物等への被害が発生した。																	
<u>令和元年10月12～13日の大雨</u>	<u>台風19号の影響を受けた大雨により、藤島川、京田川が増水し氾濫する危険があることから、藤島地域の一部に10月12日16時30分に警戒レベル3、避難準備・高齢者等避難開始を発令した。</u>																	
<u>令和2年7月28日の大雨</u>	<u>7月27日の深夜から雨が降り続き、24時間降水量は朝日地域の荒沢で28日16時10分まで226.5mmとなり、7月の過去最高を更新した。青龍寺川や藤島川、京田川、黒瀬川などで水位が上昇したことから、羽黒地域の一部に避難指示、藤島地域の一部、鶴岡地域の一部に避難勧告を発令し、6つの避難所を開設、182名が避難した。主な被害としては、鶴岡地域の湯野沢地区で赤川と青龍寺川の水位が上昇し、内水氾濫が発生、集落内が浸水した。また、藤島地域では農地の冠水が広範囲で発生し、農作物への被害が生じた。</u>																	
発生期日 (略)	被害状況 (略)																	
平成30年8月30日～9月1日の大雨	東北地方に前線が停滞し、時間最大降水量が鶴岡24mm、楡引30mm、日降水量が鶴岡79mm、楡引90mmの大雨となり、京田川・藤島川を対象に『避難準備・高齢者等避難開始』を発令した。この大雨により、床上浸水1件、床下浸水1件、冠水で農作物等への被害が発生した。																	
<u><追加></u>	<u><追加></u>																	
<u><追加></u>	<u><追加></u>																	

鶴岡市地域防災計画新旧対照表（風水害・雪害対策編）

新	旧	変更理由																		
<p>第1章6節「災害危険性の評価」 1 風水害等の種類</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">災害の種類</th> <th style="width: 80%;">現象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">雪害</td> <td>雪崩 山の斜面の積雪の一部が崩落して起こる。</td> </tr> <tr> <td>融雪害 雪解けが原因となる <u>洪水害や土砂災害。</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 風水害等の危険性 (略) 次に、本市の土砂災害危険区域は、<u>令和2年10月9日</u>現在 <u>1,015</u>箇所（鶴岡地域475、藤島地域13、羽黒地域10、櫛引地域5、朝日地域173、温海地域<u>339</u>）、地すべり101箇所、急傾斜地445箇所、土石流468箇所と、県内では最も土砂災害危険区域が多い。（略）</p> <p>第2章1節「災害予防と減災対策への取り組み」 2 日常の予防活動 (3)避難対策の強化 ②食料・生活必需品の確保 (略) カ 孤立が予想される集落の住民は、最低7日間分の食料、飲料水、生活必需品及び燃料を各家庭で備蓄 <u>キ 感染症対策としてのマスクや消毒液等の備蓄</u></p> <p>第2章2節「地域力・市民力を生かした防災への取り組み」 【関係機関】 県（<u>防災くらし安心部</u>）、市民（自主防災組織、町内会）、企業（事業所）等、工場、ボランティア団体等、<u>市社会福祉協議会</u></p>	災害の種類	現象	(略)		雪害	雪崩 山の斜面の積雪の一部が崩落して起こる。	融雪害 雪解けが原因となる <u>洪水害や土砂災害。</u>	(略)		<p>第1章6節「災害危険性の評価」 1 風水害等の種類</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">災害の種類</th> <th style="width: 80%;">現象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">雪害</td> <td>雪崩 山の斜面の積雪の一部が崩落して起こる。</td> </tr> <tr> <td>融雪害 雪解けが原因となる <u>洪水、土砂災害</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 風水害等の危険性 (略) 次に、本市の土砂災害危険区域は、<u>平成31年年3月31日</u>現在 <u>1,013</u>箇所（鶴岡地域475、藤島地域13、羽黒地域10、櫛引地域5、朝日地域173、温海地域<u>337</u>）、地すべり101箇所、急傾斜地445箇所、土石流468箇所と、県内では最も土砂災害危険区域が多い。（略）</p> <p>第2章1節「災害予防と減災対策への取り組み」 2 日常の予防活動 (3)避難対策の強化 ②食料・生活必需品の確保 (略) カ 孤立が予想される集落の住民は、最低7日間分の食料、飲料水、生活必需品及び燃料を各家庭で備蓄 <u>キ <追加></u></p> <p>第2章2節「地域力・市民力を生かした防災への取り組み」 【関係機関】 県（<u>防災危機管理課</u>）、市民（自主防災組織、町内会）、企業（事業所）等、工場、ボランティア団体等、<u><追加></u></p>	災害の種類	現象	(略)		雪害	雪崩 山の斜面の積雪の一部が崩落して起こる。	融雪害 雪解けが原因となる <u>洪水、土砂災害</u>	(略)		<p>◆文言の統一</p> <p>◆時点修正</p> <p>◆避難所における感染症対策を追加</p> <p>◆平時の取り組みとして市社協が実施する内容のため追加</p>
災害の種類	現象																			
(略)																				
雪害	雪崩 山の斜面の積雪の一部が崩落して起こる。																			
	融雪害 雪解けが原因となる <u>洪水害や土砂災害。</u>																			
(略)																				
災害の種類	現象																			
(略)																				
雪害	雪崩 山の斜面の積雪の一部が崩落して起こる。																			
	融雪害 雪解けが原因となる <u>洪水、土砂災害</u>																			
(略)																				

鶴岡市地域防災計画新旧対照表（風水害・雪害対策編）

新	旧	変更理由
<p>2 各主体の役割及び業務の内容</p> <p>(1)市の役割</p> <p>①自主防災組織の育成・自主防災リーダーの養成</p> <p>市は、<u>法第5条第2項の規定により、自主防災組織の育成主体として位置付けられていることから、町内会等に対する指導、助言を積極的に行い、組織率の向上と実効ある自主防災組織の育成・強化に努め、消防団との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図る。</u>地域住民の自発的な活動である自主防災組織の取り組みは、その中核となるべきリーダーの見識や熱意に依存するところが大きいことから、研修会の開催、先進の取組事例の紹介などを通じ、地域の防災リーダーを養成する。<u>自主防災リーダーの育成等、自助・共助の取組みが適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図る。</u></p> <p>(2)県の役割</p> <p>ア 県は、<u>自主防災組織の組織化及び組織活性化を支援するため、市が行う自主防災組織育成整備活動及び自主防災組織の活動状況の把握をし、指導助言を行う。また、自主防災組織の活動において中核的存在となる人材（以下「自主防災リーダー」という。）の育成を支援するため、自主防災リーダー研修会等を実施する。</u></p> <p><u>(7)防災関係機関</u></p> <p><u>防災関係機関は、市が行う自主防組織の育成整備活動への協力を努める。</u></p> <p>第2章3節「防災知識の普及及び訓練」</p> <p>【関係機関】県（<u>防災くらし安心部</u>、総務部、健康福祉部、<u>産業労働部</u>、県土整備部）、防災関係機関、市民（町内会、自主防災組織、ボランティア団体）、<u>市社会福祉協議会</u>、医療（（一社）鶴岡地区医師会、日本赤十字社山形県支部）、各種施設管理者及び企業（防火管理者、危険物取扱者、病院、福祉施設、ホテル、旅館、高層建築物、ターミナルビル等）</p>	<p>2 各主体の役割及び業務の内容</p> <p>(1)市の役割</p> <p>①自主防災組織の育成・自主防災リーダーの養成</p> <p>市は、<u><追加></u>町内会等に対する指導、助言を積極的に行い、<u>自主防災組織の育成を図る。</u>地域住民の自発的な活動である自主防災組織の取り組みは、その中核となるべきリーダーの見識や熱意に依存するところが大きいことから、研修会の開催、先進の取組事例の紹介などを通じ、地域の防災リーダーを養成する。<u><追加></u></p> <p>(2)県の役割</p> <p>ア 県は、<u><追加></u>市が行う自主防災組織育成整備活動及び自主防災組織の活動状況の把握をし、指導助言を行う。また、<u>市と連携して研修会等の開催や県の広報紙等による普及啓発を行い、自主防災組織の充実を図る。</u></p> <p style="text-align: center;"><u><追加></u></p> <p>第2章3節「防災知識の普及及び訓練」</p> <p>【関係機関】県（<u>防災危機管理課</u>、総務部、健康福祉部、<u>商工労働観光部</u>、県土整備部）、防災関係機関、市民（町内会、自主防災組織、ボランティア団体）、<u><追加></u>、医療（（一社）鶴岡地区医師会、日本赤十字社山形県支部）、各種施設管理者及び企業（防火管理者、危険物取扱者、病院、福祉施設、ホテル、旅館、高層建築物、ターミナルビル等）</p>	<p>◆防災基本計画の修正</p> <p>◆防災基本計画の修正</p> <p>◆防災基本計画の修正</p> <p>◆平時の取組みとして市社協が実施する内容のため追加</p>

鶴岡市地域防災計画新旧対照表（風水害・雪害対策編）

新	旧	変更理由
<p>2 各主体の役割及び業務の内容</p> <p>(1)市の役割</p> <p>①市職員の防災教育、防災部門の人材育成 (略)</p> <p>ウ 防災訓練</p> <p>市は、災害発生時において、市民が落ち着いて家族や自らの安全を確保するとともに、適切な防災対策を実施するために、原則毎年1回は総合防災訓練を実施する。なお、訓練にあたっては、町内会等住民自治組織や自主防災組織、<u>NPO・ボランティア</u>等が幅広く参加し、防災関係機関の指導のもとに訓練を体験することで、知識や技術を身につけられる内容とする。また、災害発生時の被害を軽減するため、迅速かつ的確に災害に対する防災活動が行えるよう、関係機関、自主防災組織及び市民が相互協力して、避難指示（緊急）等の情報伝達訓練及び避難訓練等を継続的かつ定期的に実施する。</p> <p>②一般住民に対する防災知識の普及・啓発</p> <p><u>国、県及び市は、被害の防止、軽減の観点から、住民に対して「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を住民に周知し、理解と協力を得るものとする。</u></p> <p><u>また、大規模な災害が発生した場合には、すべての応急対策について行政が対応することが困難であり、住民自らの自主防災意識と行動が重要となることから、防災訓練や啓発活動等を通して一般住民に対する防災知識の普及を図る。</u></p> <p><u>なお、国、県及び市は、住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組みを行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクに関する情報の提供に努めるとともに、防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組みを推進する。</u></p>	<p>2 各主体の役割及び業務の内容</p> <p>(1)市の役割</p> <p>①市職員の防災教育、防災部門の人材育成 (略)</p> <p>ウ 防災訓練</p> <p>市は、災害発生時において、市民が落ち着いて家族や自らの安全を確保するとともに、適切な防災対策を実施するために、原則毎年1回は総合防災訓練を実施する。なお、訓練にあたっては、町内会等住民自治組織や自主防災組織、<u><追加></u>ボランティア<u>団体</u>等が幅広く参加し、防災関係機関の指導のもとに訓練を体験することで、知識や技術を身につけられる内容とする。また、災害発生時の被害を軽減するため、迅速かつ的確に災害に対する防災活動が行えるよう、関係機関、自主防災組織及び市民が相互協力して、避難指示（緊急）等の情報伝達訓練及び避難訓練等を継続的かつ定期的に実施する。</p> <p>②一般住民に対する防災知識の普及・啓発 <u><追加></u></p>	<p>◆防災基本計画の修正</p> <p>◆防災基本計画の修正 （「自らの命は自らが守る」意識の徹底等による防災意識の向上推進）</p>

鶴岡市地域防災計画新旧対照表（風水害・雪害対策編）

新	旧	変更理由
<p>ア 普及・啓発の内容</p> <p><u>災害に備えた普段の心得や災害発生時の心得として、次の事項について啓発を行う。</u></p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p><u>e 避難に関する情報の意味（分散避難、安全な場所にいる人は避難所に行く必要がない等）の知識</u></p> <p><u>f 積雪時の対策、自動車運転時の行動、救助・救出活動の知識、応急手当の知識、初期消火の知識、減災への取り組み及び要配慮者の避難支援</u></p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p><u>g 日常の対策</u></p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(c) 3日分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレトペーパー等の備蓄 <u>(ローリングストック法※の活用)</u></p> <p><u>※ローリングストック法：普段の生活で消費する食品や生活必需品を少し多めに買って置き、古くなったものから順に使用し、使用した分を新たに買い足すことで常に一定量を確保しておく備蓄方法。</u></p> <p><u>(d) 自動車へのこまめな満タン給油</u></p> <p>(e) 高齢者用、乳幼児用、食物アレルギー者用等、家族の実情に応じた食料等の備蓄</p> <p>(f) 家族が服用している医薬品の情報等の把握</p> <p>(g) 災害史や災害教訓・伝承、地域の危険情報の把握</p> <p>(h) 県防災学習館等による災害の疑似体験</p> <p>(i) 保険、共済等の生活再建に向けた事前の備え</p> <p><u>(g) 感染症対策としてのマスクや消毒液等の準備</u></p>	<p>ア 普及・啓発の内容</p> <p><u>災害発生時には、市、防災関係機関及び市民が一体となり、迅速な防災活動を行い被害の軽減を図る必要がある。このため、市民が日頃から「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識を持ち防災活動を行えるよう、下記の事項について防災知識の普及・啓発を図るものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;"><u>〈追加〉</u></p> <p>e 積雪時の対策、自動車運転時の行動、救助・救出活動の知識、応急手当の知識、初期消火の知識、減災への取り組み及び要配慮者の避難支援</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>f 日常の対策</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(c) 3日分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレトペーパー等の備蓄 <u>〈追加〉</u></p> <p style="text-align: center;"><u>〈追加〉</u></p> <p style="text-align: center;"><u>〈追加〉</u></p> <p>(d) 高齢者用、乳幼児用、食物アレルギー者用等、家族の実情に応じた食料等の備蓄</p> <p>(e) 家族が服用している医薬品の情報等の把握</p> <p>(f) 災害史や災害教訓・伝承、地域の危険情報の把握</p> <p>(g) 県防災学習館等による災害の疑似体験</p> <p>(h) 保険、共済等の生活再建に向けた事前の備え</p> <p style="text-align: center;"><u>〈追加〉</u></p>	<p>◆山形県地域防災計画との整合</p> <p>◆災害リスクととるべき行動の理解促進</p> <p>◆実情に合わせた修正</p> <p>◆防災基本計画の修正</p> <p>◆感染症対策を追加</p>

鶴岡市地域防災計画新旧対照表（風水害・雪害対策編）

新	旧	変更理由
<p>イ 普及・啓発の方法</p> <p><u>市及び県は、パンフレット、リーフレット、ポスター等の配布やホームページの活用などを促進するとともに、住民を対象とした防災セミナー等の開催に努め、防災知識と自助を基本とした防災意識の啓発を推進する。</u></p> <p><u>併せて、地域における自主防災組織、町内会、各種団体、ボランティア等の活動並びに消防本部で実施する応急手当講習会など地域コミュニティにおける多様な主体の関わりを通じて防災知識と自助を基本とした防災意識の普及啓発を図るとともに、防災（防災・減災への取組み実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図る。</u></p> <p><u>また、適切な避難場所、避難路等について周知徹底するとともに、必要に応じて指定緊急避難場所の開錠・開放を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進する。</u></p>	<p>イ 普及・啓発の方法</p> <p><u>市は、パンフレット、チラシ及びハザードマップ等を作成し各戸に配布するとともに、テレビ、ラジオ、インターネット及び新聞等を活用して住民の防災知識の向上を図る。市及び消防本部は、普及・啓発用資機材の整備に努めるとともに、初期消火、応急手当等の災害初期訓練を体験することで防災意識の向上を図るものとする。また、町内会等の求めに応じ、情報の提供とその解説のために研修会を開催する。</u></p>	<p>◆防災基本計画の修正 （防災と福祉の連携による高齢者の避難行動に対する理解促進）</p>

鶴岡市地域防災計画新旧対照表（風水害・雪害対策編）

新	旧	変更理由
<p><u>オ 災害予想区域図の周知</u></p> <p><u>市は、想定される被害の危険区域及び指定緊急避難場所、避難経路等を示した災害予想区域図（ハザードマップ）、防災マップ、災害発生時の行動マニュアル等を作成し、住民等に周知する。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努める。</u></p> <p><u>また、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解促進に努める。</u></p> <p>④企業（事業所）等に対する防災知識の普及 ア 啓発内容 （略）</p> <p>(c) 3日間の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレトペーパー等の備蓄 <u>（ローリングストック法の活用）</u></p> <p><u>(d) 自動車へのこまめな満タン給油</u></p> <p>(e) 災害史や災害教訓・伝承、地域の危険情報の把握 (f) 地域住民との協力体制の構築 (g) 県防災学習館等による災害の疑似体験 <u>(h) 感染症対策としてのマスクや消毒液等の準備</u></p> <p>（略）</p>	<p><u>〈追加〉</u></p> <p>④企業（事業所）等に対する防災知識の普及 ア 啓発内容 （略）</p> <p>(c) 3日間の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレトペーパー等の備蓄 <u>〈追加〉</u></p> <p><u>〈追加〉</u></p> <p>(d) 災害史や災害教訓・伝承、地域の危険情報の把握 (e) 地域住民との協力体制の構築 (f) 県防災学習館等による災害の疑似体験 <u>〈追加〉</u></p> <p>（略）</p>	<p>◆防災基本計画の修正 （居住地域の災害リスクやとるべき行動等の周知、避難に関する情報の意味の理解促進）</p> <p>◆実情に合わせた修正 ◆防災基本計画の修正</p> <p>◆防災基本計画の修正 （避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の平時からの検討、実施）</p>

鶴岡市地域防災計画新旧対照表（風水害・雪害対策編）

新	旧	変更理由
<p>イ 啓発方法 <u>市及び県は、パンフレット、リーフレット、ポスター等の配布やホームページの活用などを促進するとともに、事業所等を対象とした防災セミナー等の開催に努め、防災知識と自助を基本とした防災意識の啓発を推進する。</u> <u>また、緊急時に対処できる自衛防災体制及び地域との連携強化による災害時の協力体制の整備を指導する。</u> <u>また、適切な避難場所、避難路等について周知徹底するとともに、必要に応じて指定緊急避難場所の開錠・開放を自主防災組織と担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティと連携した避難活動を促進する。</u></p> <p>ウ 災害予想区域図の周知 <u>市は、想定される被害の危険区域及び指定緊急避難場所、避難経路等を示した災害予想区域図（ハザードマップ）、防災マップ、災害発生時の行動マニュアル等を作成し、住民等に周知する。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか確認を促すよう努める。</u> <u>また、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや建物の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解促進に努める。</u></p>	<p>イ 啓発方法 <u>パンフレット、リーフレット、ポスター等の配布や、防災ビデオ、災害体験者、防災学習館の利用、ホームページの活用等を促進するとともに、事業所等に対する防災セミナーの開催や集団指導に努め、防災知識と防災意識の啓発を推進する。また、地域における自主防災組織、町内会、各種団体、ボランティア等の活動並びに消防本部で実施する応急手当講習会等の機会に加え、公民館等の社会教育施設を活用する等、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりを通じて、防災知識と自助・共助を基本とした防災意識の普及啓発を図る。</u></p> <p style="text-align: center;">〈追加〉</p>	<p>◆防災基本計画の修正</p> <p>◆防災基本計画の修正 （居住地域の災害リスクやとるべき行動等の周知、避難に関する情報の意味の理解促進）</p>

鶴岡市地域防災計画新旧対照表（風水害・雪害対策編）

新	旧	変更理由
<p>(4)学校教育における防災教育・訓練</p> <p><u>国、県及び市は、地域の防災力を高めていくため、学校における防災教育の充実、防災に関する教材（副読本）の充実を図るものとする。また、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。</u></p> <p><u>①児童生徒等に対する防災教育</u></p> <p><u>県及び市は、防災教育を学校教育の中に位置付け、児童生徒等の発達段階に応じ、災害発生時に起こる危険や災害時の対応、本県の災害史、災害教訓・伝承等について理解させ、安全な行動をとれるよう次の事項に留意して教育する。</u></p> <p><u>ア 児童・生徒の発達段階や学校種別、学校の立地条件等によって指導内容や指導方法を具体的に考え実施すること。</u></p> <p><u>イ 児童・生徒の発達段階に応じて、防災教育資材、学校安全資料を活用し指導すること。</u></p> <p><u>ウ 自然体験学習、福祉体験学習及びボランティア体験学習等の実施により、「命の大切さ」「家族の絆」「助け合う心」や「生きるたくましさ、勇気」等について指導すること。</u></p> <p><u>②教職員に対する防災教育</u></p> <p><u>県・市教育委員会は、初任者研修、経験者研修等において、災害の基礎知識、児童生徒等の発達段階や地域の特性に応じた避難行動等に関する研修を行う。</u></p> <p><u>イ 校長は、教職員が災害発生時に主体的に動けるよう各人の役割を明確にし、マニュアル等を用いて定期的に校内研修を実施する。</u></p>	<p>(4)学校教育における防災教育・訓練</p> <p><u>学校においては、児童・生徒等に対する防災教育の充実を図り、防災訓練の強化及び防災関係行事等の実施により、災害発生時の対応などの理解を深めることが必要であることから、防災教育を充実させるため、次の事項に留意する。</u></p> <p><u>ア 児童・生徒の発達段階に応じた防災教育を実施するとともに、災害発生時に起こる危険や災害時の対応、災害史、災害教訓・伝承等について理解させるため、各校の教育計画、年間指導計画等に明確に位置付ける。</u></p> <p><u>イ 児童・生徒の防災に関する知識を深め、災害時の対応力を高めるための教材や資料を整備する。</u></p> <p><u>ウ 各地区の自然環境や過去の災害の特性、防災体制の仕組みなどについての理解を深める。</u></p> <p><u>エ 教職員(市職員を含む。)用に災害発生時の対応要領を作成し、教職員研修の充実を図る。</u></p> <p><u>オ 防災訓練においては、学校生活の様々な場面を想定し実施するとともに、消防職員等の協力を得て、避難行動等を評価し訓練等に生かすものとする。</u></p> <p><u>カ 校長は、学校安全計画及び危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）を策定し、冷静かつ迅速な行動が取れるよう、的確な対応を確保するとともに、年一回以上防災訓練を実施する。</u></p>	<p>◆防災基本計画の修正（水害・土砂災害のリスクがある学校における、避難計画と合わせた防災教育の充実）</p>

鶴岡市地域防災計画新旧対照表（風水害・雪害対策編）

新	旧	変更理由																														
<p><u>③学校の防災訓練</u> <u>学校管理者は、学校安全計画及び危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）を策定し、冷静かつ迅速な行動が取れるよう、的確な対応を確保する。</u> <u>特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、毎年、梅雨や台風の時期を迎える前までを目途に、防災訓練と合わせた防災教育を実施するよう努めるものとする。</u> <u>国、県、市及び関係機関は、学校における防災訓練等について、必要に応じて助言等を行うものとする。</u> <u>なお、以下の点に留意して年1回以上防災訓練を実施する。</u> <u>ア 授業中、昼休み等学校生活の様々な場面を想定すること。</u> <u>イ 児童・生徒の避難誘導を実施すること。</u> <u>ウ 季節を考慮した訓練を実施すること。</u> <u>エ できる限り地域との連携に努めること。</u></p> <p>(5)応急手当方法の指導 地震発生時において、負傷者の第1救護者は、住民となること が多く「一人でも多くの命を救う」ため、市、医師会及び日本赤十字社山形県支部等は、互いに協力し市民に対する応急手当方法の指導を積極的に推進するものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">指導推進の対象</th> <th colspan="2" style="width: 75%;">指導推進の役割分担</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・市職員</td> <td>鶴岡市</td> <td>防災訓練等の企画、開催</td> </tr> <tr> <td>・地域住民（自主防災組織）</td> <td>鶴岡市消防本部</td> <td>普通救命講習会の推進</td> </tr> <tr> <td>・中・高校生、教師</td> <td>(一社)鶴岡地区医師会</td> <td>講習会への援助、協力</td> </tr> <tr> <td>・防災関係機関職員</td> <td>日本赤十字社山形県支部</td> <td>救急法等講習会、<u>赤十字防災セミナー</u>の推進</td> </tr> </tbody> </table>	指導推進の対象	指導推進の役割分担		・市職員	鶴岡市	防災訓練等の企画、開催	・地域住民（自主防災組織）	鶴岡市消防本部	普通救命講習会の推進	・中・高校生、教師	(一社)鶴岡地区医師会	講習会への援助、協力	・防災関係機関職員	日本赤十字社山形県支部	救急法等講習会、 <u>赤十字防災セミナー</u> の推進	<p><u>〈追加〉</u></p> <p>(5)応急手当方法の指導 地震発生時において、負傷者の第1救護者は、住民となること が多く「一人でも多くの命を救う」ため、市、医師会及び日本赤十字社山形県支部等は、互いに協力し市民に対する応急手当方法の指導を積極的に推進するものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">指導推進の対象</th> <th colspan="2" style="width: 75%;">指導推進の役割分担</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・市職員</td> <td>鶴岡市</td> <td>防災訓練等の企画、開催</td> </tr> <tr> <td>・地域住民（自主防災組織）</td> <td>鶴岡市消防本部</td> <td>普通救命講習会の推進</td> </tr> <tr> <td>・中・高校生、教師</td> <td>(一社)鶴岡地区医師会</td> <td>講習会への援助、協力</td> </tr> <tr> <td>・防災関係機関職員</td> <td>日本赤十字社山形県支部</td> <td>救急法等講習会 <u>〈追加〉</u>の推進</td> </tr> </tbody> </table>	指導推進の対象	指導推進の役割分担		・市職員	鶴岡市	防災訓練等の企画、開催	・地域住民（自主防災組織）	鶴岡市消防本部	普通救命講習会の推進	・中・高校生、教師	(一社)鶴岡地区医師会	講習会への援助、協力	・防災関係機関職員	日本赤十字社山形県支部	救急法等講習会 <u>〈追加〉</u> の推進	<p>◆防災基本計画の修正（水害・土砂災害のリスクがある学校における、避難計画と合わせた防災教育の充実）</p> <p>◆日本赤十字社山形県支部の防災教育事業「赤十字防災セミナー」を追加</p>
指導推進の対象	指導推進の役割分担																															
・市職員	鶴岡市	防災訓練等の企画、開催																														
・地域住民（自主防災組織）	鶴岡市消防本部	普通救命講習会の推進																														
・中・高校生、教師	(一社)鶴岡地区医師会	講習会への援助、協力																														
・防災関係機関職員	日本赤十字社山形県支部	救急法等講習会、 <u>赤十字防災セミナー</u> の推進																														
指導推進の対象	指導推進の役割分担																															
・市職員	鶴岡市	防災訓練等の企画、開催																														
・地域住民（自主防災組織）	鶴岡市消防本部	普通救命講習会の推進																														
・中・高校生、教師	(一社)鶴岡地区医師会	講習会への援助、協力																														
・防災関係機関職員	日本赤十字社山形県支部	救急法等講習会 <u>〈追加〉</u> の推進																														

鶴岡市地域防災計画新旧対照表（風水害・雪害対策編）

新	旧	変更理由																
<p><u>(8)市等における事業継続力強化支援計画の策定推進</u> <u>県、市、商工会及び商工会議所は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組み等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努める。</u></p> <p>第2章5節「気象情報等収集体制」 2 市の気象情報収集伝達体制 (1)気象情報の収集体制 市は、迅速かつ適切な応急対策を実施するため、次により、気象情報の早期収集に努める。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">収集先</th> <th style="width: 90%;">収集内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">国</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・「川の防災情報」、「川の水位情報」による河川情報収集 ・情報提供システムによる河川情報収集 ・山形地方気象台の注意報、警報、<u>危険度分布（大雨警報（浸水害・土砂災害）及び洪水警報）</u>及び気象予報の収集 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">山形県</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・山形県河川砂防情報システムによる河川情報・山形県土砂災害警戒システムによる土砂災害警戒情報収集及び土砂災害危険度情報収集 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">鶴岡市</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・消防本部の気象観測データの収集 ・<u>洪水予測システム（リバーキャスト）による水位情報収集</u> </td> </tr> </tbody> </table>	収集先	収集内容	国	<ul style="list-style-type: none"> ・「川の防災情報」、「川の水位情報」による河川情報収集 ・情報提供システムによる河川情報収集 ・山形地方気象台の注意報、警報、<u>危険度分布（大雨警報（浸水害・土砂災害）及び洪水警報）</u>及び気象予報の収集 	山形県	<ul style="list-style-type: none"> ・山形県河川砂防情報システムによる河川情報・山形県土砂災害警戒システムによる土砂災害警戒情報収集及び土砂災害危険度情報収集 	鶴岡市	<ul style="list-style-type: none"> ・消防本部の気象観測データの収集 ・<u>洪水予測システム（リバーキャスト）による水位情報収集</u> 	<p style="text-align: center;"><u><追加></u></p> <p>第2章5節「気象情報等収集体制」 2 市の気象情報収集伝達体制 (1)気象情報の収集体制 市は、迅速かつ適切な応急対策を実施するため、次により、気象情報の早期収集に努める。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">収集先</th> <th style="width: 90%;">収集内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">国</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・「川の防災情報」、「川の水位情報」による河川情報収集 ・情報提供システムによる河川情報収集 ・山形地方気象台の注意報、警報<u><追加></u>及び気象予報の収集 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">山形県</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・山形県河川砂防情報システムによる河川情報・山形県土砂災害警戒システムによる土砂災害警戒情報収集及び土砂災害危険度情報収集 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">鶴岡市</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・消防本部の気象観測データの収集 ・<u><追加></u> </td> </tr> </tbody> </table>	収集先	収集内容	国	<ul style="list-style-type: none"> ・「川の防災情報」、「川の水位情報」による河川情報収集 ・情報提供システムによる河川情報収集 ・山形地方気象台の注意報、警報<u><追加></u>及び気象予報の収集 	山形県	<ul style="list-style-type: none"> ・山形県河川砂防情報システムによる河川情報・山形県土砂災害警戒システムによる土砂災害警戒情報収集及び土砂災害危険度情報収集 	鶴岡市	<ul style="list-style-type: none"> ・消防本部の気象観測データの収集 ・<u><追加></u> 	<p>◆防災基本計画の修正</p> <p>◆危険度分布を追加 ◆洪水予測システムを市独自で運用していることから追加</p>
収集先	収集内容																	
国	<ul style="list-style-type: none"> ・「川の防災情報」、「川の水位情報」による河川情報収集 ・情報提供システムによる河川情報収集 ・山形地方気象台の注意報、警報、<u>危険度分布（大雨警報（浸水害・土砂災害）及び洪水警報）</u>及び気象予報の収集 																	
山形県	<ul style="list-style-type: none"> ・山形県河川砂防情報システムによる河川情報・山形県土砂災害警戒システムによる土砂災害警戒情報収集及び土砂災害危険度情報収集 																	
鶴岡市	<ul style="list-style-type: none"> ・消防本部の気象観測データの収集 ・<u>洪水予測システム（リバーキャスト）による水位情報収集</u> 																	
収集先	収集内容																	
国	<ul style="list-style-type: none"> ・「川の防災情報」、「川の水位情報」による河川情報収集 ・情報提供システムによる河川情報収集 ・山形地方気象台の注意報、警報<u><追加></u>及び気象予報の収集 																	
山形県	<ul style="list-style-type: none"> ・山形県河川砂防情報システムによる河川情報・山形県土砂災害警戒システムによる土砂災害警戒情報収集及び土砂災害危険度情報収集 																	
鶴岡市	<ul style="list-style-type: none"> ・消防本部の気象観測データの収集 ・<u><追加></u> 																	

鶴岡市地域防災計画新旧対照表（風水害・雪害対策編）

新	旧	変更理由
<p>第2章7節「住民等の事前避難準備」 2 各主体の役割及び業務の内容 (1)市民等に求められる役割 ①市民・企業（事業所）等の役割 (略)</p> <p>イ 災害時の避難所、避難場所及び安全な避難経路をあらかじめ確認すること。 <u>ウ 知人宅などへ避難する「分散避難」についてあらかじめ確認すること。</u> <u>エ</u> 災害時の家族・社員等の連絡方法をあらかじめ決めておくこと。 <u>オ</u> 携帯ラジオ等、緊急時の情報入手手段を事前に用意すること。 <u>カ</u> 避難情報（避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急））の意味を正しく理解しておくこと。 <u>キ</u> 災害時の連携に必要な近隣住民及び企業（事業所）等との交流を行うこと。 <u>ク</u> 住宅の耐震化等を意識しておくこと。</p>	<p>第2章7節「住民等の事前避難準備」 2 各主体の役割及び業務の内容 (1)市民等に求められる役割 ①市民・企業（事業所）等の役割 (略)</p> <p>イ 災害時の避難所、避難場所及び安全な避難経路をあらかじめ確認すること。</p> <p style="text-align: center;"><u>（追加）</u></p> <p><u>ウ</u> 災害時の家族・社員等の連絡方法をあらかじめ決めておくこと。 <u>エ</u> 携帯ラジオ等、緊急時の情報入手手段を事前に用意すること。 <u>オ</u> 避難情報（避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急））の意味を正しく理解しておくこと。 <u>カ</u> 災害時の連携に必要な近隣住民及び企業（事業所）等との交流を行うこと。 <u>キ</u> 住宅の耐震化等を意識しておくこと。</p>	<p>◆災害リスクととるべき行動の理解促進</p>

鶴岡市地域防災計画新旧対照表（風水害・雪害対策編）

新	旧	変更理由																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
<p>(2)地域に求められる役割 【土砂災害警戒区域等の立地する要配慮者利用施設一覧 (令和2年4月末時点)】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">要配慮者利用施設名</th> <th rowspan="2">住所</th> <th colspan="3">土砂災害警戒区域<削除> (イエロー)</th> <th colspan="2">特別警戒区域 (レッド)</th> </tr> <tr> <th>◎：指定済</th> <th>○：指定予定</th> <th>土石流</th> <th>地すべり</th> <th>急傾斜</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>黄金保育園</td><td>鶴岡市青龍寺字川内109-7</td><td>◎</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>黄金放課後児童クラブ</td><td>鶴岡市青龍寺字北内29</td><td>◎</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>黄金小学校</td><td>鶴岡市青龍寺字北内48</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>湯田川保育園</td><td>鶴岡市藤沢字西側175</td><td></td><td>◎</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>藤沢の家</td><td>鶴岡市藤沢字荒沢甲305</td><td>◎</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>すばる</td><td>鶴岡市藤沢字西側163</td><td></td><td>◎</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>小堅保育園</td><td>鶴岡市堅岩沢字淵ノ上533</td><td>◎</td><td></td><td>◎</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>小堅保育園わんぱくルーム</td><td>鶴岡市堅岩沢字淵ノ上533</td><td>◎</td><td></td><td>◎</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>豊浦中学校</td><td>鶴岡市三瀬字横町33-2</td><td>◎</td><td></td><td>◎</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>三瀬保育園</td><td>鶴岡市三瀬字殿田233-1</td><td></td><td></td><td>◎</td><td></td><td>◎</td></tr> <tr><td>ぼかぼか森の小さなおうち ～三瀬森の保育園～</td><td>鶴岡市三瀬字殿田233-1</td><td></td><td></td><td>◎</td><td></td><td>◎</td></tr> <tr><td>加茂水産高等学校</td><td>鶴岡市加茂字大崩595</td><td></td><td></td><td>◎</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>多機能かも</td><td>鶴岡市加茂字加茂146</td><td>◎</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td colspan="7" style="text-align: center;"><削除></td></tr> <tr><td>デイサービスあさひ</td><td>鶴岡市熊出字日鑑31-3</td><td></td><td></td><td>◎</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>温寿荘</td><td>鶴岡市模代丁53-1</td><td>◎</td><td></td><td>◎</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>デイサービス温寿荘</td><td>鶴岡市模代丁53-1</td><td>◎</td><td></td><td>◎</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>ショートステイ温寿荘</td><td>鶴岡市模代丁53-1</td><td>◎</td><td></td><td>◎</td><td></td><td></td></tr> <tr><td colspan="7" style="text-align: center;"><削除></td></tr> <tr><td colspan="7" style="text-align: center;"><削除></td></tr> <tr><td>温海デイサービスセンター 愛寿園</td><td>鶴岡市湯温海字湯之尻521-12</td><td></td><td></td><td>◎</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>授産施設もみじが丘</td><td>鶴岡市湯温海字湯之尻555</td><td></td><td></td><td>◎</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>阿部医院</td><td>鶴岡市湯温海甲122-1</td><td>◎</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td colspan="7" style="text-align: center;"><削除></td></tr> <tr><td>さくら家</td><td>鶴岡市湯温海甲231</td><td></td><td></td><td>◎</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>山戸保育園</td><td>鶴岡市山五十川字木ノ下475-2</td><td>◎</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>グループホーム ねががせき</td><td>鶴岡市鼠ヶ関字横路9-3</td><td></td><td>◎</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>多機能ねががせき</td><td>鶴岡市鼠ヶ関字横路9-3</td><td></td><td>◎</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>鼠ヶ関保育園</td><td>鶴岡市鼠ヶ関字横路806</td><td></td><td>◎</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>あつみ小学校</td><td>鶴岡市温海字荻田240-1</td><td></td><td></td><td>◎</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>鼠ヶ関小学校</td><td>鶴岡市鼠ヶ関字横路497-2</td><td>◎</td><td></td><td>◎</td><td></td><td>◎</td></tr> <tr><td>温海中学校</td><td>鶴岡市大岩川字黒岩35</td><td>◎</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>茶ヤ町荘</td><td>鶴岡市温海戊645-40</td><td>◎</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>清流苑</td><td>鶴岡市五十川字山乃脇183-2</td><td></td><td></td><td>◎</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	要配慮者利用施設名	住所	土砂災害警戒区域<削除> (イエロー)			特別警戒区域 (レッド)		◎：指定済	○：指定予定	土石流	地すべり	急傾斜	黄金保育園	鶴岡市青龍寺字川内109-7	◎					黄金放課後児童クラブ	鶴岡市青龍寺字北内29	◎					黄金小学校	鶴岡市青龍寺字北内48	◎	◎	◎			湯田川保育園	鶴岡市藤沢字西側175		◎				藤沢の家	鶴岡市藤沢字荒沢甲305	◎					すばる	鶴岡市藤沢字西側163		◎				小堅保育園	鶴岡市堅岩沢字淵ノ上533	◎		◎			小堅保育園わんぱくルーム	鶴岡市堅岩沢字淵ノ上533	◎		◎			豊浦中学校	鶴岡市三瀬字横町33-2	◎		◎			三瀬保育園	鶴岡市三瀬字殿田233-1			◎		◎	ぼかぼか森の小さなおうち ～三瀬森の保育園～	鶴岡市三瀬字殿田233-1			◎		◎	加茂水産高等学校	鶴岡市加茂字大崩595			◎			多機能かも	鶴岡市加茂字加茂146	◎					<削除>							デイサービスあさひ	鶴岡市熊出字日鑑31-3			◎			温寿荘	鶴岡市模代丁53-1	◎		◎			デイサービス温寿荘	鶴岡市模代丁53-1	◎		◎			ショートステイ温寿荘	鶴岡市模代丁53-1	◎		◎			<削除>							<削除>							温海デイサービスセンター 愛寿園	鶴岡市湯温海字湯之尻521-12			◎			授産施設もみじが丘	鶴岡市湯温海字湯之尻555			◎			阿部医院	鶴岡市湯温海甲122-1	◎					<削除>							さくら家	鶴岡市湯温海甲231			◎			山戸保育園	鶴岡市山五十川字木ノ下475-2	◎					グループホーム ねががせき	鶴岡市鼠ヶ関字横路9-3		◎				多機能ねががせき	鶴岡市鼠ヶ関字横路9-3		◎				鼠ヶ関保育園	鶴岡市鼠ヶ関字横路806		◎				あつみ小学校	鶴岡市温海字荻田240-1			◎			鼠ヶ関小学校	鶴岡市鼠ヶ関字横路497-2	◎		◎		◎	温海中学校	鶴岡市大岩川字黒岩35	◎					茶ヤ町荘	鶴岡市温海戊645-40	◎					清流苑	鶴岡市五十川字山乃脇183-2			◎			<p>(2)地域に求められる役割 【土砂災害警戒区域等の立地する要配慮者利用施設一覧 (平成31年2月末時点)】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">要配慮者利用施設名</th> <th rowspan="2">住所</th> <th colspan="3">土砂災害警戒区域等の指定 (イエロー)</th> <th rowspan="2"><追加></th> </tr> <tr> <th>◎：指定済</th> <th>○：指定予定</th> <th>土石流</th> <th>地すべり</th> <th>急傾斜</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>黄金保育園</td><td>鶴岡市青龍寺字川内109-7</td><td>◎</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td colspan="6" style="text-align: center;"><追加></td></tr> <tr><td>黄金小学校</td><td>鶴岡市青龍寺字北内48</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td></td></tr> <tr><td colspan="6" style="text-align: center;"><追加></td></tr> <tr><td>藤沢の家</td><td>鶴岡市藤沢字荒沢甲305</td><td>◎</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td colspan="6" style="text-align: center;"><追加></td></tr> <tr><td>小堅保育園</td><td>鶴岡市堅岩沢字淵ノ上533</td><td>◎</td><td></td><td>◎</td><td></td></tr> <tr><td colspan="6" style="text-align: center;"><追加></td></tr> <tr><td>豊浦中学校</td><td>鶴岡市三瀬字横町33-2</td><td>◎</td><td></td><td>◎</td><td></td></tr> <tr><td>三瀬保育園</td><td>鶴岡市三瀬字殿田233-1</td><td></td><td></td><td>◎</td><td><追加></td></tr> <tr><td colspan="6" style="text-align: center;"><追加></td></tr> <tr><td>加茂水産高等学校</td><td>鶴岡市加茂字大崩595</td><td></td><td></td><td>◎</td><td></td></tr> <tr><td>多機能かも</td><td>鶴岡市加茂字加茂146</td><td>◎</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>大網診療所</td><td>鶴岡市大網字興屋69-1</td><td></td><td></td><td>◎</td><td></td></tr> <tr><td>サポートセンターあさひ</td><td>鶴岡市熊出字日鑑31-3</td><td></td><td></td><td>◎</td><td></td></tr> <tr><td>温寿荘</td><td>鶴岡市模代丁53-1</td><td>◎</td><td></td><td>◎</td><td></td></tr> <tr><td colspan="6" style="text-align: center;"><追加></td></tr> <tr><td colspan="6" style="text-align: center;"><追加></td></tr> <tr><td>寿海荘</td><td>鶴岡市湯温海字湯之尻88-1</td><td>◎</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>佐久間医院</td><td>鶴岡市湯温海字湯之尻122-21</td><td>◎</td><td></td><td>◎</td><td></td></tr> <tr><td><追加>愛寿園</td><td>鶴岡市湯温海字湯之尻521-12</td><td></td><td></td><td>◎</td><td></td></tr> <tr><td>授産施設もみじが丘</td><td>鶴岡市湯温海字湯之尻555</td><td></td><td></td><td>◎</td><td></td></tr> <tr><td>阿部医院</td><td>鶴岡市湯温海甲122-1</td><td>◎</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>佐藤診療所</td><td>鶴岡市湯温海甲127-1</td><td>◎</td><td></td><td>◎</td><td></td></tr> <tr><td>さくら家</td><td>鶴岡市湯温海甲231</td><td></td><td></td><td>◎</td><td></td></tr> <tr><td>山戸保育園</td><td>鶴岡市山五十川字木ノ下475-2</td><td>◎</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>グループホーム 鼠ヶ関</td><td>鶴岡市鼠ヶ関字横路9-3</td><td></td><td>◎</td><td></td><td></td></tr> <tr><td colspan="6" style="text-align: center;"><追加></td></tr> <tr><td>鼠ヶ関保育園</td><td>鶴岡市鼠ヶ関字横路806</td><td></td><td></td><td>◎</td><td></td></tr> <tr><td>あつみ小学校</td><td>鶴岡市温海字荻田240-1</td><td></td><td></td><td>◎</td><td></td></tr> <tr><td>鼠ヶ関小学校</td><td>鶴岡市鼠ヶ関字横路497-2</td><td>◎</td><td></td><td>◎</td><td><追加></td></tr> <tr><td>温海中学校</td><td>鶴岡市大岩川字黒岩35</td><td>◎</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>茶ヤ町荘</td><td>鶴岡市温海戊645-40</td><td>◎</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td colspan="6" style="text-align: center;"><追加></td></tr> </tbody> </table>	要配慮者利用施設名	住所	土砂災害警戒区域等の指定 (イエロー)			<追加>	◎：指定済	○：指定予定	土石流	地すべり	急傾斜	黄金保育園	鶴岡市青龍寺字川内109-7	◎				<追加>						黄金小学校	鶴岡市青龍寺字北内48	◎	◎	◎		<追加>						藤沢の家	鶴岡市藤沢字荒沢甲305	◎				<追加>						小堅保育園	鶴岡市堅岩沢字淵ノ上533	◎		◎		<追加>						豊浦中学校	鶴岡市三瀬字横町33-2	◎		◎		三瀬保育園	鶴岡市三瀬字殿田233-1			◎	<追加>	<追加>						加茂水産高等学校	鶴岡市加茂字大崩595			◎		多機能かも	鶴岡市加茂字加茂146	◎				大網診療所	鶴岡市大網字興屋69-1			◎		サポートセンターあさひ	鶴岡市熊出字日鑑31-3			◎		温寿荘	鶴岡市模代丁53-1	◎		◎		<追加>						<追加>						寿海荘	鶴岡市湯温海字湯之尻88-1	◎				佐久間医院	鶴岡市湯温海字湯之尻122-21	◎		◎		<追加>愛寿園	鶴岡市湯温海字湯之尻521-12			◎		授産施設もみじが丘	鶴岡市湯温海字湯之尻555			◎		阿部医院	鶴岡市湯温海甲122-1	◎				佐藤診療所	鶴岡市湯温海甲127-1	◎		◎		さくら家	鶴岡市湯温海甲231			◎		山戸保育園	鶴岡市山五十川字木ノ下475-2	◎				グループホーム 鼠ヶ関	鶴岡市鼠ヶ関字横路9-3		◎			<追加>						鼠ヶ関保育園	鶴岡市鼠ヶ関字横路806			◎		あつみ小学校	鶴岡市温海字荻田240-1			◎		鼠ヶ関小学校	鶴岡市鼠ヶ関字横路497-2	◎		◎	<追加>	温海中学校	鶴岡市大岩川字黒岩35	◎				茶ヤ町荘	鶴岡市温海戊645-40	◎				<追加>						<p>◆時点修正</p>
要配慮者利用施設名			住所	土砂災害警戒区域<削除> (イエロー)			特別警戒区域 (レッド)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	◎：指定済	○：指定予定		土石流	地すべり	急傾斜																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
黄金保育園	鶴岡市青龍寺字川内109-7	◎																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
黄金放課後児童クラブ	鶴岡市青龍寺字北内29	◎																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
黄金小学校	鶴岡市青龍寺字北内48	◎	◎	◎																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
湯田川保育園	鶴岡市藤沢字西側175		◎																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
藤沢の家	鶴岡市藤沢字荒沢甲305	◎																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
すばる	鶴岡市藤沢字西側163		◎																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
小堅保育園	鶴岡市堅岩沢字淵ノ上533	◎		◎																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
小堅保育園わんぱくルーム	鶴岡市堅岩沢字淵ノ上533	◎		◎																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
豊浦中学校	鶴岡市三瀬字横町33-2	◎		◎																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
三瀬保育園	鶴岡市三瀬字殿田233-1			◎		◎																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
ぼかぼか森の小さなおうち ～三瀬森の保育園～	鶴岡市三瀬字殿田233-1			◎		◎																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
加茂水産高等学校	鶴岡市加茂字大崩595			◎																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
多機能かも	鶴岡市加茂字加茂146	◎																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
<削除>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
デイサービスあさひ	鶴岡市熊出字日鑑31-3			◎																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
温寿荘	鶴岡市模代丁53-1	◎		◎																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
デイサービス温寿荘	鶴岡市模代丁53-1	◎		◎																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
ショートステイ温寿荘	鶴岡市模代丁53-1	◎		◎																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
<削除>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
<削除>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
温海デイサービスセンター 愛寿園	鶴岡市湯温海字湯之尻521-12			◎																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
授産施設もみじが丘	鶴岡市湯温海字湯之尻555			◎																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
阿部医院	鶴岡市湯温海甲122-1	◎																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
<削除>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
さくら家	鶴岡市湯温海甲231			◎																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
山戸保育園	鶴岡市山五十川字木ノ下475-2	◎																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
グループホーム ねががせき	鶴岡市鼠ヶ関字横路9-3		◎																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
多機能ねががせき	鶴岡市鼠ヶ関字横路9-3		◎																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
鼠ヶ関保育園	鶴岡市鼠ヶ関字横路806		◎																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
あつみ小学校	鶴岡市温海字荻田240-1			◎																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
鼠ヶ関小学校	鶴岡市鼠ヶ関字横路497-2	◎		◎		◎																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
温海中学校	鶴岡市大岩川字黒岩35	◎																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
茶ヤ町荘	鶴岡市温海戊645-40	◎																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
清流苑	鶴岡市五十川字山乃脇183-2			◎																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
要配慮者利用施設名	住所	土砂災害警戒区域等の指定 (イエロー)			<追加>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
		◎：指定済	○：指定予定	土石流		地すべり	急傾斜																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
黄金保育園	鶴岡市青龍寺字川内109-7	◎																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
<追加>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
黄金小学校	鶴岡市青龍寺字北内48	◎	◎	◎																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
<追加>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
藤沢の家	鶴岡市藤沢字荒沢甲305	◎																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
<追加>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
小堅保育園	鶴岡市堅岩沢字淵ノ上533	◎		◎																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
<追加>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
豊浦中学校	鶴岡市三瀬字横町33-2	◎		◎																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
三瀬保育園	鶴岡市三瀬字殿田233-1			◎	<追加>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
<追加>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
加茂水産高等学校	鶴岡市加茂字大崩595			◎																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
多機能かも	鶴岡市加茂字加茂146	◎																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
大網診療所	鶴岡市大網字興屋69-1			◎																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
サポートセンターあさひ	鶴岡市熊出字日鑑31-3			◎																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
温寿荘	鶴岡市模代丁53-1	◎		◎																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
<追加>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
<追加>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
寿海荘	鶴岡市湯温海字湯之尻88-1	◎																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
佐久間医院	鶴岡市湯温海字湯之尻122-21	◎		◎																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
<追加>愛寿園	鶴岡市湯温海字湯之尻521-12			◎																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
授産施設もみじが丘	鶴岡市湯温海字湯之尻555			◎																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
阿部医院	鶴岡市湯温海甲122-1	◎																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
佐藤診療所	鶴岡市湯温海甲127-1	◎		◎																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
さくら家	鶴岡市湯温海甲231			◎																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
山戸保育園	鶴岡市山五十川字木ノ下475-2	◎																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
グループホーム 鼠ヶ関	鶴岡市鼠ヶ関字横路9-3		◎																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
<追加>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
鼠ヶ関保育園	鶴岡市鼠ヶ関字横路806			◎																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
あつみ小学校	鶴岡市温海字荻田240-1			◎																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
鼠ヶ関小学校	鶴岡市鼠ヶ関字横路497-2	◎		◎	<追加>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
温海中学校	鶴岡市大岩川字黒岩35	◎																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
茶ヤ町荘	鶴岡市温海戊645-40	◎																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
<追加>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			

鶴岡市地域防災計画新旧対照表（風水害・雪害対策編）

新	旧	変更理由
<p>第2章8節「避難所等事前対策」 4 業務の内容 (5)避難所の開設体制等の整備 ②福祉避難所の指定 要配慮者を優先し、秩序ある避難所の運営を行うための体制を確保する。<u>なお、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定すること。</u> ア 市は、<u>〈削除〉指定避難所の内一般避難スペース</u>での共同生活が難しい要配慮者のための「福祉避難所」の予定施設をあらかじめ指定する。 イ 「福祉避難所」の指定にあつては、次の事項に留意することとする。 a バリアフリー化など要配慮者の利用に適しており、ケア要員の確保が比較的容易な社会福祉施設 <u>〈削除〉</u> 等の収容する避難者に相応しい施設を選定する。</p> <p>(7)避難所の整備 避難所について、次の施設整備に努める。 (略) <u>キ 再生可能エネルギー発電設備の整備</u></p> <p><u>ク 感染症対策としてのマスクや消毒液等の備蓄</u> <u>ケ 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努める。</u></p>	<p>第2章8節「避難所等事前対策」 4 業務の内容 (5)避難所の開設体制等の整備 ②福祉避難所の指定 要配慮者を優先し、秩序ある避難所の運営を行うための体制を確保する。<u>〈追加〉</u> ア 市は、<u>障害者等の一般の避難所〈追加〉</u>での共同生活が難しい要配慮者のための「福祉避難所」の予定施設をあらかじめ指定する。 イ 「福祉避難所」の指定にあつては、次の事項に留意することとする。 a バリアフリー化など要配慮者の利用に適しており、ケア要員の確保が比較的容易な社会福祉施設、<u>特別支援学校</u>等の収容する避難者に相応しい施設を選定する。</p> <p>(7)避難所の整備 避難所について、次の施設整備に努める。 (略) <u>〈追加〉</u></p> <p><u>〈追加〉</u></p> <p><u>〈追加〉</u></p>	<p>◆防災基本計画の修正 ◆特別支援学校と福祉避難所の指定について協議を行ったが、建物（バリアフリー化）、ケア要員の確保が困難であるとの回答を得たことから、福祉避難所の指定を見送ることとしたため削除する。</p> <p>◆市として再生可能エネルギー発電設備の設置を進めていることから追加 ◆防災基本計画の修正 ◆防災基本計画の修正 （避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の平時からの検討、実施）</p>

鶴岡市地域防災計画新旧対照表（風水害・雪害対策編）

新	旧	変更理由																																																																						
<p>第2章9節「孤立集落対策」 2 各主体の役割及び業務の内容 孤立集落数※<u>令和2年9月1日</u>現在</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">地域名</th> <th colspan="3">孤立集落</th> </tr> <tr> <th>集落数（集落）</th> <th>戸数（単位：戸）</th> <th>人口（単位：人）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>鶴岡地域</td><td>1</td><td>2</td><td>11</td></tr> <tr><td>藤島地域</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr><td>羽黒地域</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr><td>櫛引地域</td><td>1</td><td>26</td><td>85</td></tr> <tr><td>朝日地域</td><td>15</td><td>277</td><td>768</td></tr> <tr><td>温海地域</td><td>25</td><td>2,168</td><td>5,522</td></tr> <tr><td>計</td><td>42</td><td>2,473</td><td>6,386</td></tr> </tbody> </table> <p>第2章10節「要配慮者の安全確保」 【本所】<u>食文化創造都市推進課</u>、福祉課、長寿介護課、コミュニティ推進課、<u>地域包括ケア推進室</u>、消防本部、防災安全課</p> <p>2 各主体の役割及び業務の内容 (1)市の役割 ②コミュニティの形成 町内会や自主防災組織、民生・児童委員、消防団、社会福祉協議会、老人クラブ及び<u>NPO・ボランティア</u><削除>等と連携し、日ごろの取組みを生かしながら、要配慮者の支援ができるよう地域コミュニティの形成を図る。</p> <p>⑩外国人への支援対策 (略)</p> <p>ウ 防災体制の整備</p> <p>市が行う防災訓練の実施にあたっては、地域に住む外国人を含めるとともに、外国人雇用企業(事業所)等や留学生が所属する学校等に対し、防災教育等の実施を働きかける等、<u>NPO</u>や学校と連携した防災体制の整備を行う。また、日頃から県、外国人関係団体、外国語ボランティア等と連携して災害時の情報提供、相談窓口等、外国人支援の体制づくりを行う。</p>	地域名	孤立集落			集落数（集落）	戸数（単位：戸）	人口（単位：人）	鶴岡地域	1	2	11	藤島地域	0	0	0	羽黒地域	0	0	0	櫛引地域	1	26	85	朝日地域	15	277	768	温海地域	25	2,168	5,522	計	42	2,473	6,386	<p>第2章9節「孤立集落対策」 2 各主体の役割及び業務の内容 孤立集落数※<u>平成30年9月1日</u>現在</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">地域名</th> <th colspan="3">孤立集落</th> </tr> <tr> <th>集落数（集落）</th> <th>戸数（単位：戸）</th> <th>人口（単位：人）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>鶴岡地域</td><td>1</td><td>2</td><td>11</td></tr> <tr><td>藤島地域</td><td>0</td><td>2</td><td>0</td></tr> <tr><td>羽黒地域</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr><td>櫛引地域</td><td>1</td><td>25</td><td>85</td></tr> <tr><td>朝日地域</td><td>15</td><td>281</td><td>865</td></tr> <tr><td>温海地域</td><td>25</td><td>2,236</td><td>5,858</td></tr> <tr><td>計</td><td>42</td><td>2,546</td><td>6,819</td></tr> </tbody> </table> <p>第2章10節「要配慮者の安全確保」 【本所】<追加>福祉課、長寿介護課、コミュニティ推進課 <追加>消防本部、防災安全課</p> <p>2 各主体の役割及び業務の内容 (1)市の役割 ②コミュニティの形成 町内会や自主防災組織、民生・児童委員、消防団、社会福祉協議会、老人クラブ及び<u>民間</u>ボランティア<u>団体</u>等と連携し、日ごろの取組みを生かしながら、要配慮者の支援ができるよう地域コミュニティの形成を図る。</p> <p>⑩外国人への支援対策 (略)</p> <p>ウ 防災体制の整備</p> <p>市が行う防災訓練の実施にあたっては、地域に住む外国人を含めるとともに、外国人雇用企業(事業所)等や留学生が所属する学校等に対し、防災教育等の実施を働きかける等、<u>民間</u>や学校と連携した防災体制の整備を行う。また、日頃から県、外国人関係団体、外国語ボランティア等と連携して災害時の情報提供、相談窓口等、外国人支援の体制づくりを行う。</p>	地域名	孤立集落			集落数（集落）	戸数（単位：戸）	人口（単位：人）	鶴岡地域	1	2	11	藤島地域	0	2	0	羽黒地域	0	0	0	櫛引地域	1	25	85	朝日地域	15	281	865	温海地域	25	2,236	5,858	計	42	2,546	6,819	<p>◆時点修正</p> <p>◆多文化共生推進担当課、要配慮者個別計画担当課を追加</p> <p>◆防災基本計画の修正</p> <p>◆防災基本計画の修正</p>
地域名		孤立集落																																																																						
	集落数（集落）	戸数（単位：戸）	人口（単位：人）																																																																					
鶴岡地域	1	2	11																																																																					
藤島地域	0	0	0																																																																					
羽黒地域	0	0	0																																																																					
櫛引地域	1	26	85																																																																					
朝日地域	15	277	768																																																																					
温海地域	25	2,168	5,522																																																																					
計	42	2,473	6,386																																																																					
地域名	孤立集落																																																																							
	集落数（集落）	戸数（単位：戸）	人口（単位：人）																																																																					
鶴岡地域	1	2	11																																																																					
藤島地域	0	2	0																																																																					
羽黒地域	0	0	0																																																																					
櫛引地域	1	25	85																																																																					
朝日地域	15	281	865																																																																					
温海地域	25	2,236	5,858																																																																					
計	42	2,546	6,819																																																																					

鶴岡市地域防災計画新旧対照表（風水害・雪害対策編）

新	旧	変更理由
<p>(3)社会福祉施設等の要配慮者利用施設管理者の役割 社会福祉施設等の管理者は、次により社会福祉施設等における災害予防対策を推進する。</p> <p>①防災体制の整備 (略)</p> <p>ウ 情報連絡、応援体制の確立 社会福祉施設等の管理者は、必要に応じて、消防、警察、医療機関及び近隣施設等との連絡会議の設置や施設利用者の受け入れに関する自前の取り決めなどにより、災害発生時の救助・協力体制の整備に努める。なお、その内容を県に情報提供するよう努める。また、地域住民、<u>NPO・ボランティア</u> 〈削除〉及び近隣施設等から、災害発生時における施設入所者の避難等について応援が得られるよう、普段から協力関係の構築に努める。</p> <p>第2章14節「救助・救急体制の整備」 【本所】防災安全課、消防本部 【関係機関】県（<u>防災くらし安心部</u>、健康福祉部）、警察本部、酒田海上保安部、医師会（県・鶴岡地区）、医療機関、日本赤十字社<u>山形県支部</u></p> <p>2 各主体の役割及び業務の内容 (5)市民・企業（事業所）等の役割 ②医療機関等の役割 エ 日本赤十字社山形県支部の対策 日本赤十字社山形県支部は、県から援助の要請があったとき又は必要と認めたときは、赤十字救護班を現地に派遣し、<u>〈削除〉</u>医療救護活動を行うものとする。</p>	<p>(3)社会福祉施設等の要配慮者利用施設管理者の役割 社会福祉施設等の管理者は、次により社会福祉施設等における災害予防対策を推進する。</p> <p>①防災体制の整備 (略)</p> <p>ウ 情報連絡、応援体制の確立 社会福祉施設等の管理者は、必要に応じて、消防、警察、医療機関及び近隣施設等との連絡会議の設置や施設利用者の受け入れに関する自前の取り決めなどにより、災害発生時の救助・協力体制の整備に努める。なお、その内容を県に情報提供するよう努める。また、地域住民、<u>民間</u>ボランティア<u>団体</u>及び近隣施設等から、災害発生時における施設入所者の避難等について応援が得られるよう、普段から協力関係の構築に努める。</p> <p>第2章14節「救助・救急体制の整備」 【本所】防災安全課、消防本部 【関係機関】県（<u>防災危機管理課</u>、健康福祉部）、警察本部、酒田海上保安部、医師会（県・鶴岡地区）、医療機関、日本赤十字社<u>〈追加〉</u></p> <p>2 各主体の役割及び業務の内容 (5)市民・企業（事業所）等の役割 ②医療機関等の役割 エ 日本赤十字社山形県支部の対策 日本赤十字社山形県支部は、県から援助の要請があったとき又は必要と認めたときは、赤十字救護班を現地に派遣し、<u>救急患者の受け入れや</u>医療救護活動を行うものとする。</p>	<p>◆防災基本計画の修正</p> <p>◆名称記載の統一</p> <p>◆現地救護所等での救急患者の受け入れは、赤十字救護班の医療救護活動として含まれているため修正</p>

鶴岡市地域防災計画新旧対照表（風水害・雪害対策編）

新	旧	変更理由
<p>第2章15節「医療救護体制の整備」 2 各主体の役割及び業務の内容 (1)市の役割 ①医療救護体制の整備 イ <u>医療救護班</u>等の派遣体制の整備 市は、医療救護所の開設にあたっては、市医療救護班の体制を整備し、また、県（県医師会、日本赤十字社山形県支部等）や地区医師会等に<u>医療救護班</u>の派遣要請をする体制を整備する。医療救護班の人員構成は、医師1名、看護師2名、業務調整員2名を標準とし、状況により数を増減するものとする。</p> <p>第2章16節「道路・橋梁・トンネル等の地震対策」 3 道路種別毎の業務内容 (2)国道及び県道 ア 道路の整備 国道及び県道は、高速道路へのアクセスはもちろんのこと、幹線道路として人的・物的移動において最も利用される道路施設である。このような状況から、国及び県は、十分な耐震性を確保するとともに、日常、災害時の点検を実施し、耐震性確保に必要な補修等の災害予防措置を講ずる。<u>特に災害時を含めた安定的な輸送を確保するため、緊急輸送道路や重要物流道路、代替・補完路の機能強化を実施する。</u></p> <p><u>カ 防災拠点となる道の駅の整備</u> <u>市と連携し、道路管理者による応急対応の拠点のみならず、自衛隊、警察等の救護活動の拠点、緊急物資等の基地機能、さらには復旧、復興の拠点になりうる、防災拠点となる道路の駅の整備を推進する。具体的には以下の要件を満たす道の駅の整備を促進する。</u> <u>a 休憩施設等の建物の耐震化、無停電化、通信や水の確保等により、災害時にも業務実施可能な施設</u> <u>b 災害時の活動に必要なスペースが確保されている。</u> <u>c 道の駅の業務継続計画が策定されている。</u></p>	<p>第2章15節「医療救護体制の整備」 2 各主体の役割及び業務の内容 (1)市の役割 ①医療救護体制の整備 イ <u>医師</u>等の派遣体制の整備 市は、医療救護所の開設にあたっては、市医療救護班の体制を整備し、また、県（県医師会、日本赤十字社山形県支部等）や地区医師会等に<u>医師</u>の派遣要請をする体制を整備する。医療救護班の人員構成は、医師1名、看護師2名、業務調整員2名を標準とし、状況により数を増減するものとする。</p> <p>第2章16節「道路・橋梁・トンネル等の地震対策」 3 道路種別毎の業務内容 (2)国道及び県道 ア 道路の整備 国道及び県道は、高速道路へのアクセスはもちろんのこと、幹線道路として人的・物的移動において最も利用される道路施設である。このような状況から、国及び県は、十分な耐震性を確保するとともに、日常、災害時の点検を実施し、耐震性確保に必要な補修等の災害予防措置を講ずる。<u>〈追加〉</u></p> <p><u>〈追加〉</u></p>	<p>◆文言の訂正</p> <p>◆防災基本計画に合わせた修正</p> <p>◆防災基本計画に合わせた修正</p>

鶴岡市地域防災計画新旧対照表（風水害・雪害対策編）

新					旧					変更理由		
第2章18節「土砂災害予防」 2 各主体の役割及び業務の内容 鶴岡市土砂災害警戒区域・特別警戒区域数					第2章18節「土砂災害予防」 2 各主体の役割及び業務の内容 鶴岡市土砂災害警戒区域・特別警戒区域数					◆時点修正		
地域名	地区名	警戒区域		特別警戒区域		地域名	地区名	警戒区域			特別警戒区域	
		区域数	戸数（戸）	区域数	戸数（戸）			区域数	戸数（戸）		区域数	戸数（戸）
鶴岡	湯野浜	13	130	11	24	鶴岡	湯野浜	13	130		11	24
	加茂	50	1,073	37	57		加茂	50	1,073		37	57
	由良	26	183	26	18		由良	26	183		26	18
	三瀬	20	295	15	11		三瀬	20	295		15	11
	小堅	25	460	20	27		小堅	25	460		20	27
	西郷	6	19	6	6		西郷	6	19		6	6
	大山	21	135	20	56		大山	21	135		20	56
	上郷	114	762	91	101		上郷	114	762		91	101
	大泉	29	154	26	48		大泉	29	154		26	48
	田川	88	347	63	43		田川	88	347		63	43
	湯田川	34	345	25	26		湯田川	34	345	25	26	
黄金	49	523	35	17	黄金	49	523	35	17			
小計		475	4,426	375	434	小計		475	4,426	375	434	
藤島		13	56	10	4	藤島		13	56	10	4	
羽黒		10	45	8	5	羽黒		10	45	8	5	
櫛引		5	16	4	4	櫛引		5	16	4	4	
朝日		173	771	111	54	朝日		173	771	111	54	
温海		339	4,490	191	272	温海		337	4,490	186	272	
合計		1,015	9,804	699	773	合計		1,013	9,804	694	773	
※令和2年10月9日現在					※平成31年4月1日現在							

鶴岡市地域防災計画新旧対照表（風水害・雪害対策編）

新	旧	変更理由																																																																																																																																																
<p style="color: red;">（削除）</p>	<p style="color: red;">【土砂災害警戒区域等の立地する要配慮者利用施設一覧 （平成31年2月末時点）】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="4" style="width: 25%;">要配慮者利用施設名</th> <th rowspan="4" style="width: 25%;">住所</th> <th colspan="3" style="border-bottom: 1px solid black;">土砂災害警戒区域等の指定 （イエロー）</th> </tr> <tr> <th colspan="3" style="border-bottom: 1px solid black;">◎：指定済 ○：指定予定</th> </tr> <tr> <th style="border-bottom: 1px solid black;">土石流</th> <th style="border-bottom: 1px solid black;">地すべり</th> <th style="border-bottom: 1px solid black;">急傾斜</th> </tr> <tr> <th style="border-bottom: 1px solid black;"></th> <th style="border-bottom: 1px solid black;"></th> <th style="border-bottom: 1px solid black;"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td style="color: red;">黄金保育園</td><td style="color: red;">鶴岡市青龍寺字川内109-7</td><td style="color: red;">◎</td><td></td><td></td></tr> <tr><td style="color: red;">黄金小学校</td><td style="color: red;">鶴岡市青龍寺字北内48</td><td style="color: red;">◎</td><td style="color: red;">◎</td><td style="color: red;">◎</td></tr> <tr><td style="color: red;">藤沢の家</td><td style="color: red;">鶴岡市藤沢字荒沢甲305</td><td style="color: red;">◎</td><td></td><td></td></tr> <tr><td style="color: red;">小堅保育園</td><td style="color: red;">鶴岡市堅苔沢字淵ノ上533</td><td style="color: red;">◎</td><td></td><td style="color: red;">◎</td></tr> <tr><td style="color: red;">豊浦中学校</td><td style="color: red;">鶴岡市三瀬字横町33-2</td><td style="color: red;">◎</td><td></td><td style="color: red;">◎</td></tr> <tr><td style="color: red;">三瀬保育園</td><td style="color: red;">鶴岡市三瀬字殿田233-1</td><td></td><td></td><td style="color: red;">◎</td></tr> <tr><td style="color: red;">加茂水産高等学校</td><td style="color: red;">鶴岡市加茂字大崩595</td><td></td><td></td><td style="color: red;">◎</td></tr> <tr><td style="color: red;">多機能かも</td><td style="color: red;">鶴岡市加茂字加茂146</td><td style="color: red;">◎</td><td></td><td></td></tr> <tr><td style="color: red;">大網診療所</td><td style="color: red;">鶴岡市大網字興屋69-1</td><td></td><td style="color: red;">◎</td><td></td></tr> <tr><td style="color: red;">サポートセンターあさひ</td><td style="color: red;">鶴岡市熊出字日鐘31-3</td><td></td><td></td><td style="color: red;">◎</td></tr> <tr><td style="color: red;">温寿荘</td><td style="color: red;">鶴岡市榎代丁53-1</td><td style="color: red;">◎</td><td></td><td style="color: red;">◎</td></tr> <tr><td style="color: red;">寿海荘</td><td style="color: red;">鶴岡市湯温海字湯之里88-1</td><td style="color: red;">◎</td><td></td><td></td></tr> <tr><td style="color: red;">佐久間医院</td><td style="color: red;">鶴岡市湯温海字湯之尻122-21</td><td style="color: red;">◎</td><td></td><td style="color: red;">◎</td></tr> <tr><td style="color: red;">愛寿園</td><td style="color: red;">鶴岡市湯温海字湯之尻521-12</td><td></td><td></td><td style="color: red;">◎</td></tr> <tr><td style="color: red;">授産施設もみじが丘</td><td style="color: red;">鶴岡市湯温海字湯之尻555</td><td></td><td></td><td style="color: red;">◎</td></tr> <tr><td style="color: red;">阿部医院</td><td style="color: red;">鶴岡市湯温海甲122-1</td><td style="color: red;">◎</td><td></td><td></td></tr> <tr><td style="color: red;">佐藤診療所</td><td style="color: red;">鶴岡市湯温海甲127-1</td><td style="color: red;">◎</td><td></td><td style="color: red;">◎</td></tr> <tr><td style="color: red;">さくら家</td><td style="color: red;">鶴岡市湯温海甲231</td><td></td><td></td><td style="color: red;">◎</td></tr> <tr><td style="color: red;">清流苑</td><td style="color: red;">鶴岡市五十川字山之脇183-2</td><td></td><td></td><td style="color: red;">◎</td></tr> <tr><td style="color: red;">山戸保育園</td><td style="color: red;">鶴岡市山五十川字木ノ下475-2</td><td style="color: red;">◎</td><td></td><td></td></tr> <tr><td style="color: red;">グループホーム鼠ヶ関</td><td style="color: red;">鶴岡市鼠ヶ関字横路9-3</td><td></td><td style="color: red;">◎</td><td></td></tr> <tr><td style="color: red;">鼠ヶ関保育園</td><td style="color: red;">鶴岡市鼠ヶ関字横路806</td><td></td><td style="color: red;">◎</td><td></td></tr> <tr><td style="color: red;">あつみ小学校</td><td style="color: red;">鶴岡市温海字萩田240-1</td><td></td><td></td><td style="color: red;">◎</td></tr> <tr><td style="color: red;">鼠ヶ関小学校</td><td style="color: red;">鶴岡市鼠ヶ関字横路497-2</td><td style="color: red;">◎</td><td></td><td style="color: red;">◎</td></tr> <tr><td style="color: red;">温海中学校</td><td style="color: red;">鶴岡市大岩川字黒岩35</td><td style="color: red;">◎</td><td></td><td></td></tr> <tr><td style="color: red;">茶ヤ町荘</td><td style="color: red;">鶴岡市温海戊645-40</td><td style="color: red;">◎</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	要配慮者利用施設名	住所	土砂災害警戒区域等の指定 （イエロー）			◎：指定済 ○：指定予定			土石流	地すべり	急傾斜				黄金保育園	鶴岡市青龍寺字川内109-7	◎			黄金小学校	鶴岡市青龍寺字北内48	◎	◎	◎	藤沢の家	鶴岡市藤沢字荒沢甲305	◎			小堅保育園	鶴岡市堅苔沢字淵ノ上533	◎		◎	豊浦中学校	鶴岡市三瀬字横町33-2	◎		◎	三瀬保育園	鶴岡市三瀬字殿田233-1			◎	加茂水産高等学校	鶴岡市加茂字大崩595			◎	多機能かも	鶴岡市加茂字加茂146	◎			大網診療所	鶴岡市大網字興屋69-1		◎		サポートセンターあさひ	鶴岡市熊出字日鐘31-3			◎	温寿荘	鶴岡市榎代丁53-1	◎		◎	寿海荘	鶴岡市湯温海字湯之里88-1	◎			佐久間医院	鶴岡市湯温海字湯之尻122-21	◎		◎	愛寿園	鶴岡市湯温海字湯之尻521-12			◎	授産施設もみじが丘	鶴岡市湯温海字湯之尻555			◎	阿部医院	鶴岡市湯温海甲122-1	◎			佐藤診療所	鶴岡市湯温海甲127-1	◎		◎	さくら家	鶴岡市湯温海甲231			◎	清流苑	鶴岡市五十川字山之脇183-2			◎	山戸保育園	鶴岡市山五十川字木ノ下475-2	◎			グループホーム鼠ヶ関	鶴岡市鼠ヶ関字横路9-3		◎		鼠ヶ関保育園	鶴岡市鼠ヶ関字横路806		◎		あつみ小学校	鶴岡市温海字萩田240-1			◎	鼠ヶ関小学校	鶴岡市鼠ヶ関字横路497-2	◎		◎	温海中学校	鶴岡市大岩川字黒岩35	◎			茶ヤ町荘	鶴岡市温海戊645-40	◎			<p style="color: red;">◆第2章7節に記載にも表記されているため削除</p>
要配慮者利用施設名	住所			土砂災害警戒区域等の指定 （イエロー）																																																																																																																																														
				◎：指定済 ○：指定予定																																																																																																																																														
				土石流	地すべり	急傾斜																																																																																																																																												
黄金保育園	鶴岡市青龍寺字川内109-7	◎																																																																																																																																																
黄金小学校	鶴岡市青龍寺字北内48	◎	◎	◎																																																																																																																																														
藤沢の家	鶴岡市藤沢字荒沢甲305	◎																																																																																																																																																
小堅保育園	鶴岡市堅苔沢字淵ノ上533	◎		◎																																																																																																																																														
豊浦中学校	鶴岡市三瀬字横町33-2	◎		◎																																																																																																																																														
三瀬保育園	鶴岡市三瀬字殿田233-1			◎																																																																																																																																														
加茂水産高等学校	鶴岡市加茂字大崩595			◎																																																																																																																																														
多機能かも	鶴岡市加茂字加茂146	◎																																																																																																																																																
大網診療所	鶴岡市大網字興屋69-1		◎																																																																																																																																															
サポートセンターあさひ	鶴岡市熊出字日鐘31-3			◎																																																																																																																																														
温寿荘	鶴岡市榎代丁53-1	◎		◎																																																																																																																																														
寿海荘	鶴岡市湯温海字湯之里88-1	◎																																																																																																																																																
佐久間医院	鶴岡市湯温海字湯之尻122-21	◎		◎																																																																																																																																														
愛寿園	鶴岡市湯温海字湯之尻521-12			◎																																																																																																																																														
授産施設もみじが丘	鶴岡市湯温海字湯之尻555			◎																																																																																																																																														
阿部医院	鶴岡市湯温海甲122-1	◎																																																																																																																																																
佐藤診療所	鶴岡市湯温海甲127-1	◎		◎																																																																																																																																														
さくら家	鶴岡市湯温海甲231			◎																																																																																																																																														
清流苑	鶴岡市五十川字山之脇183-2			◎																																																																																																																																														
山戸保育園	鶴岡市山五十川字木ノ下475-2	◎																																																																																																																																																
グループホーム鼠ヶ関	鶴岡市鼠ヶ関字横路9-3		◎																																																																																																																																															
鼠ヶ関保育園	鶴岡市鼠ヶ関字横路806		◎																																																																																																																																															
あつみ小学校	鶴岡市温海字萩田240-1			◎																																																																																																																																														
鼠ヶ関小学校	鶴岡市鼠ヶ関字横路497-2	◎		◎																																																																																																																																														
温海中学校	鶴岡市大岩川字黒岩35	◎																																																																																																																																																
茶ヤ町荘	鶴岡市温海戊645-40	◎																																																																																																																																																

鶴岡市地域防災計画新旧対照表（風水害・雪害対策編）

新	旧	変更理由
<p>第2章20節「農地・農業用施設等の災害予防」 2 各主体の役割及び業務の内容 (1)市の役割 (略)</p> <p><u>⑤災害予防対策</u> <u>台風や豪雨による破損等で決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池（以下、防災重点ため池という）について、県と連携してデータベースの整備やハザードマップ等を作成し、地域住民に対して適切な情報提供を図る。</u></p> <p>(2)県の役割 (略)</p> <p><u>⑥災害予防対策</u> <u>台風や豪雨によりため池が決壊した場合、安定的な農業用水の供給が停止するだけでなく、下流域の住民や住家等に大きな被害をもたらすおそれがあることから、計画的に施設の改修を進める。また、平成25～26年度に実施した「ため池一斉点検」及び平成30年度に実施した「全国ため池緊急点検」の結果を踏まえ、決壊した場合に影響が大きい防災重点ため池を中心に、市と連携してデータベースの整備やハザードマップ等を作成し、地域住民へ適切な情報提供を図るなど、ハード対策とソフト対策を組み合わせた総合的な防災・減災対策を進める。</u></p> <p>(3)土地改良区・施設管理者等の役割 (略)</p> <p><u>⑥災害予防対策</u> <u>ため池の所有者等は、「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」に基づき、ため池の規模、構造等を内容とする届出を行う。老朽化の著しいもの及び洪水吐機能の不足するものについて現地調査を行い、施設の監視・管理体制の強化を図るとともに、危険度の判定結果に基づいた計画的な施設の改善を行う。</u></p>	<p>第2章20節「農地・農業用施設等の災害予防」 2 各主体の役割及び業務の内容 (1)市の役割 (略) <u>〈追加〉</u></p> <p>(2)県の役割 (略) <u>〈追加〉</u></p> <p>(3)土地改良区・施設管理者等の役割 (略) <u>〈追加〉</u></p>	<p>◆「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」及び防災重点ため池の再選定に係る修正</p>

鶴岡市地域防災計画新旧対照表（風水害・雪害対策編）

新	旧	変更理由
<p>第2章21節「建築物等の災害予防」 【本所】防災安全課、建築課、都市計画課、教育委員会、消防本部 【庁舎】総務企画課、産業建設課 【関係機関】県（防災くらし安心部、総務部、環境エネルギー部、県土整備部、<u>病院事業局</u>）、県教育委員会、警察本部、市民、企業（事業所）等、学校、病院、社会福祉施設</p> <p>2 各主体の役割及び業務の内容 (1)市の役割 ②防災対策 ①に掲げた建築物は、震災時の応急対策及び避難場所として重要であるばかりでなく、復旧活動における拠点施設としての機能を確保する必要があるため、大規模災害が発生した場合に安全性を確保するため、新築、建替え時には、国が定めた「官庁施設の総合耐震計画基準（平成19年）」を参考に、耐震性を強化した施設づくりに努める<u>とともに、洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域、雪崩災害の危険箇所等に配慮しつつ、施設・設備の充実及び災害に対する安全性の確保に努める。</u></p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p><u>⑨屋根の耐震診断及び耐風改修に関する事業</u> <u>社会資本整備交付金を活用し、強風災害・水害等により被害を受けるおそれがある住宅の改修に対し支援を行う。対象となる地域については地域防災計画資料編に定める。</u></p> <p>(3)市民・企業（事業所）等の役割 ①個人や家庭の役割 自己の居住する住宅及び空き家等の建築物の維持・保全に努めるとともに、市及び県の指導・助言を参考に、耐震化や二次部材による被害防止等により安全性の向上を図るものとする。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p>第2章21節「建築物等の災害予防」 【本所】防災安全課、建築課、都市計画課、教育委員会、消防本部 【庁舎】総務企画課、産業建設課 【関係機関】県（防災くらし安心部、総務部、環境エネルギー部、県土整備部、<u>病院局</u>）、県教育委員会、警察本部、市民、企業（事業所）等、学校、病院、社会福祉施設</p> <p>2 各主体の役割及び業務の内容 (1)市の役割 ②防災対策 ①に掲げた建築物は、震災時の応急対策及び避難場所として重要であるばかりでなく、復旧活動における拠点施設としての機能を確保する必要があるため、大規模災害が発生した場合に安全性を確保するため、新築、建替え時には、国が定めた「官庁施設の総合耐震計画基準（平成19年）」を参考に、耐震性を強化した施設づくりに努める<u>〈追加〉</u>。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;"><u>〈追加〉</u></p> <p>(3)市民・企業（事業所）等の役割 ①個人や家庭の役割 自己の居住する住宅<u>〈追加〉</u>等の建築物の維持・保全に努めるとともに、市及び県の指導・助言を参考に、耐震化や二次部材による被害防止等により安全性の向上を図るものとする。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p>◆組織名誤りの修正</p> <p>◆防災基本計画の修正</p> <p>◆社会資本整備交付金を活用</p> <p>◆山形県沖地震の際に現地調査を行ったところ、空き家で適正管理がなされておらず、倒壊の危険があったことから、空き家も災害予防の対象とする。</p>

鶴岡市地域防災計画新旧対照表（風水害・雪害対策編）

新	旧	変更理由
<p>③企業（事業所）等、学校、病院、社会福祉施設等の役割 （略）</p> <p><u>ウ 可能な範囲において、再生可能エネルギー発電設備等の整備に努めるものとする。</u></p> <p>第2章24節「ライフライン強化対策（電話）」 2 各主体の役割及び業務の内容 (2)設備面の災害予防 （略）</p> <p><u>④電気通信施設の巡視点検</u> <u>電気通信工作物を、関係法令に基づく技術基準に適合するように常に保持するとともに、定期的に巡視点検を実施し、事故の未然防止を図る。</u> <u>倒木等により通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、県及び電気事業者と相互連携の拡大に努める。なお、事前伐採等の実施に当たっては、市との協力を努める。</u></p> <p>(5)災害時広報活動 <u>平常時から利用者に対し、通信の仕組みや代替通信手段の提供等や、災害時における通信料の増加を抑制するため、災害時の不要不急な通信は控えるよう周知に努める。</u> 風水害によって電気通信サービスに支障を来した場合、又は利用の制限を行った場合は、正確かつ速やかに広報活動を行うため、関係部門との連絡体制や連絡ルートの整備を図り、基礎データ等を事前に準備しておくものとする。</p>	<p>③企業（事業所）等、学校、病院、社会福祉施設等の役割 （略）</p> <p style="text-align: center;"><u>< 追加 ></u></p> <p>第2章24節「ライフライン強化対策（電話）」 2 各主体の役割及び業務の内容 (2)設備面の災害予防 （略）</p> <p style="text-align: center;"><u><追加></u></p> <p>(5)災害時広報活動 <u><追加></u> 風水害によって電気通信サービスに支障を来した場合、又は利用の制限を行った場合は、正確かつ速やかに広報活動を行うため、関係部門との連絡体制や連絡ルートの整備を図り、基礎データ等を事前に準備しておくものとする。</p>	<p>◆市として再生可能エネルギー発電設備の普及促進している旨を明記する。</p> <p>◆防災基本計画の修正</p> <p>◆防災基本計画の修正 （事業者における停電、通信障害発生時の被害状況把握、被災者への情報提供の体制整備）</p>

鶴岡市地域防災計画新旧対照表（風水害・雪害対策編）

新	旧	変更理由
<p>第2章26節「ライフライン強化対策（電力）」 2 各主体の役割及び業務の内容 (1)事業者の役割 ①電力の安定供給 (略)</p> <p>イ 電気事故の防止 電気工作物を常に法令で定める「技術基準」及び社内の「保安規程」等に適合するよう確保するとともに、巡視点検及び改修を行うものとする。 <u>倒木等により電力供給網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、県及び電気通信事業者と相互連携の拡大に努める。なお、事前伐採等の実施に当たっては、市との協力を努める。</u> (略)</p> <p>③防災時広報活動 停電による社会不安の除去、公衆感電事故、電気火災等の二次災害防止のため、平常時から防災体制について広報するとともに、災害発生時における広報活動を速やかに行うため、社内連絡体制を整備しておくものとする。 <u>また、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努めるものとする。</u></p>	<p>第2章26節「ライフライン強化対策（電力）」 2 各主体の役割及び業務の内容 (1)事業者の役割 ①電力の安定供給 (略)</p> <p>イ 電気事故の防止 電気工作物を常に法令で定める「技術基準」及び社内の「保安規程」等に適合するよう確保するとともに、巡視点検及び改修を行うものとする。 <u><追加></u></p> <p>③防災時広報活動 停電による社会不安の除去、公衆感電事故、電気火災等の二次災害防止のため、平常時から防災体制について広報するとともに、災害発生時における広報活動を速やかに行うため、社内連絡体制を整備しておくものとする。 <u><追加></u></p>	<p>◆防災基本計画の修正 （事業者における停電、通信障害発生時の被害状況把握、被災者への情報提供の体制整備）</p> <p>◆防災基本計画の修正 （事業者における停電、通信障害発生時の被害状況把握、被災者への情報提供の体制整備）</p>

鶴岡市地域防災計画新旧対照表（風水害・雪害対策編）

新	旧	変更理由
<p>第2章28節「ライフライン強化対策（上水道）」 2 各主体の役割及び業務の内容 (2)市の役割 市は、<u>上</u>水道施設ごとに優先度を検討し、目標年度を定め、新設・改良計画に合わせ上水道施設の災害予防対策を推進する。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>②重要施設の耐震化・近代化の推進 上水道施設は、取水から末端給水にいたるまで広範囲に配置されており、かつ、各施設は多種多様な構造物、機器により構成されている。計画的に老朽施設の補強、老朽管の更新等を実施し、耐震化、近代化等の対策を図る。 ア 取水施設、<u>浄</u>水施設、配水施設等の構造物の耐震化及び液状化対策 イ 避難場所、被災地への応急給水体制の強化及び主要配水池への緊急遮断弁の設置の検討 ウ 施設間の管路には、強度の高い材質、伸縮可とう継手等の耐震継手及び耐震工法の採用 エ 老朽管路の計画的な更新及び基幹配水管、病院、指定避難所等への配水管の優先的な耐震化 オ 浄水場等での供給予備力強化、<u>各</u>施設の運転状況、被害状況を迅速に把握できる監視システムの整備</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p>第2章28節「ライフライン強化対策（上水道）」 2 各主体の役割及び業務の内容 (2)市の役割 市は、<u>浄</u>水道施設ごとに優先度を検討し、目標年度を定め、新設・改良計画に合わせ上水道施設の災害予防対策を推進する。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>②重要施設の耐震化・近代化の推進 上水道施設は、取水から末端給水にいたるまで広範囲に配置されており、かつ、各施設は多種多様な構造物、機器により構成されている。計画的に老朽施設の補強、老朽管の更新等を実施し、耐震化、近代化等の対策を図る。 ア 取水施設、<u>上</u>水施設、配水施設等の構造物の耐震化及び液状化対策 イ 避難場所、被災地への応急給水体制の強化及び主要配水池への緊急遮断弁の設置の検討 ウ 施設間の管路には、強度の高い材質、伸縮可とう継手等の耐震継手及び耐震工法の採用 エ 老朽管路の計画的な更新及び基幹配水管、病院、指定避難所等への配水管の優先的な耐震化 オ 浄水場等での供給予備力強化、<u>〈追加〉</u>各施設の運転状況、被害状況を迅速に把握できる監視システムの整備</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p>◆ 語句の修正</p> <p>◆ 語句の修正 ◆ 読点の追加</p>

鶴岡市地域防災計画新旧対照表（風水害・雪害対策編）

新	旧	変更理由
<p>⑬応急給水用施設設備及び応急復旧用資機材の整備 ア 耐震性貯水槽の整備 イ 加圧ポンプ付給水車の整備 ウ 給水タンクの整備 エ <u>可搬ポリバック</u>等の簡易容器の整備 オ <u>〈削除〉</u>、排水ポンプ、発電機、漏水探知機等の応急復旧用機械器具の整備 カ 直管、異形管、ジョイント等の応急復旧用資材の整備 キ 広域ブロック圏別での整備、備蓄の推進 ク 資機材の製造及び取扱業者等との事前協定による復旧用資機材等の緊急調達計画の策定 ケ 作業員の安全装備用品等の常備</p> <p>第2章29節「ライフライン強化対策（下水道）」 【関係機関】 県（県土整備部、農林水産部）、市民、企業（事業所）等、（公財）山形県建設技術センター、（地方共同法人）日本下水道事業団、（一社）地域環境資源センター、（公社）日本下水道管路管理業協会、山形県下水道協会、<u>〈削除〉</u>、<u>東北電力ネットワーク</u>（株）、（一財）東北電気保安協会、建設業者</p> <p>2 各主体の役割及び業務の内容 (1)市の役割 (略)</p> <p>④安全確保対策 (略)</p> <p>キ 耐震計画及び耐水対策計画並びに設計及び施行 (略)</p> <p>c 処理場の流入ゲート及び放流ゲートは、河川水位等を十分考慮に入れた構造とし、処理場及びポンプ場の機械・電気設備は、浸水に耐える構造<u>及び配置</u>とする。</p>	<p>⑬応急給水用施設設備及び応急復旧用資機材の整備 ア 耐震性貯水槽の整備 イ 加圧ポンプ付給水車の整備 ウ 給水タンクの整備 エ <u>ペットボトル</u>等の<u>〈追加〉</u>容器の整備 オ <u>掘削機</u>、排水ポンプ、発電機、漏水探知機等の応急復旧用機械器具の整備 カ 直管、異形管、ジョイント等の応急復旧用資材の整備 キ 広域ブロック圏別での整備、備蓄の推進 ク 資機材の製造及び取扱業者等との事前協定による復旧用資機材等の緊急調達計画の策定 ケ 作業員の安全装備用品等の常備</p> <p>第2章29節「ライフライン強化対策（下水道）」 【関係機関】 県（県土整備部、農林水産部）、市民、企業（事業所）等、（公財）山形県建設技術センター、（地方共同法人）日本下水道事業団、（一社）地域環境資源センター、（公社）日本下水道管路管理業協会、山形県下水道協会、<u>〈一社〉日本下水道施設管理業協会</u>、<u>東北電力</u>（株）、（一財）東北電気保安協会、建設業者</p> <p>2 各主体の役割及び業務の内容 (1)市の役割 (略)</p> <p>④安全確保対策 (略)</p> <p>キ 耐震計画及び耐水対策計画並びに設計及び施行 (略)</p> <p>c 処理場の流入ゲート及び放流ゲートは、河川水位等を十分考慮に入れた構造とし、処理場及びポンプ場の機械・電気設備は、浸水に耐える構造<u>〈追加〉</u>とする。</p>	<p>◆ペットボトルを現況備蓄品名称へ変更する。 ◆掘削機は、直営の掘削作業は行わないため削除する。</p> <p>◆協定未締結により削除</p> <p>◆文言の修正</p>

鶴岡市地域防災計画新旧対照表（風水害・雪害対策編）

新	旧	変更理由
<p>ク 長時間停電対策</p> <p>a 非常用発電機（可搬式）の確保 <u>下水道施設の停電対応として、非常用発電機を整備</u>しておくほか、建設会社及びリース会社等と<u>電源車や可搬式</u>発電機の優先借受について協定の締結を図る。</p> <p>b 燃料の確保 非常用<u>電源</u>及び<u>緊急</u>車両用として、燃料供給業者と災害時における燃料の優先供給について協定の締結を図る。 <u>なお、非常用電源の燃料は72時間の備蓄を目標とする。</u></p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>⑦災害復旧資機材等の確保 市は、緊急措置及び応急復旧を的確かつ迅速に行うため、必要な資機材を確保しておく。また、独自に確保できない資機材等については、(一社)山形県建設業協会や民間企業等と協力協定を締結することや、北海道・東北ブロックの下水道管理者及び<u>地方共同法人日本</u>下水道事業団等の協力を得るなど、広域的な支援体制の確立を図る。</p>	<p>ク 長時間停電対策</p> <p>a 非常用発電機（可搬式）の確保 <u>マンホールポンプ場の停電対応として、最低必要台数を備品として確保</u>しておくほか、建設会社及びリース会社等と<u>災害時における非常用</u>発電機の優先借受について協定の締結を図る。</p> <p>b 燃料の確保 非常用<u>発電機用</u>及び<u>追加</u>車両用として、燃料供給業者と災害時における燃料の優先供給について協定の締結を図る。 <u>追加</u></p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>⑦災害復旧資機材等の確保 市は、緊急措置及び応急復旧を的確かつ迅速に行うため、必要な資機材を確保しておく。また、独自に確保できない資機材等については、(一社)山形県建設業協会や民間企業等と協力協定を締結することや、北海道・東北ブロックの下水道管理者及び下水道事業団等の協力を得るなど、広域的な支援体制の確立を図る。</p>	<p>◆文言の修正</p> <p>◆令和元年東日本台風の教訓</p> <p>◆正式名称を記載</p>

鶴岡市地域防災計画新旧対照表（風水害・雪害対策編）

新	旧	変更理由
<p>第2章33節「食料・生活必需品の確保」 2 各主体の役割及び業務の内容 (1)市の役割 ①物資の緊急体制の確立 (略) エ 独自では食料等の確保が困難となった被災者の発生に備え、食料等の備蓄及び調達体制を整備するとともに、<u>物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努める。</u> (略) ④物資の備蓄、確保及び方法 (略) オ 食品の供給にあたっては、年齢、アレルギーを含む摂取上の障害、腎臓病患者への低たんぱく食品の提供等、高齢者や乳幼児、傷病者等の要配慮者に配慮し、次の品目を中心に確保する。 a 炊き出し用米穀、乾パン、包装米飯、乾燥米穀及び乳幼児用<u>粉ミルク・液体ミルク</u>等の主食 (略) カ 平常時から石油商業組合等と連携して中核給油所や小口燃料配送拠点における燃料の確保等を促進するとともに、<u>中核給油所等の情報を市と共有するなど、災害時における石油等の安定供給を確保するための体制を構築する。</u> (略) キ 高齢者や乳幼児、性別、身体のサイズ等のきめ細かなニーズにも配慮し、次の品目を中心に確保に努める。 (略) g 光熱材料等（懐中電灯、乾電池、ラジオ、温度計、カセットコンロ、カセットボンベ、<u>ブルーシート、土のう袋</u> ほか）</p>	<p>第2章33節「食料・生活必需品の確保」 2 各主体の役割及び業務の内容 (1)市の役割 ①物資の緊急体制の確立 (略) エ 独自では食料等の確保が困難となった被災者の発生に備え、食料等の備蓄及び調達体制を整備する。 (略) ④物資の備蓄、確保及び方法 (略) オ 食品の供給にあたっては、年齢、アレルギーを含む摂取上の障害、腎臓病患者への低たんぱく食品の提供等、高齢者や乳幼児、傷病者等の要配慮者に配慮し、次の品目を中心に確保する。 a 炊き出し用米穀、乾パン、包装米飯、乾燥米穀及び乳幼児用<u>調整粉乳</u>等の主食 (略) カ 平常時から石油商業組合等と連携して中核給油所や小口燃料配送拠点の整備に努め、<u>災害時において石油の安定供給を確保するための体制を構築し、ガソリンや灯油等の燃料を確保するように努める。</u> (略) キ 高齢者や乳幼児、性別、身体のサイズ等のきめ細かなニーズにも配慮し、次の品目を中心に確保に努める。 (略) g 光熱材料等（懐中電灯、乾電池、ラジオ、温度計、カセットコンロ、カセットボンベほか）</p>	<p>◆防災基本計画の修正</p> <p>◆防災基本計画の修正</p> <p>◆実情に合わせた修正</p> <p>◆防災基本計画の修正</p>

鶴岡市地域防災計画新旧対照表（風水害・雪害対策編）

新	旧	変更理由
<p>(2)県の役割 (略)</p> <p>③市に対する支援体制の整備 市に対し、物資の提供・代理調達、輸送・配付等の支援を行う体制を整備するとともに、<u>物資調達・輸送調整支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努め、沿岸市町における食料等の備蓄状況を常に把握しておく。また、県及び市は、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等確認を行うよう努める。</u></p> <p>(3)関係機関の役割 ①日本赤十字社山形県支部 ア 毛布等の<u>救援</u>物資の備蓄及び緊急配送体制を整備し、発災直後の市及び県からの要請又は独自の判断に基づく避難所等への<u>搬送</u>に備えるものとする。 イ 緊急時の連絡窓口、連絡方法等について、市及び県と情報交換し連絡を密にするものとする。</p> <p>第2章34節「輸送体制の整備」 2 緊急輸送ネットワークの設定 (1)緊急輸送ネットワークの指定 災害時の応急対策活動を円滑に行うため、市内の防災活動拠点（市、警察署及び消防署等の庁舎）、輸送施設（道路、空港、港湾、漁港、鉄道駅及び臨時ヘリポート等）、輸送拠点（トラックターミナル、卸売市場、災害拠点病院、<u>物資輸送</u>拠点等）及び防災備蓄拠点を有機的に結ぶ道路網を主体にした緊急輸送ネットワークを指定する。</p>	<p>(2)県の役割 (略)</p> <p>③市に対する支援体制の整備 市に対し、物資の提供・代理調達、輸送・配付等の支援を行う体制を整備する<u><追加></u>。<u><追加></u></p> <p>(3)関係機関の役割 ①日本赤十字社山形県支部 ア 毛布等の<u><追加></u>物資の備蓄及び緊急配送体制を整備し、発災直後の市及び県からの要請又は独自の判断に基づく避難所等への<u>配送</u>に備えるものとする。 イ 緊急時の連絡窓口、連絡方法等について、市及び県と情報交換し連絡を密にするものとする。</p> <p>第2章34節「輸送体制の整備」 2 緊急輸送ネットワークの形成 (1)緊急輸送ネットワークの指定 災害時の応急対策活動を円滑に行うため、市内の防災活動拠点（市、警察署及び消防署等の庁舎）、輸送施設（道路、空港、港湾、漁港、鉄道駅及び臨時ヘリポート等）、輸送拠点（トラックターミナル、卸売市場、災害拠点病院、<u>集積配分</u>拠点等）及び防災備蓄拠点を有機的に結ぶ道路網を主体にした緊急輸送ネットワークを指定する。</p>	<p>◆防災基本計画の修正</p> <p>◆文言の修正</p> <p>◆文言の整理</p> <p>◆用語の適正化</p>

鶴岡市地域防災計画新旧対照表（風水害・雪害対策編）

新	旧	変更理由																																								
<p>3 物資輸送拠点の環境整備等 ア <u>物資輸送</u>拠点において、運送事業者等を主体とした業務の実施を図るとともに、円滑な物資輸送等のため、以下の環境整備を図る。<u>なお、整備にあたっては、緊急輸送道路上にある道の駅等の公共施設を物資輸送拠点にすることも検討する。</u></p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>イ 市は、社会的、地理的状況、災害による被害想定や避難所の配置状況等を考慮し、一時<u>物資輸送</u>拠点の候補地となる公的施設又は運送事業者等の施設を、当該施設の管理者と協議のうえ、複数選定しておく。 <一時<u>物資輸送</u>拠点施設> ※<u>令和2年3月31日現在</u></p> <p>5 臨時ヘリポートの選定・整備 市は、緊急輸送ネットワークを形成する施設として、小中学校のグラウンド、陸上競技場等を臨時ヘリポートとして指定しておく。<u>なお、選定にあたっては、緊急輸送道路上にある道の駅等の公共施設を臨時ヘリポート候補地にすることも検討する。</u></p> <p><臨時ヘリポート開設場所></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>施設名</th> <th>用途</th> <th>住所</th> <th>連絡</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>11</td> <td><u>長沼地区地域活動センター</u></td> <td>グラウンド</td> <td>長沼字宮前164</td> <td>64-2122</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※<u>令和2年3月31日現在</u></p> <p>6 緊急輸送用車両等の確保・整備 市は、車両等の必要予想数及び調達先並びに物資の<u>物資輸送</u>拠点施設等を明確にしておくとともに、緊急輸送が円滑に実施されるよう、運送事業者と<u>物資の保管、荷捌き及び輸送に係る</u>協定を締結する等体制の整備に努める。<u>この際、市及び県は、災害時に物資の輸送拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努める。</u></p>	No.	施設名	用途	住所	連絡	(略)					11	<u>長沼地区地域活動センター</u>	グラウンド	長沼字宮前164	64-2122	(略)					<p>3 集積配分拠点の環境整備等 ア <u>集積配分</u>拠点において、運送事業者等を主体とした業務の実施を図るとともに、円滑な物資輸送等のため、以下の環境整備を図る。<u><追加></u></p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>イ 市は、社会的、地理的状況、災害による被害想定や避難所の配置状況等を考慮し、一時<u>集積配分</u>拠点の候補地となる公的施設又は運送事業者等の施設を、当該施設の管理者と協議のうえ、複数選定しておく。 <一時<u>集積配分</u>拠点施設> ※<u>平成31年年3月31日現在</u></p> <p>5 臨時ヘリポートの選定・整備 市は、緊急輸送ネットワークを形成する施設として、小中学校のグラウンド、陸上競技場等を臨時ヘリポートとして指定しておく。<u><追加></u></p> <p><臨時ヘリポート開設場所></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>施設名</th> <th>用途</th> <th>住所</th> <th>連絡</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>11</td> <td><u>旧長沼小学校</u></td> <td>グラウンド</td> <td>長沼字宮前164</td> <td>64-2158</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※<u>平成31年3月31日現在</u></p> <p>6 緊急輸送用車両等の確保・整備 市は、車両等の必要予想数及び調達先並びに物資の<u>集積配分</u>拠点施設等を明確にしておくとともに、緊急輸送が円滑に実施されるよう、運送事業者<u><追加></u>と協定を締結する等体制の整備に努める。<u><追加></u></p>	No.	施設名	用途	住所	連絡	(略)					11	<u>旧長沼小学校</u>	グラウンド	長沼字宮前164	64-2158	(略)					<p>◆用語の適正化 ◆道の駅の防災拠点化を進める国の施策を反映。</p> <p>◆用語の適正化</p> <p>◆用語の適正化 ◆時点修正</p> <p>◆防災基本計画の修正</p> <p>◆施設名称の変更</p> <p>◆用語の適正化 ◆防災基本計画の修正</p>
No.	施設名	用途	住所	連絡																																						
(略)																																										
11	<u>長沼地区地域活動センター</u>	グラウンド	長沼字宮前164	64-2122																																						
(略)																																										
No.	施設名	用途	住所	連絡																																						
(略)																																										
11	<u>旧長沼小学校</u>	グラウンド	長沼字宮前164	64-2158																																						
(略)																																										

鶴岡市地域防災計画新旧対照表（風水害・雪害対策編）

新	旧	変更理由
<p>第2章35節「学校等の防災対策・防災教育」 2 各主体の役割及び業務の内容 (1)学校等の役割 ①学校安全計画や防災マニュアルの策定 (略)</p> <p>イ 内容 a 安全教育に関する事項 (a)校種別・月別の関連教科等における安全に関する指導事項 (b)学年別・月別<削除>の指導事項 <u>○特別活動における指導事項</u> ・ 学級（ホームルーム）活動における指導事項（生活安全、交通安全、災害安全の内容についての題材名等）</p> <p>・ 学校行事（避難訓練、<u>交通安全教室などの安全に関する行事</u>）における指導事項 ・ 児童（生徒）会活動<削除>等での安全に関して予想される活動に関する指導事項</p> <p>第2章37節「ボランティア活動の推進」 2各主体の役割 (1)市の役割 (略)</p> <p>③活動環境の整備 市及び県は、<u>平常時から地域団体、NPO・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。</u> <u>また、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するとともに、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努める。</u></p>	<p>第2章35節「学校等の防災対策・防災教育」 2 各主体の役割及び業務の内容 (1)学校等の役割 ①学校安全計画や防災マニュアルの策定 (略)</p> <p>イ 内容 a 安全教育に関する事項 (a)校種別・月別の関連教科、<u>道徳の時間、総合的な学習の時間</u>における安全に関する指導事項 (b)学年別・月別<u>の安全指導</u>の指導事項 <追加> ・ 学級（ホームルーム）活動における指導事項（生活安全、交通安全、災害安全の内容についての題材名等）</p> <p>・ 学校行事（避難訓練等安全に関する行事）における指導事項 ・ 児童（生徒）会活動、<u>クラブ活動・部活動</u>等での安全に関して予想される活動に関する指導事項</p> <p>第2章37節「ボランティア活動の推進」 2各主体の役割 (1)市の役割 (略)</p> <p>③活動環境の整備 市及び県は、被災者ニーズ等の情報提供方策の<u>整備やボランティア団体の活動支援、リーダー育成等、ボランティア活動の育成を図る。</u></p>	<p>◆学習指導要領の改訂、「第2次学校安全の推進に関する計画」（文部科学省）の策定に対応した学校安全資料「『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」（文部科学省）の改訂に伴う修正</p> <p>◆防災基本計画の修正</p>

鶴岡市地域防災計画新旧対照表（風水害・雪害対策編）

新	旧	変更理由				
<p>(4) 事務局 会議の事務を処理するため、事務局を防災安全課に置く。</p> <p>7 災害復旧対策会議 災害対策本部廃止以後の市の意思決定機関として、災害による応急復旧・復興に関する重要事項を協議決定し、その実施の推進を図るため、災害復旧対策会議を設置する。</p> <p>(1) 会議の組織</p> <table border="1" data-bbox="129 561 898 777"> <tr> <td>本部長</td> <td>副市長</td> </tr> <tr> <td>本部員</td> <td>総務部長、企画部長、市民部長、危機管理監、健康福祉部長、農林水産部長、商工観光部長、建設部長、病院事務部長、上下水道部長、消防長、教育部長、各支所長</td> </tr> </table> <p>(2) 設置基準 市長は、災害による応急復旧・復興等に係る事項を決定するために必要があると判断した場合は、会議を設置するものとする。</p> <p>(3) 廃止基準 ・応急復旧・復興対策活動が完了、もしくは完了の見込みが立ったとき ・その他、本部長が廃止できると判断したとき</p> <p>(4) 協議事項 ・応急復旧・復興対策に関すること ・支援策に関すること ・災害対策費の予算に関すること ・災害救助法及び被災者生活再建支援制度等に関すること ・その他</p> <p>(5) 事務局 会議の事務を処理するため、事務局を防災安全課に置く。</p> <p>8 活動体制の区分及び設置基準 9 職員の動員基準</p>	本部長	副市長	本部員	総務部長、企画部長、市民部長、危機管理監、健康福祉部長、農林水産部長、商工観光部長、建設部長、病院事務部長、上下水道部長、消防長、教育部長、各支所長	<p><u>〈追加〉</u></p> <p>6 活動体制の区分及び設置基準 7 職員の動員基準</p>	
本部長	副市長					
本部員	総務部長、企画部長、市民部長、危機管理監、健康福祉部長、農林水産部長、商工観光部長、建設部長、病院事務部長、上下水道部長、消防長、教育部長、各支所長					

鶴岡市地域防災計画新旧対照表（風水害・雪害対策編）

新			旧			変更理由
10 災害対策本部及び地域災害対策本部の事務分掌 別表1「災害対策本部の各部・各班の事務分掌表」			8 災害対策本部及び地域災害対策本部の事務分掌 別表1「災害対策本部の各部・各班の事務分掌表」			◆山形県沖地震の教訓を踏まえ事務分掌を追加 ◆併せて班編成を変更
部名	班名 (●班長)	事務分掌	部名	班名 (●班長)	事務分掌	
総務部	(略)		総務部	(略)		
	財政班 (財政課) (●契約管財課) (会計課) (スポーツ課 (※2))	<ul style="list-style-type: none"> ・生活必需品 (※1) や災害用物資の調達 (※3) ・管理に関すること ・市有建物 (普通財産) の被害調査に関すること ・災害予算の編成に関すること ・災害予算の経理に関すること ・<u>公用車の一元管理に関すること</u> ・<u>市有物件災害共済の見舞金等に関すること</u> 		財政班 (財政課) (●契約管財課) (追加) (スポーツ課 (※2))	<ul style="list-style-type: none"> ・生活必需品 (※1) や災害用物資の調達 (※3) ・管理に関すること ・市有建物 (普通財産) の被害調査に関すること ・災害予算の編成に関すること ・災害予算の経理に関すること ・<u>(追加)</u> ・<u>(追加)</u> 	
	相談・職員班 (●職員課) (削除) (監査事務局) (選管事務局)	<ul style="list-style-type: none"> ・問合せ・相談に関すること ・災害対策要員の確保に関すること ・公務災害補償に関すること ・職員の安否に関すること ・業務継続に関すること 		相談・職員班 (●職員課) (会計課) (監査事務局) (選管事務局)	<ul style="list-style-type: none"> ・問合せ・相談に関すること ・災害対策要員の確保に関すること ・公務災害補償に関すること ・職員の安否に関すること ・業務継続に関すること 	
市民部	(略)		市民部	(略)		
	災害対策班 (●防災安全課)	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部の設置及び廃止に関すること ・災害応急対策実施の総合的計画、調整に関すること ・指揮命令の伝達に関すること ・本部員会議、本部連絡員室に関すること ・支部、現地本部の統轄に関すること ・職員の動員に関すること ・<u>防災資機材の避難所への搬出に関すること</u> ・災害救助法に関すること ・災害派遣要請 (自衛隊、日赤、県、他市町村等) に関すること ・その他本部長の命ずる事項 		災害対策班 (●防災安全課)	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部の設置及び廃止に関すること ・災害応急対策実施の総合的計画、調整に関すること ・指揮命令の伝達に関すること ・本部員会議、本部連絡員室に関すること ・支部、現地本部の統轄に関すること ・職員の動員に関すること ・<u>(追加)</u> ・災害救助法に関すること ・災害派遣要請 (自衛隊、日赤、県、他市町村等) に関すること ・その他本部長の命ずる事項 	

鶴岡市地域防災計画新旧対照表（風水害・雪害対策編）

新	旧	変更理由
<p>第3章3節「自衛隊派遣の要請・受け入れ体制」 3 自衛隊災害派遣要請の手続き、県及び自衛隊の派遣要請連絡窓口等</p> <p>(1)自衛隊災害派遣要請の手続き ④自衛隊の自主派遣</p> <p>ア 自衛隊は、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事等の要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待つことなく、次の基準により部隊等を派遣する。</p> <p>a 関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。</p> <p>b 知事が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができず、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。</p> <p>c 自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められること。</p> <p>d 上記に準じ特に急を要し、知事からの要請を待ついとまがないと認められること。</p> <p><u>イ 自衛隊は、大規模な災害が発生した際には、被災直後の地方公共団体は混乱していることを前提に、災害時の活動が円滑に進むよう、活動内容について「提案型」の支援を自発的に行い、関係省庁の協力も得て、自衛隊に対するニーズを早期に把握・整理するものとする。</u></p> <p><u>ウ 自衛隊は、知事の要請を待たずに部隊等の災害派遣を行った場合においても、できる限り早急に知事に連絡し、密接な連絡調整のもとに、適切かつ効率的な救援活動の実施に努める。</u></p> <p><u>エ 知事の要請を待たずに部隊等を派遣した後に、知事が派遣要請をした場合は、派遣当初から知事の派遣要請に基づく救援活動を実施したとみなす。</u></p>	<p>第3章3節「自衛隊派遣の要請・受け入れ体制」 3 自衛隊災害派遣要請の手続き、県及び自衛隊の派遣要請連絡窓口等</p> <p>(1)自衛隊災害派遣要請の手続き ④自衛隊の自主派遣</p> <p>＜追加＞自衛隊は、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事等の要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待つことなく、次の基準により部隊等を派遣する。</p> <p>ア 関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。</p> <p>イ 知事が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができず、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。</p> <p>ウ 自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められること。</p> <p>エ 上記に準じ特に急を要し、知事からの要請を待ついとまがないと認められること。</p> <p style="text-align: center;">＜追加＞</p> <p style="text-align: center;">＜追加＞</p> <p style="text-align: center;">＜追加＞</p>	<p>◆防災基本計画の修正</p>

鶴岡市地域防災計画新旧対照表（風水害・雪害対策編）

新	旧	変更理由
<p>第3章4節「災害情報の収集・伝達」 3 各主体の役割 (2)県の役割 ア 県は、被災地の市町村、消防本部、県出先機関及び県警本部等を通じ、被害情報の把握に努める。<u>情報の収集に当たっては、画像及び地図情報等の視覚的情報を積極的に収集し、より実質的な被害の把握に努める。</u>また、市において通信手段の途絶等が発生し、被害情報等の報告がなされないと判断する場合等にあつては、調査のための職員の派遣、ヘリコプター、<u>無人航空機</u>等の機材や各種通信手段の効果的な活用等により、あらゆる手段を尽くして被害情報等の把握に努める。</p> <p>(3)県警察の役割 <u>警察署、交番・駐在所、パトロールカー、警察ヘリコプター及び無人航空機等を通じて被災地の情報を収集する。</u></p>	<p>第3章4節「災害情報の収集・伝達」 3 各主体の役割 (2)県の役割 ア 県は、被災地の市町村、消防本部、県出先機関及び県警本部等を通じ、被害情報の把握に努める。<u><追加></u>また、市において通信手段の途絶等が発生し、被害情報等の報告がなされないと判断する場合等にあつては、調査のための職員の派遣、ヘリコプター<u><追加></u>等の機材や各種通信手段の効果的な活用等により、あらゆる手段を尽くして被害情報等の把握に努める。</p> <p>(3)県警察の役割 <u>災害発生時には、直ちに情報収集にあたり、一元的な情報収集体制を確立する。また、ヘリコプターテレビシステム、交通監視カメラ等の画像情報等を活用し、被災地域の情報を収集する。</u></p>	<p>◆山形県における近年の災害を踏まえた修正（画像・地図等の視覚的情報による被害情報収集体制の強化） ◆防災基本計画の修正</p> <p>◆山形県地域防災計画との整合</p>

鶴岡市地域防災計画新旧対照表（風水害・雪害対策編）

新	旧	変更理由																												
<p>第3章5節「気象情報等の収集・伝達」 4 業務の内容 (1)鶴岡市に関する特別警報・警報・注意報等の種類と概要 ①一般の利用に適合する予報及び警報</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">種類</th> <th style="width: 85%;">概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">大雨特別警報</td> <td>大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。警戒レベル5に相当</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">大雪特別警報</td> <td>大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">暴風特別警報</td> <td>暴風により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">暴風雪特別警報</td> <td>雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて、「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">波浪特別警報</td> <td>高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">高潮特別警報</td> <td>台風や低気圧等による海面の異常な上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。警戒レベル4に相当</td> </tr> </tbody> </table>	種類	概要	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。警戒レベル5に相当	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。	暴風特別警報	暴風により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて、「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。	波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。	高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。警戒レベル4に相当	<p>第3章5節「気象情報等の収集・伝達」 4 業務の内容 (1)鶴岡市に関する特別警報・警報・注意報等の種類と概要 ①一般の利用に適合する予報及び警報</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">種類</th> <th style="width: 85%;">発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">大雨特別警報</td> <td>台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">暴風特別警報</td> <td>数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">高潮特別警報</td> <td>数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">波浪特別警報</td> <td>数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高波になると予想される場合。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">暴風雪特別警報</td> <td>数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">大雪特別警報</td> <td>数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合</td> </tr> </tbody> </table>	種類	発表基準	大雨特別警報	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合。	暴風特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合。	高潮特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合。	波浪特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高波になると予想される場合。	暴風雪特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	大雪特別警報	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	<p>◆「避難勧告等に関するガイドライン」の改定に伴う修正</p> <p>◆山形県地域防災計画との整合</p>
種類	概要																													
大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。警戒レベル5に相当																													
大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。																													
暴風特別警報	暴風により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。																													
暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて、「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。																													
波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。																													
高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。警戒レベル4に相当																													
種類	発表基準																													
大雨特別警報	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合。																													
暴風特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合。																													
高潮特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合。																													
波浪特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高波になると予想される場合。																													
暴風雪特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合																													
大雪特別警報	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合																													

鶴岡市地域防災計画新旧対照表（風水害・雪害対策編）

新		旧		変更理由
警報	大雨警報 (浸水害) (土砂災害)	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。具体的には、浸水害にあつては表面雨量指数が19以上、土砂災害にあつては土壌雨量指数が111以上。		<ul style="list-style-type: none"> ◆「避難勧告等に関するガイドライン」の改定に伴う修正 ◆山形県地域防災計画との整合 ◆指数は、令和2年8月6日現在、警報・注意報発表基準による
	洪水警報	河川の上流域で降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。警戒レベル3に相当。具体的には、流域雨量指数が京田川流域で13.6以上、藤島川流域で12.8以上、梵字川流域で30.6以上。指定河川洪水予報による基準は、最上川下流「白ヶ沢・下瀬」、赤川「熊手・羽黒橋・浜中」、大山川「面野山・大山」。		
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、12時間の降雪の深さが平地で30cm（楡引では35cm）、山沿いで45cmのいずれかになると予想される場合。		
	暴風警報	暴風による重大な災害に加えて、雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には、雪を伴い、平均風速が18m/s以上。		
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて、「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。		
	波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、有義波高が6m以上になると予想される場合。		
	高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。警戒レベル4に相当。具体的には、潮位（標高）1.5m以上。		
	大雨警報 (浸水害) (土砂災害)	大雨警報 (浸水害) (土砂災害)	大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には、浸水害にあつては表面雨量指数が13以上、土砂災害にあつては土壌雨量指数が111以上。	
洪水警報	洪水警報	洪水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には、流域雨量指数が京田川流域で11.6以上、藤島川流域で11.3以上、梵字川流域で24.9以上。赤川流域では、表面雨量指数が8以上、かつ、流域雨量指数が27.8以上。		
大雪警報	大雪警報	大雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には、12時間の降雪の深さが平地で30cm（楡引では35cm）、山沿いで45cmのいずれかになると予想される場合。		
暴風警報	暴風警報	暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には、平均風速が18m/s以上。		
暴風雪警報	暴風雪警報	暴風雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には、雪を伴い、平均風速が18m/s以上。		
波浪警報	波浪警報	風浪、うねり等によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には、有義波高が6m以上になると予想される場合。		
高潮警報	高潮警報	台風等による海面の異常上昇によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には、潮位（標高）1.5m。		

鶴岡市地域防災計画新旧対照表（風水害・雪害対策編）

新		旧		変更理由	
注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 <u>（削除）警戒レベル2相当。</u> 具体的には、表面雨量指数が9以上、もしくは、土壌雨量指数が87以上。	大雨注意報	<u>大雨によって被害が予想される場合。具体的には、1時間雨量が40mm以上。</u> 具体的には、表面雨量指数が9以上、もしくは、土壌雨量指数が87以上。	<ul style="list-style-type: none"> ◆「避難勧告等に関するガイドライン」の改定に伴う修正 ◆山形県地域防災計画との整合 ◆指数は、令和2年8月6日現在、警報・注意報発表基準による
	洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 <u>（削除）警戒レベル2に相当。</u> 具体的には、流域雨量指数が京田川流域で10.8以上、藤島川流域で10.2以上、梵字川流域で24.4以上。 <u>（削除）京田川流域では、表面雨量指数が5以上、かつ、流域雨量指数6.6以上。指定河川洪水予報による基準は、赤川「熊手・羽黒橋、浜中」、大山川「面野山・大山」。</u>	洪水注意報	<u>洪水によって被害が予想される場合。</u> 具体的には、1時間雨量が40mm以上。具体的には、流域雨量指数が京田川流域で9.2以上、藤島川流域で9以上、梵字川流域で19.9以上。 <u>赤川流域では、表面雨量指数が8以上、かつ、流域雨量指数が27.8以上。</u> 京田川流域では、表面雨量指数が5以上、かつ、流域雨量指数8.8以上。	
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、12時間の降雪の深さが平地で15cm（楡引では20cm）、山沿いで30cmのいずれかになると予想される場合。	大雪注意報	<u>大雪によって被害が予想される場合。</u> 具体的には、12時間の降雪の深さが平地で15cm（楡引では20cm）、山沿いで30cmのいずれかになると予想される場合。	
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、平均風速が12m/s以上。	強風注意報	<u>強風によって被害が予想される場合。</u> 具体的には、平均風速が12m/s以上。	
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。具体的には、雪を伴い、平均風速が12m/s以上。	注意報 風雪注意報	<u>風雪によって被害が予想される場合。</u> 具体的には、雪を伴い、平均風速が12m/s以上。	
	波浪注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、有義波高が3m以上になると予想される場合。	注意報 波浪注意報	<u>風浪、うねり等によって被害が予想される場合。</u> 具体的には、有義波高が3m以上になると予想される場合。	
	高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、潮位（標高）1.0m以上になると予想される場合。高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2、高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。	高潮注意報	<u>台風等による海面の異常上昇によって被害が予想される場合。</u> 具体的には、潮位が東京湾平均海面（T P）上1.0m以上になると予想される場合。	
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、濃霧のため、視程が陸上で100m以下、海上で500m以下になると予想される場合。	濃霧注意報	<u>濃霧によって交通機関等に著しい支障を及ぼすおそれがあると予想される場合。</u> 具体的には、濃霧のため、視程が陸上で100m以下、海上で500m以下になると予想される場合。	
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。	雷注意報	<u>落雷等により被害が予想される場合</u>	
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。具体的には、次のいずれかになると予想される場合。 ア 実効湿度が65%以下で最少湿度が30%以下。 イ 降雨雪の場合を除き、実効湿度70%以下で平均速度が10m/s以上。	乾燥注意報	<u>空気が乾燥し火災の危険が大きいと予想される場合。</u> 具体的には、次のいずれかになると予想される場合。 ア 実効湿度が65%以下で最少湿度が30%以下。 イ 降雨雪の場合を除き、実効湿度70%以下で平均速度が10m/s以上。	

鶴岡市地域防災計画新旧対照表（風水害・雪害対策編）

新	旧	変更理由																														
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">注意報</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">なだれ注意報</td> <td>「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、次のいずれかになると予想される場合。 ア 山沿いで24時間降雪の深さが30cm以上で、肘折（アメダス）の積雪が100cm以上。 イ 山形地方気象台の日平均気温が5℃以上で、肘折の積雪180cmが以上。 ウ 山形地方気象台の日最高気温が5℃以上で、肘折の積雪300cm以上。 エ 12月の日降水量が30mm以上で、肘折の積雪が100cm以上。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">着雪(氷)注意報</td> <td>著しい着雪(氷)により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。具体的には、大雪注意報の条件下で気温が-2℃より高くなると予想される場合。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">融雪注意報</td> <td>融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水、土砂災害などの災害が発生するおそれがあるときに発表される。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">霜注意報</td> <td>霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。具体的には、早霜、晩霜期におおむね最低気温が2℃以下になると予想される場合。（早霜期は農作物の生育を考慮し実施する。）</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">低温注意報</td> <td>低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物などに著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるときに発表される。具体的には、次のいずれかになると予想される場合 ア 最低気温が-7℃以下、又は-4℃以下で平均風速5m/s以上の場合 イ 日平均気温が-3℃以下の日が数日続く場合</td> </tr> </table>	注意報	なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、次のいずれかになると予想される場合。 ア 山沿いで24時間降雪の深さが30cm以上で、肘折（アメダス）の積雪が100cm以上。 イ 山形地方気象台の日平均気温が5℃以上で、肘折の積雪180cmが以上。 ウ 山形地方気象台の日最高気温が5℃以上で、肘折の積雪300cm以上。 エ 12月の日降水量が30mm以上で、肘折の積雪が100cm以上。		着雪(氷)注意報	著しい着雪(氷)により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。具体的には、大雪注意報の条件下で気温が-2℃より高くなると予想される場合。		融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水、土砂災害などの災害が発生するおそれがあるときに発表される。		霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。具体的には、早霜、晩霜期におおむね最低気温が2℃以下になると予想される場合。（早霜期は農作物の生育を考慮し実施する。）		低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物などに著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるときに発表される。具体的には、次のいずれかになると予想される場合 ア 最低気温が-7℃以下、又は-4℃以下で平均風速5m/s以上の場合 イ 日平均気温が-3℃以下の日が数日続く場合	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">注意報</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">なだれ注意報</td> <td>「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、次のいずれかになると予想される場合。 ア 山沿いで24時間降雪の深さが30cm以上で、肘折（アメダス）の積雪が100cm以上。 イ 山形地方気象台の日平均気温が5℃以上で、肘折の積雪180cmが以上。 ウ 山形地方気象台の日最高気温が5℃以上で、肘折の積雪300cm以上。 エ 12月の日降水量が30mm以上で、肘折の積雪が100cm以上。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">着雪(氷)注意報</td> <td>著しい着雪(氷)により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、樹木等に被害が起こるおそれのあるときに発表される。具体的には、大雪注意報の条件下で気温が-2℃より高くなると予想される場合。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">融雪注意報</td> <td>融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水、土砂災害などの災害が発生するおそれがあるときに発表される。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">霜注意報</td> <td>霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。具体的には、早霜、晩霜期におおむね最低気温が2℃以下になると予想される場合。（早霜期は農作物の生育を考慮し実施する。）</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">低温注意報</td> <td>低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物などに著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるときに発表される。具体的には、次のいずれかになると予想される場合。 ア 最低気温が-7℃以下、又は-4℃以下で平均風速5m/s以上の場合 イ 日平均気温が-3℃以下の日が数日続く場合</td> </tr> </table>	注意報	なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には、次のいずれかになると予想される場合。 ア 山沿いで24時間降雪の深さが30cm以上で、肘折（アメダス）の積雪が100cm以上。 イ 山形地方気象台の日平均気温が5℃以上で、肘折の積雪180cmが以上。 ウ 山形地方気象台の日最高気温が5℃以上で、肘折の積雪300cm以上。 エ 12月の日降水量が30mm以上で、肘折の積雪が100cm以上。		着雪(氷)注意報	著しい着雪(氷)により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には、通信線や送電線、樹木等に被害が起こるおそれのあるときに発表される。具体的には、大雪注意報の条件下で気温が-2℃より高くなると予想される場合。		融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には、浸水、土砂災害などの災害が発生するおそれがあるときに発表される。		霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。具体的には、早霜、晩霜期におおむね最低気温が2℃以下になると予想される場合。（早霜期は農作物の生育を考慮し実施する。）		低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には、低温のために農作物などに著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるときに発表される。具体的には、次のいずれかになると予想される場合。 ア 最低気温が-7℃以下、又は-4℃以下で平均風速5m/s以上の場合 イ 日平均気温が-3℃以下の日が数日続く場合	
注意報	なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、次のいずれかになると予想される場合。 ア 山沿いで24時間降雪の深さが30cm以上で、肘折（アメダス）の積雪が100cm以上。 イ 山形地方気象台の日平均気温が5℃以上で、肘折の積雪180cmが以上。 ウ 山形地方気象台の日最高気温が5℃以上で、肘折の積雪300cm以上。 エ 12月の日降水量が30mm以上で、肘折の積雪が100cm以上。																														
	着雪(氷)注意報	著しい着雪(氷)により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。具体的には、大雪注意報の条件下で気温が-2℃より高くなると予想される場合。																														
	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水、土砂災害などの災害が発生するおそれがあるときに発表される。																														
	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。具体的には、早霜、晩霜期におおむね最低気温が2℃以下になると予想される場合。（早霜期は農作物の生育を考慮し実施する。）																														
	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物などに著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるときに発表される。具体的には、次のいずれかになると予想される場合 ア 最低気温が-7℃以下、又は-4℃以下で平均風速5m/s以上の場合 イ 日平均気温が-3℃以下の日が数日続く場合																														
注意報	なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には、次のいずれかになると予想される場合。 ア 山沿いで24時間降雪の深さが30cm以上で、肘折（アメダス）の積雪が100cm以上。 イ 山形地方気象台の日平均気温が5℃以上で、肘折の積雪180cmが以上。 ウ 山形地方気象台の日最高気温が5℃以上で、肘折の積雪300cm以上。 エ 12月の日降水量が30mm以上で、肘折の積雪が100cm以上。																														
	着雪(氷)注意報	著しい着雪(氷)により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には、通信線や送電線、樹木等に被害が起こるおそれのあるときに発表される。具体的には、大雪注意報の条件下で気温が-2℃より高くなると予想される場合。																														
	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には、浸水、土砂災害などの災害が発生するおそれがあるときに発表される。																														
	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。具体的には、早霜、晩霜期におおむね最低気温が2℃以下になると予想される場合。（早霜期は農作物の生育を考慮し実施する。）																														
	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には、低温のために農作物などに著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるときに発表される。具体的には、次のいずれかになると予想される場合。 ア 最低気温が-7℃以下、又は-4℃以下で平均風速5m/s以上の場合 イ 日平均気温が-3℃以下の日が数日続く場合																														

鶴岡市地域防災計画新旧対照表（風水害・雪害対策編）

新	旧	変更理由														
<p>②特別警報基準</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%; text-align: center;">種類</th> <th style="text-align: center;">発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">大雨</td> <td><u>台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合。</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">暴風</td> <td><u>暴風が吹くと予想される場合。</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">高潮</td> <td><u>数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により</u> <u>高潮になると予想される場合。</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">波浪</td> <td><u>高波になると予想される場合。</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">暴風雪</td> <td><u>数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合。</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">大雪</td> <td><u>数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合。</u></td> </tr> </tbody> </table>	種類	発表基準	大雨	<u>台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合。</u>	暴風	<u>暴風が吹くと予想される場合。</u>	高潮	<u>数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により</u> <u>高潮になると予想される場合。</u>	波浪	<u>高波になると予想される場合。</u>	暴風雪	<u>数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合。</u>	大雪	<u>数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合。</u>	<p><追加></p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆山形県地域防災計画との整合 ◆令和2年8月24日から大雨特別警報の発表基準が改善されたため
種類	発表基準															
大雨	<u>台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合。</u>															
暴風	<u>暴風が吹くと予想される場合。</u>															
高潮	<u>数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により</u> <u>高潮になると予想される場合。</u>															
波浪	<u>高波になると予想される場合。</u>															
暴風雪	<u>数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合。</u>															
大雪	<u>数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合。</u>															

鶴岡市地域防災計画新旧対照表（風水害・雪害対策編）

新	旧	変更理由								
<p>③大雨警報・洪水警報の危険度分布</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="129 343 309 699"> <p>大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）</p> </td> <td data-bbox="309 343 913 699"> <p>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「非常に危険」（うす紫）、「極めて危険」（濃い紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="129 699 309 863"> <p>大雨警報（浸水害）の危険度分布</p> </td> <td data-bbox="309 699 913 863"> <p>短時間強雨による浸水害発生の危険度高まり予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="129 863 309 1241"> <p>洪水警報の危険度分布</p> </td> <td data-bbox="309 863 913 1241"> <p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「非常に危険」（うす紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="129 1241 309 1453"> <p>流域雨量指数の予測値</p> </td> <td data-bbox="309 1241 913 1453"> <p>水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分ごとに更新している。</p> </td> </tr> </table>	<p>大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）</p>	<p>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「非常に危険」（うす紫）、「極めて危険」（濃い紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。 	<p>大雨警報（浸水害）の危険度分布</p>	<p>短時間強雨による浸水害発生の危険度高まり予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p>	<p>洪水警報の危険度分布</p>	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「非常に危険」（うす紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。 	<p>流域雨量指数の予測値</p>	<p>水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分ごとに更新している。</p>	<p><追加></p>	<p>◆危険度分布等を追加</p>
<p>大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）</p>	<p>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「非常に危険」（うす紫）、「極めて危険」（濃い紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。 									
<p>大雨警報（浸水害）の危険度分布</p>	<p>短時間強雨による浸水害発生の危険度高まり予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p>									
<p>洪水警報の危険度分布</p>	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「非常に危険」（うす紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。 									
<p>流域雨量指数の予測値</p>	<p>水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分ごとに更新している。</p>									

鶴岡市地域防災計画新旧対照表（風水害・雪害対策編）

新	旧	変更理由
<p><u>④早期注意情報（警報級の可能性）</u> <u>5日先までの警報級の現象の可能性が「高」、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（庄内）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（山形県など）で発表される。大雨に関して、明日までの期間に「高」又は「中」が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。</u></p> <p><u>⑤全般気象情報、東北地方気象情報、山形県気象情報</u> <u>気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される。</u></p> <p><u>⑥土砂災害警戒情報</u> <u>大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難勧告の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、鶴岡市北部、鶴岡市南部を特定して警戒を呼びかける情報で、山形県と山形地方気象台から共同で発表される。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）で確認することができる。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</u></p> <p><u>⑦記録的短時間大雨情報</u> <u>大雨警報発表中に数年に一度しか起こらないような記録的な短時間の大雨を観測又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）した場合。具体的には、1時間雨量が100mm以上。この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所について、警報の「危険度分布」で確認する必要がある。</u></p>		

鶴岡市地域防災計画新旧対照表（風水害・雪害対策編）

新	旧	変更理由
<p><u>⑧竜巻注意情報</u> <u>積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位（庄内）で発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。</u> <u>また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が天気予報の対象地域と同じ発表単位（庄内）で発表される。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。</u></p> <p>(2)消防法に定める火災気象通報及び火災警報 ①火災気象通報 山形地方気象台長は、気象の状況が火災の予防上危険であると認める場合は、消防法第22条の規定により、その状況を「火災気象通報」として県知事に通報する。県知事は、直ちに同法第22条第2項の規定により市長に通報する。通報基準は、<u>山形地方気象台が発表する「乾燥注意報」及び「強風注意報」の発表基準と同一とする。</u></p>	<p>(2)消防法に定める火災気象通報及び火災警報 ①火災気象通報 山形地方気象台長は、気象の状況が火災の予防上危険であると認める場合は、消防法第22条の規定により、その状況を「火災気象通報」として県知事に通報する。県知事は、直ちに同法第22条第2項の規定により市長に通報する。通報基準は、<u>当日の気象状態が次のいずれかの条件を満たしたときとする。</u> <u>ア 実効湿度が65%以下で最小湿度が30%以下になると予想される場合。</u> <u>イ 降雨雪時の場合を除き、実効湿度が70%以下で、平均風速10m/s以上になると予想される場合。</u> <u>ウ 平均風速12m/s以上になると予想される場合。（雨又は雪を伴う場合は、通報しないこともある。）</u></p>	<p>◆表現の適正化</p>

鶴岡市地域防災計画新旧対照表（風水害・雪害対策編）

新	旧	変更理由
<p>伝達系統図</p>	<p>伝達系統図</p>	<p>◆法定伝達経路を明記</p>

鶴岡市地域防災計画新旧対照表（風水害・雪害対策編）

新	旧	変更理由
<p>・<u>網掛けになっている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先。</u></p> <p>・<u>二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知又は周知の措置が義務付けられている伝達経路。</u></p> <p style="text-align: center;"><削除></p> <p>第3章6節「洪水予報・水防警報の伝達」 3 各主体の役割 (2)県及び国の役割 ①洪水予報河川 <u>河川の増水や氾濫等に対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表される警報及び注意報である。赤川については、酒田河川国道事務所と山形地方気象台、大山川については山形県と山形地方気象台が共同で下表の標題により発表を行い、関係機関に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求め一般に周知する。また、河川ごとに定められた伝達系統により関係機関へ伝達する。<u>警戒レベル2～5に相当する。</u></u></p>	<p style="text-align: center;"><追加></p> <p><u>(6)土砂災害警戒情報の取扱い</u> <u>県と山形地方気象台では、大雨による土砂災害発生の危険性を山形県河川・砂防情報システム（砂防系）による危険指標基準と山形地方気象台の降雨指標基準（土壌雨量指数基準）の組み合わせによって判定し、危険性が非常に高まると予想される場合に、市による避難勧告や防災活動等の災害応急対応、住民の自主避難が適時適切に行われるよう、土砂災害警戒情報を共同して発表する。</u></p> <p>第3章6節「洪水予報・水防警報の伝達」 3 各主体の役割 (2)県及び国の役割 ①洪水予報河川 <u>洪水により、県及び国が指定した河川に相当な損害が予想される場合は、県、国及び山形地方気象台は、共同して洪水予報の発表を行い、関係機関に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求め一般に周知する。また、河川ごとに定められた伝達系統により関係機関へ伝達する。<追加></u></p>	<p>◆(1)⑥に転記のため削除</p> <p>◆洪水予報の目的を記述し固有の河川名および対応機関の名称を明記。また、警戒レベルについて追加</p>

鶴岡市地域防災計画新旧対照表（風水害・雪害対策編）

新			旧		変更理由
ア 洪水予報の種類、標題と概要			ア 洪水予報対象河川及び所管		◆洪水予報の種類、標題と概要を掲載しそれぞれの情報を追加
種類	標題	概要	河川	所管	
洪水警報	氾濫発生情報	<p>氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。</p> <p>新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。</p>	赤川	酒田河川国道事務所	
	氾濫危険情報	<p>氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているときに発表される。</p> <p>いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難勧告等の発令の判断の参考とする。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</p>	内川（国）		
	氾濫警戒情報	<p>氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達し更に水位の上昇が見込まれるときに発表される。</p> <p>避難準備・高齢者等避難開始の発令の判断の参考とする。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</p>	大山川（県）	庄内総合支庁河川砂防課	
洪水注意報	氾濫注意情報	<p>氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。</p> <p>避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</p>			

鶴岡市地域防災計画新旧対照表（風水害・雪害対策編）

新									旧						変更理由
イ 予報基準となる河川の水位観測所 (単位：m)									イ 予報基準となる河川の水位観測所 (単位：m)						◆酒田市浜中の観測所は、鶴岡市内にはないが基準となる水位観測所のため追記。
予報 区域名	水位観 測所名	所在地	水防団 待機水位	氾濫注 意水位	避難判 断水位	氾濫危 険水位	計画高 水位	所管	洪水予 報河川	観測 所名	氾濫注意 水位(警戒水位)	避難判 断水位	氾濫危険水位 (洪水特別警戒水位)	所管	
赤川	熊出	鶴岡市 熊出	2.1	3	4.3	4.5	6.12	酒田河 川国道 事務所	赤川	熊出	3	4.3	4.5	酒田河川 国道事務所	
	羽黒橋	鶴岡市 羽黒町 赤川	2	3	4.2	4.6	6.9		羽黒橋	3	4.2	4.6	4.6	酒田河川 国道事務所	
	浜中	酒田市 浜中字 小浜	2	3	4	4.2	5.211		浜中	3	4.2	4.2	4.2	酒田河川 国道事務所	
大山川	大山	鶴岡市 大山	1.7	3.1	3.9	4.4	/	庄内総 合支庁 河川砂 防課	大山川 (県)	大山	3.1	3.9	4.4	庄内総合支庁 河川砂防課	
	面野山	鶴岡市 面野山	3.9	4.8	5.2	5.6	/	河川砂 防課	面野山	4.8	5.2	5.6	5.6	河川砂防課	

鶴岡市地域防災計画新旧対照表（風水害・雪害対策編）

新	旧	変更理由										
<p>②酒田河川国道事務所又は県が発表する水位到達情報（水位周知河川） <u>酒田河川国道事務所又は県が、河川の増水や氾濫などに対する住民の避難行動の参考になるように、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位を示して発表する水位到達情報で、下表の標題により発表する。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%; text-align: center;">標 題</th> <th style="text-align: center;">概 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">氾濫発生情報</td> <td> <u>氾濫が発生したときに発表される。</u> <u>新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。決壊等が確認された場合は、直ちに避難指示（緊急）を発表する必要がある。警戒レベル5に相当</u> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">氾濫危険情報</td> <td> <u>氾濫危険水位に到達したときに発表される。</u> <u>いつ氾濫が発生してもおかしくない状況であり、避難していない住民への対応が必要である。この後に避難勧告を発令する場合、周辺の冠水・浸水状況を確認する必要がある。警戒レベル4に相当。</u> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">氾濫警戒情報</td> <td> <u>氾濫危険水位に達したときに発表される。</u> <u>避難準備・高齢者等避難開始の発令の判断の参考とする。警戒レベル3に相当。</u> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">氾濫注意情報</td> <td> <u>氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるときに発表される。警戒レベル2に相当。</u> </td> </tr> </tbody> </table>	標 題	概 要	氾濫発生情報	<u>氾濫が発生したときに発表される。</u> <u>新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。決壊等が確認された場合は、直ちに避難指示（緊急）を発表する必要がある。警戒レベル5に相当</u>	氾濫危険情報	<u>氾濫危険水位に到達したときに発表される。</u> <u>いつ氾濫が発生してもおかしくない状況であり、避難していない住民への対応が必要である。この後に避難勧告を発令する場合、周辺の冠水・浸水状況を確認する必要がある。警戒レベル4に相当。</u>	氾濫警戒情報	<u>氾濫危険水位に達したときに発表される。</u> <u>避難準備・高齢者等避難開始の発令の判断の参考とする。警戒レベル3に相当。</u>	氾濫注意情報	<u>氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるときに発表される。警戒レベル2に相当。</u>	<p>②水位周知河川 <u>上記洪水予報河川以外で、洪水により相当な損害が予想される場合については、国及び県が水位周知河川に指定し、避難判断水位（氾濫注意水位を超え、災害の発生を特に警戒すべき水位）を定め、河川の水位がこれに達した場合は、水位又は流量を市に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて一般に周知する。</u></p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;"><追加></p>	<p>◆避難勧告等に関するガイドラインの改定に伴う修正</p>
標 題	概 要											
氾濫発生情報	<u>氾濫が発生したときに発表される。</u> <u>新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。決壊等が確認された場合は、直ちに避難指示（緊急）を発表する必要がある。警戒レベル5に相当</u>											
氾濫危険情報	<u>氾濫危険水位に到達したときに発表される。</u> <u>いつ氾濫が発生してもおかしくない状況であり、避難していない住民への対応が必要である。この後に避難勧告を発令する場合、周辺の冠水・浸水状況を確認する必要がある。警戒レベル4に相当。</u>											
氾濫警戒情報	<u>氾濫危険水位に達したときに発表される。</u> <u>避難準備・高齢者等避難開始の発令の判断の参考とする。警戒レベル3に相当。</u>											
氾濫注意情報	<u>氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるときに発表される。警戒レベル2に相当。</u>											

鶴岡市地域防災計画新旧対照表（風水害・雪害対策編）

新	旧	変更理由
<p>第3章8節「広報・広聴活動」 1 計画の目的 <達成目標> 市は、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-ARERT）、Lアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ケーブルテレビ、有線放送、ホームページ、掲示板、広報車、広報紙及びインターネット（<u>ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）</u>）等の多様な手段を活用しながら、時機を失することなく広報する。</p> <p>3 各主体の役割 (1)市及び県の役割 (略)</p> <p>①市の役割等 (略)</p> <p>イ 手段 (略)</p> <p>e 防災行政無線、緊急地震速報、ケーブルテレビ、有線放送、ホームページ、テレビ、ラジオ、掲示板、広報紙及びインターネット（<u>ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）</u>）等の活用</p> <p>第3章9節「自分と家族を守る応急対策」 3 応急対策の実施 (1)災害情報収集・伝達 (略)</p> <p><u>ウ 訪日外国人観光客には万が一の災害に備えて事前にSafety Tips（観光庁監修災害時情報提供アプリ）のダウンロードをすることをウェブサイト等で呼びかけ、現地では観光案内所を中心に災害に関する情報や避難所情報を的確に伝達する。</u></p>	<p>第3章8節「広報・広聴活動」 1 計画の目的 <達成目標> 市は、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-ARERT）、Lアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ケーブルテレビ、有線放送、ホームページ、掲示板、広報車、広報紙及びインターネット<追加>等の多様な手段を活用しながら、時機を失することなく広報する。</p> <p>3 各主体の役割 (1)市及び県の役割 (略)</p> <p>①市の役割等 (略)</p> <p>イ 手段 (略)</p> <p>e 防災行政無線、緊急地震速報、ケーブルテレビ、有線放送、ホームページ、テレビ、ラジオ、掲示板、広報紙及びインターネット<追加>等の活用</p> <p>第3章9節「自分と家族を守る応急対策」 3 応急対策の実施 (1)災害情報収集・伝達 (略)</p> <p style="text-align: center;"><追加></p>	<p>◆実情に合わせた修正</p> <p>◆訪日外国人観光客を対象とした対応を追加</p>

鶴岡市地域防災計画新旧対照表（風水害・雪害対策編）

新					旧					変更理由	
第3章10節「住民等避難対策」 4 避難情報の発令 (1)避難勧告等の実施者					第3章10節「住民等避難対策」 4 避難情報の発令 (1)避難勧告等の実施者					◆「避難勧告等に関するガイドライン」の改定に伴う修正	
区分	<u>警戒レベル</u>	実施責任者	措置	実施の基準 勧告等を実施した場合の通知等	区分	<u><追加></u>	実施責任者	措置	実施の基準 勧告等を実施した場合の通知等		
避難準備・高齢者等避難開始	3	市長	・ <u>高齢者等の要配慮者への避難行動開始の呼びかけ</u>	・災害が発生するおそれがあり、要配慮者が避難行動を開始する必要があると認めるとき	避難準備・高齢者等避難開始	<u><追加></u>	市長	・ <u>避難準備・高齢者等避難開始</u>	・災害が発生するおそれがあり、要配慮者が避難行動を開始する必要があると認めるとき		
屋内安全確保	/	市長	・ <u>屋内での待避等の安全措置</u>	・災害が発生又は発生しようとしている場合に、避難のための立退きにより、かえって人の生命や身体に危険が及ぶおそれがあると認めるとき <u>（災害対策基本法第60条）</u> <u>（削除）</u>	屋内安全確保	<u><追加></u>	市長	・ <u>屋内安全確保の指示</u>	・災害が発生又は発生しようとしている場合に、避難のための立退きにより、かえって人の生命や身体に危険が及ぶおそれがあると認めるとき <u>（災害対策基本法第60条）</u> <u>市長→（報告）→知事</u>		
避難勧告及び避難指示（緊急）		4	市長	・立退きの勧告 ・立退き先の指示	・災害が発生し又は発生するおそれがある場合で、特に必要があると認める場合 ⇒避難の必要がなくなったときは、避難住民に対し直ちにその旨を公示 <u>（削除）</u> 市町村長→（報告）→知事	避難勧告及び避難指示（緊急）	<u><追加></u>	市長	・立退きの勧告 ・立退き先の指示		・災害が発生し又は発生するおそれがある場合で、特に必要があると認める場合 ⇒避難の必要がなくなったときは、避難住民に対し直ちにその旨を公示 <u>（災害対策基本法60条）</u> <u>市長→（報告）→知事</u>
災害発生情報	5	市長	・ <u>命を守るための最善の行動をとるよう呼びかけ</u>	・ <u>既に災害が発生している状況であり、市町村が災害の発生を把握した場合</u> ※市町村が災害発生を確実に把握できるものではないため、災害が発生した場合に必ずしも発令されるものではないことに留意	避難勧告及び避難指示（緊急）	<u><追加></u>	知事	・立退きの勧告 ・立退き先の指示	・市長がその全部又は大部分の事務を行うことができないと認める場合 ⇒避難の必要がなくなったときは、避難住民に対し直ちにその旨を公示 ⇒ <u>市長の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示</u> <u>（災害対策基本法60条）</u>		
					<u><追加></u>						

鶴岡市地域防災計画新旧対照表（風水害・雪害対策編）

新				旧				変更理由				
区分	警戒 レベル	実施責任者	措置	実施の基準		区分	追加	実施責任者	措置	実施の基準		
				勧告等を実施した場合の通知等						勧告等を実施した場合の通知等		
避難の指示等		知事、その命を受けた 県職員又は 水防管理者	・ 立退きの指示	・ 洪水又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるとき (水防法第29条)		知事、その命を受けた 県職員又は 水防管理者	追加	・ 立退きの指示	・ 洪水又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるとき (水防法第29条)			
				水防管理者→(通知)→警察署長					水防管理者→(通知)→警察署長			
		知事又はその命を受けた 県職員	・ 立退きの指示	・ 地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき(地すべり等防止法第25条)		知事又はその命を受けた 県職員	・ 立退きの指示	・ 地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき(地すべり等防止法第25条)				
				知事又はその命を受けた県職員→(通知)→警察署長				知事又はその命を受けた県職員→(通知)→警察署長				
		警察官	・ 立退きの指示 ・ 立退き先の指示	・ 市長が立退きを指示することができ ないと認める場合、又は市長から要求 があった場合(災害対策基本法61条)		警察官	・ 立退きの指示 ・ 立退き先の指示	・ 市長が立退きを指示することができ ないと認める場合、又は市長から要求 があった場合(災害対策基本法61条)				
				警察官→(通知)→市長→(報告)→知事				警察官→(通知)→市長→(報告)→知事				
		警察官	・ 避難等の措置	・ 重大な被害が切迫すると認める場合、 警告を発し、特に急を要する場合、 危害を受けるおそれがある者に対し 必要な限度で避難等の措置(警察官 職務執行法第4条)		警察官	・ 避難等の措置	・ 重大な被害が切迫すると認める場合、 警告を発し、特に急を要する場合、 危害を受けるおそれがある者に対し 必要な限度で避難等の措置(警察官 職務執行法第4条)				
				警察官→(報告)→公安委員会				警察官→(報告)→公安委員会				
		海上保安官	・ 立退きの指示 ・ 立退き先の指示	・ 市長が立退きを指示することができ ないと認める場合、又は市長から要求 があった場合(災害対策基本法61 条)		海上保安官	・ 立退きの指示 ・ 立退き先の指示	・ 市長が立退きを指示することができ ないと認める場合、又は市長から要求 があった場合(災害対策基本法61 条)				
				海上保安官→(通知)→市長→(報告)→知事				海上保安官→(通知)→市長→(報告)→知事				
災害派遣を命ぜられた 部隊等の自衛官	・ 避難等の措置	・ 警察官がその場にはいない場合、「警 察官職務執行法第4条」による避難等の 措置(自衛隊法第94条)		災害派遣を命ぜられた 部隊等の自衛官	・ 避難等の措置	・ 警察官がその場にはいない場合、「警 察官職務執行法第4条」による避難等の 措置(自衛隊法第94条)						
		自衛官→(報告)→防衛大臣の指定する者				自衛官→(報告)→防衛大臣の指定する者						

鶴岡市地域防災計画新旧対照表（風水害・雪害対策編）

新	旧	変更理由								
<p><u>ウ 避難勧告等により立退き避難が必要な居住者等に求める行動</u></p> <table border="1" data-bbox="129 400 918 1437"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="331 400 918 440"><u>立退き避難が必要な居住者等に求める行動</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="129 440 331 730"> <p><u>【警戒レベル3】 避難準備・高齢者等避難開始</u></p> </td> <td data-bbox="331 440 918 730"> <p><u>高齢者等避難</u> <ul style="list-style-type: none"> ・避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立退き避難する。 ・その他の人は立退き避難の準備を整えとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。 ・特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害に対応した指定緊急避難場所へ立退き避難することが強く望まれる。 </p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="129 730 331 1262"> <p><u>【警戒レベル4】 避難勧告 避難指示（緊急）</u></p> </td> <td data-bbox="331 730 918 1262"> <p><u>全員避難</u> ○指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。 ・予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ速やかに立退き避難する。 ・指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」※1への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」※2を行う。</p> <p><u>＜市町村から避難指示（緊急）が発令された場合＞</u> ○災害が発生するおそれが極めて高い状況等となっており、緊急に避難する。 ・指定緊急避難場所への立退き避難に限らず、「近隣の安全な場所」※1への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」※2を行う。 ・避難指示（緊急）は、地域の状況に応じて緊急的又は重ねて避難を促す場合などに発令されるものであり、必ず発令されるものではないことに留意する。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="129 1262 331 1437"> <p><u>【警戒レベル5】 災害発生情報</u></p> </td> <td data-bbox="331 1262 918 1437"> <p><u>災害発生</u> ・既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。 ・市町村が災害発生を確実に把握できるものではないため、災害が発生した場合に必ず発令されるものではないことに留意する。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	<u>立退き避難が必要な居住者等に求める行動</u>		<p><u>【警戒レベル3】 避難準備・高齢者等避難開始</u></p>	<p><u>高齢者等避難</u> <ul style="list-style-type: none"> ・避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立退き避難する。 ・その他の人は立退き避難の準備を整えとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。 ・特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害に対応した指定緊急避難場所へ立退き避難することが強く望まれる。 </p>	<p><u>【警戒レベル4】 避難勧告 避難指示（緊急）</u></p>	<p><u>全員避難</u> ○指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。 ・予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ速やかに立退き避難する。 ・指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」※1への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」※2を行う。</p> <p><u>＜市町村から避難指示（緊急）が発令された場合＞</u> ○災害が発生するおそれが極めて高い状況等となっており、緊急に避難する。 ・指定緊急避難場所への立退き避難に限らず、「近隣の安全な場所」※1への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」※2を行う。 ・避難指示（緊急）は、地域の状況に応じて緊急的又は重ねて避難を促す場合などに発令されるものであり、必ず発令されるものではないことに留意する。</p>	<p><u>【警戒レベル5】 災害発生情報</u></p>	<p><u>災害発生</u> ・既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。 ・市町村が災害発生を確実に把握できるものではないため、災害が発生した場合に必ず発令されるものではないことに留意する。</p>	<p><u>＜追加＞</u></p>	<p>◆「避難勧告等に関するガイドライン」の改定に伴う修正</p>
<u>立退き避難が必要な居住者等に求める行動</u>										
<p><u>【警戒レベル3】 避難準備・高齢者等避難開始</u></p>	<p><u>高齢者等避難</u> <ul style="list-style-type: none"> ・避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立退き避難する。 ・その他の人は立退き避難の準備を整えとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。 ・特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害に対応した指定緊急避難場所へ立退き避難することが強く望まれる。 </p>									
<p><u>【警戒レベル4】 避難勧告 避難指示（緊急）</u></p>	<p><u>全員避難</u> ○指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。 ・予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ速やかに立退き避難する。 ・指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」※1への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」※2を行う。</p> <p><u>＜市町村から避難指示（緊急）が発令された場合＞</u> ○災害が発生するおそれが極めて高い状況等となっており、緊急に避難する。 ・指定緊急避難場所への立退き避難に限らず、「近隣の安全な場所」※1への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」※2を行う。 ・避難指示（緊急）は、地域の状況に応じて緊急的又は重ねて避難を促す場合などに発令されるものであり、必ず発令されるものではないことに留意する。</p>									
<p><u>【警戒レベル5】 災害発生情報</u></p>	<p><u>災害発生</u> ・既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。 ・市町村が災害発生を確実に把握できるものではないため、災害が発生した場合に必ず発令されるものではないことに留意する。</p>									

鶴岡市地域防災計画新旧対照表（風水害・雪害対策編）

新	旧	変更理由
<p><u>※1 近隣の安全な場所：指定緊急避難場所ではないが、近隣のより安全な場所・建物等</u></p> <p><u>※2 屋内安全確保：その時点で居る建物内において、より安全な部屋等への移動</u></p> <p><u>注 突発的な災害の場合、市長からの避難勧告等が間に合わないこともあるため、自ら警戒レベル相当情報等を確認し避難の必要性を判断するとともに、身の危険を感じたら躊躇なく自発的に避難する。</u></p> <p>(3)避難者の誘導、救助</p> <p><u>市は、避難誘導に当たっては、避難場所及び避難路や避難先、災害危険箇所等（浸水想定区域、土砂災害警戒区域、雪崩危険箇所等）の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。</u></p> <p>避難誘導は、市、警察、町内会及び自主防災組織等があたり、避難行動要支援者の避難誘導等が災害時要援護者避難計画（避難行動要支援者避難計画）に基づき適切に実施されるよう必要な措置を講ずる。また、住民は、相互に協力して可能な限り集団避難を実施するものとする。</p>	<p>(3)避難者の誘導、救助</p> <p><追加></p> <p>避難誘導は、市、警察、町内会及び自主防災組織等があたり、避難行動要支援者の避難誘導等が災害時要援護者避難計画（避難行動要支援者避難計画）に基づき適切に実施されるよう必要な措置を講ずる。また、住民は、相互に協力して可能な限り集団避難を実施するものとする。</p>	<p>◆防災基本計画の修正</p>

鶴岡市地域防災計画新旧対照表（風水害・雪害対策編）

新	旧	変更理由
<p>第3章11節「避難所運営」</p> <p>【本所】市民生活班、要援護対策班、教育班、災害対策班 【庁舎】市民福祉班、総務企画班 【関係機関】県災害対策本部（総合調整班、保健医療対策班、生活救援班、輸送対策班）、県教育委員会、日本赤十字社<u>山形県支部</u>、医師会、県・市社会福祉協議会、県災害ボランティア支援本部、市災害ボランティアセンター、（一社）山形県老人福祉施設協議会</p> <p>4 業務の内容</p> <p>(1)避難所の開設</p> <p>市は、地震が発生し住民に避難を勧告又は指示した場合、又は避難場所に避難した住民が住家の倒壊等により収容が必要となった場合、あらかじめ指定されている避難所を開設する。</p> <p><u>併せて、令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた開設・運営に努める。</u></p> <p><u>また、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を開設する。指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。</u></p> <p><u>さらに、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等要配慮者に配慮して、<削除>旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、避難所を設置・維持することの適否を検討する。</u></p> <p><u>ただし、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するとともに、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、避難所を設置・維持することの適否を検討する。</u></p>	<p>第3章11節「避難所運営」</p> <p>【本所】市民生活班、要援護対策班、教育班、災害対策班 【庁舎】市民福祉班、総務企画班 【関係機関】県災害対策本部（総合調整班、保健医療対策班、生活救援班、輸送対策班）、県教育委員会、日本赤十字社<u><追加></u>、医師会、県・市社会福祉協議会、県災害ボランティア支援本部、市災害ボランティアセンター、（一社）山形県老人福祉施設協議会</p> <p>4 業務の内容</p> <p>(1)避難所の開設</p> <p>市は、地震が発生し住民に避難を勧告又は指示した場合、又は避難場所に避難した住民が住家の倒壊等により収容が必要となった場合、あらかじめ指定されている避難所を開設する。</p> <p style="text-align: center;"><u><追加></u></p> <p><u>また、施設への緊急入所を要しない程度の要介護者、障害者等の要配慮者のために福祉避難所を開設し、一般の避難所からの誘導を図るとともに、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等要配慮者に配慮して、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努める。</u></p> <p><u><追加></u> 避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、避難所を設置・維持することの適否を検討する。</p>	<p>◆名称記載の統一</p> <p>◆防災基本計画の修正 （避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の平時からの検討、実施）</p>

鶴岡市地域防災計画新旧対照表（風水害・雪害対策編）

新	旧	変更理由
<p>(3)管理・運営体制 避難所の運営・管理は、市職員、施設職員、教職員並びに国、県及び他市町村等の応援職員、自主防災組織、町内会及びボランティア等の相互協力のもとに、次の事項に留意し実施する。</p> <p>①管理体制 避難所施設の管理者を責任者とし、市職員、町内会及び自主防災組織等と協力し管理を行う。<u>なお、男女共同参画の観点から、運営リーダーを男女両方配置するよう努めるとともに、女性の運営役員への参画など、男性に偏った運営体制とならないよう配慮する。</u></p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>④避難所運営に係る留意点</p> <p><u>ア 必要に応じ、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努め、同行避難があった場合の対応について具体的な検討を進めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、平時から連携に努めるものとする。また、発災時には、同行避難の状況について把握に努める。</u></p> <p><u>イ 指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努め、適切に受け入れることとする。</u></p> <p><u>ウ 被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災安全課と健康福祉部が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。</u></p>	<p>(3)管理・運営体制 避難所の運営・管理は、市職員、施設職員、教職員並びに国、県及び他市町村等の応援職員、自主防災組織、町内会及びボランティア等の相互協力のもとに、次の事項に留意し実施する。</p> <p>①管理体制 避難所施設の管理者を責任者とし、市職員、町内会及び自主防災組織等と協力し管理を行う。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>④避難所運営に係る留意点</p> <p style="text-align: right;">(追加)</p> <p style="text-align: right;">(追加)</p> <p style="text-align: right;">(追加)</p>	<p>◆防災本計画の修正及び「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」の策定</p> <p>◆防災基本計画の修正</p>

鶴岡市地域防災計画新旧対照表（風水害・雪害対策編）

新	旧	変更理由																																				
<p>エ 市は、住民の避難が数日以上にわたる場合は、避難所運営にあたって次の点に留意し、高齢者、障害者、病人、乳幼児及び妊産婦等の要配慮者の処遇についても十分に配慮する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講ずるとともに、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況等、避難者の健康状態や避難所の衛生状態を把握し、必要な措置を講ずるよう努める。また、必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。 ・男女別物干し場、更衣室、授乳室の設置、生理用品や下着の配布の特段の配慮、巡回警備等による避難所における安全性の確保等、多様なニーズに配慮した避難所の運営に努める。 <p>・避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮をしつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。</p> <p>・性暴力・DV防止に関するポスター等を掲示するなどの被害の未然防止に努める。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(4)避難所開設後の業務 ①地震発生後24時間以内の業務</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">対 策</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">協力依頼先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○外部からの応援受け入れ開始（～12時間）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・避難所運営応援職員の受け入れ</td> <td>市</td> </tr> <tr> <td>・ボランティアの配置</td> <td>市災害ボランティアセンター</td> </tr> <tr> <td>・食料・生活必需品提供の開始</td> <td>市</td> </tr> <tr> <td>・仮設トイレ設置</td> <td>市</td> </tr> <tr> <td>・暖房器具、燃料の手配（冬期）</td> <td>市</td> </tr> <tr> <td>・医療救護班の受け入れ</td> <td>市、医師会、日赤</td> </tr> <tr> <td>・要配慮者支援要員の配置</td> <td>市、医師会 （削除）</td> </tr> </tbody> </table>	対 策	協力依頼先	○外部からの応援受け入れ開始（～12時間）		・避難所運営応援職員の受け入れ	市	・ボランティアの配置	市災害ボランティアセンター	・食料・生活必需品提供の開始	市	・仮設トイレ設置	市	・暖房器具、燃料の手配（冬期）	市	・医療救護班の受け入れ	市、医師会、日赤	・要配慮者支援要員の配置	市、医師会 （削除）	<p>＜追加＞市は、住民の避難が数日以上にわたる場合は、避難所運営にあたって次の点に留意し、高齢者、障害者、病人、乳幼児及び妊産婦等の要配慮者の処遇についても十分に配慮する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講ずるとともに、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況等、避難者の健康状態や避難所の衛生状態を把握し、必要な措置を講ずるよう努める。また、必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。 イ 女性専用物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性下着の女性による配布、巡回警備等による避難所における安全性の確保等、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。 <p>ウ 避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮をしつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。</p> <p style="text-align: center;">＜追加＞</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(4)避難所開設後の業務 ①地震発生後24時間以内の業務</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">対 策</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">協力依頼先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○外部からの応援受け入れ開始（～12時間）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・避難所運営応援職員の受け入れ</td> <td>市</td> </tr> <tr> <td>・ボランティアの配置</td> <td>市災害ボランティアセンター</td> </tr> <tr> <td>・食料・生活必需品提供の開始</td> <td>市</td> </tr> <tr> <td>・仮設トイレ設置</td> <td>市</td> </tr> <tr> <td>・暖房器具、燃料の手配（冬期）</td> <td>市</td> </tr> <tr> <td>・医療救護班の受け入れ</td> <td>市、医師会、日赤</td> </tr> <tr> <td>・要配慮者支援要員の配置</td> <td>市、医師会、日赤</td> </tr> </tbody> </table>	対 策	協力依頼先	○外部からの応援受け入れ開始（～12時間）		・避難所運営応援職員の受け入れ	市	・ボランティアの配置	市災害ボランティアセンター	・食料・生活必需品提供の開始	市	・仮設トイレ設置	市	・暖房器具、燃料の手配（冬期）	市	・医療救護班の受け入れ	市、医師会、日赤	・要配慮者支援要員の配置	市、医師会、 日赤	<p>◆多様なニーズへの配慮に努める記載に変更</p> <p>◆女性の視点からの災害対応を追加</p> <p>◆日本赤十字の要支援者支援は、赤十字救護班の活動として行うため削除</p>
対 策	協力依頼先																																					
○外部からの応援受け入れ開始（～12時間）																																						
・避難所運営応援職員の受け入れ	市																																					
・ボランティアの配置	市災害ボランティアセンター																																					
・食料・生活必需品提供の開始	市																																					
・仮設トイレ設置	市																																					
・暖房器具、燃料の手配（冬期）	市																																					
・医療救護班の受け入れ	市、医師会、日赤																																					
・要配慮者支援要員の配置	市、医師会 （削除）																																					
対 策	協力依頼先																																					
○外部からの応援受け入れ開始（～12時間）																																						
・避難所運営応援職員の受け入れ	市																																					
・ボランティアの配置	市災害ボランティアセンター																																					
・食料・生活必需品提供の開始	市																																					
・仮設トイレ設置	市																																					
・暖房器具、燃料の手配（冬期）	市																																					
・医療救護班の受け入れ	市、医師会、日赤																																					
・要配慮者支援要員の配置	市、医師会、 日赤																																					

鶴岡市地域防災計画新旧対照表（風水害・雪害対策編）

新	旧	変更理由																
<p>(5)要配慮者への配慮 ①避難所での配慮 ア 授乳室の確保、視聴覚室等の使用可能な教室を開放して子供を遊ばせるなど、女性や子育て家庭の視点に立った避難所運営に努める。</p> <p>第3章16節「要配慮者の支援対策」 3 各主体の役割 (1)市の役割 (略) エ 市は、福祉施設職員等の応援体制など、要配慮者に配慮した避難所の運営、環境整備及び食料・生活物資の供給等に努める。また、市は、福祉施設職員等の応援体制を構築し、<u>必要に応じて福祉避難所を設置し、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な要配慮者を避難させる。</u></p> <p>第3章18節「水防活動」 4 業務の内容 (2)水防体制と動員基準 市は、県又は国、山形地方気象台が共同で発表する洪水予報、<u>又は県又は国が発表する水防警報、水位周知河川の氾濫警戒情報等</u>を受けた場合は、直ちに水防体制に入り、速やかに動員する。 (第3章第1節「災害対策本部の組織・運営・動員」参照)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th><u>水位危険度レベル</u></th> <th>水位名称</th> <th>洪水予報の種類</th> <th>体制と動員基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>レベル5</td> <td>氾濫発生</td> <td>氾濫発生情報</td> <td>災害対策本部体制 (※第二次非常警戒配備により全職員)</td> </tr> </tbody> </table>	<u>水位危険度レベル</u>	水位名称	洪水予報の種類	体制と動員基準	レベル5	氾濫発生	氾濫発生情報	災害対策本部体制 (※第二次非常警戒配備により全職員)	<p>(5)要配慮者への配慮 ①避難所での配慮 ア 授乳室の確保、視聴覚室等の使用可能な教室を開放して子供を遊ばせるなど、女性<u>〈追加〉</u>の視点に立った避難所運営に努める。</p> <p>第3章16節「要配慮者の支援対策」 3 各主体の役割 (1)市の役割 (略) エ 市は、福祉施設職員等の応援体制など、要配慮者に配慮した避難所の運営、環境整備及び食料・生活物資の供給等に努める。また、市は、福祉施設職員等の応援体制を構築し、<u>可能な限り</u>福祉避難所を設置し、<u>〈追加〉避難行動要支援者</u>を避難させる。</p> <p>第3章18節「水防活動」 4 業務の内容 (2)水防体制と動員基準 市は、県又は国、山形地方気象台が共同で発表する洪水予報を受けた場合は、直ちに水防体制に入り、速やかに動員する。 (第3章第1節「災害対策本部の組織・運営・動員」参照)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th><u>危険レベル</u></th> <th>水位名称</th> <th>洪水予報の種類</th> <th>体制と動員基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>レベル5</td> <td>氾濫発生</td> <td>氾濫発生情報</td> <td>災害対策本部体制 (※第二次非常警戒配備により全職員)</td> </tr> </tbody> </table>	<u>危険レベル</u>	水位名称	洪水予報の種類	体制と動員基準	レベル5	氾濫発生	氾濫発生情報	災害対策本部体制 (※第二次非常警戒配備により全職員)	<p>◆女性の視点からの災害対応を追加</p> <p>◆防災基本計画の修正</p> <p>◆山形県地域防災計画との整合</p> <p>◆水位についての「危険度レベル」を明記</p>
<u>水位危険度レベル</u>	水位名称	洪水予報の種類	体制と動員基準															
レベル5	氾濫発生	氾濫発生情報	災害対策本部体制 (※第二次非常警戒配備により全職員)															
<u>危険レベル</u>	水位名称	洪水予報の種類	体制と動員基準															
レベル5	氾濫発生	氾濫発生情報	災害対策本部体制 (※第二次非常警戒配備により全職員)															

鶴岡市地域防災計画新旧対照表（風水害・雪害対策編）

新	旧	変更理由
<p>第3章21節「救助・救急活動」 4 業務の内容 (1)消防本部による活動体制 (略)</p> <p>⑤負傷者等の搬送 ア 消防本部は、救助活動の初期において、被災地内の医療救護所の設置が進んでいない段階では、負傷者を最寄りの救急病院等に搬送し、その設置が進んだ段階では、原則として負傷者を最寄りの医療救護所に搬送する。医療救護所におけるトリアージを経た負傷者のうち重傷者等については、山形県災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンが負傷者の搬送先の調整を行ったうえで、災害拠点病院等に搬送する。</p> <p>第3章22節「医療救護活動」 4 業務の内容 (8)医療関係ボランティアの活用 市社会福祉協議会等と連携し医療関係ボランティアの把握を行い、医療救護所等における医療救護活動に医療関係ボランティアを有効に活用するものとする。</p> <p>第3章24節「港湾・漁港施設の応急対策」 3 各主体の役割 (2)県の役割 県は、地震による港湾・漁港施設の被災箇所の機能確保を図るための応急体制を整えたとともに、関係機関の緊密な連携の下に災害の拡大や二次災害を防止するため、迅速、的確な応急対策を実施する。</p>	<p>第3章21節「救助・救急活動」 4 業務の内容 (1)消防本部による活動体制 (略)</p> <p>⑤負傷者等の搬送 ア 消防本部は、救助活動の初期において、被災地内の医療救護所の設置が進んでいない段階では、負傷者を最寄りの救急病院等に搬送し、その設置が進んだ段階では、原則として負傷者を最寄りの医療救護所に搬送する。医療救護所におけるトリアージを経た負傷者のうち重傷者等については、山形県災害医療コーディネーター<追加>が負傷者の搬送先の調整を行ったうえで、災害拠点病院等に搬送する。</p> <p>第3章22節「医療救護活動」 4 業務の内容 (8)医療関係ボランティアの活用 市社会福祉協議会<追加>と連携し医療関係ボランティアの把握を行い、医療救護所等における医療救護活動に医療関係ボランティアを有効に活用するものとする。</p> <p>第3章24節「港湾・漁港施設の応急対策」 3 各主体の役割 (2)県の役割 県は、地震による港湾<追加>施設の被災箇所の機能確保を図るための応急体制を整えたとともに、関係機関の緊密な連携の下に災害の拡大や二次災害を防止するため、迅速、的確な応急対策を実施する。</p>	<p>◆令和2年7月に「山形県災害時小児周産期リエゾン運営要綱」を策定し、同要綱に基づき、災害時小児周産期リエゾンを委嘱したため。</p> <p>◆県看護協会等に協力要請を行うことも想定し追加</p> <p>◆他の文章との表記の統一</p>

鶴岡市地域防災計画新旧対照表（風水害・雪害対策編）

新	旧	変更理由																				
<p>(6)避難勧告等の実施 ア 市は、避難勧告等の発令にあたっては、大雨時の避難そのものに危険が伴うこと等を考慮し、台風等による豪雨や暴風の襲来が予測される場合には、早期に発令するなど総合的に判断する。</p>	<p>(6)避難勧告等の実施 ア 市は、避難勧告等の発令にあたっては、大雨時の避難そのものに危険が伴うこと等を考慮し、台風等による豪雨や暴風の襲来が予測される場合には、早期に発令するなど総合的に判断する。</p>	<p>◆内閣府の「避難勧告等に関するガイドライン」に沿った警戒レベルの記載</p>																				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区分</th> <th style="width: 85%;">発令基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;">避難準備・高齢者等避難開始「警戒レベル3」</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・近隣で土砂災害前兆現象（湧き水、地下水の濁りなど）を発見したとき ・「大雨警報（土砂災害）」（<u>警戒レベル3相当情報「土砂災害」</u>）が発表され、かつ、土砂災害に関するメッシュ情報で「実況または予想で大雨警報の土壌雨量指数基準に到達」（<u>警戒レベル3相当情報「土砂災害」</u>）したとき ・数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定されたとき ・大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）（<u>警戒レベル3相当情報「土砂災害」</u>）に切り替える可能性が高い旨に言及されているとき </td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">避難勧告「警戒レベル4」</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・近隣で土砂災害前兆現象（溪流付近で斜面崩壊、斜面のはらみ、擁壁等に亀裂やひび割れ、湧き水、地下水の濁り、溪流の水量の変化等）を発見したとき ・「土砂災害警戒情報」（<u>警戒レベル4相当情報「土砂災害」</u>）が発表されたとき ・土砂災害に関するメッシュ情報で「予想で土砂災害警戒情報の基準に到達」（<u>警戒レベル4相当情報「土砂災害」</u>）したとき </td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">避難指示（緊急）「警戒レベル4」</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・近隣で土砂災害が発生したとき ・近隣で土砂移動現象、重大な土砂災害前兆現象（山鳴り、流木の流出、斜面の亀裂等）を発見したとき ・土砂災害警戒情報（<u>警戒レベル4相当情報「土砂災害」</u>）が発表され、かつ、土砂災害に関するメッシュ情報で「実況で土砂災害警戒情報の基準に到達」（<u>警戒レベル4相当情報「土砂災害」</u>）したとき ・避難勧告等による立退き避難が十分でなく、再度、立退き避難を居住者等に促す必要があるとき </td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">災害発生情報「警戒レベル5」</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害が発生したとき ※ 「大雨特別警報（土砂災害）」（警戒レベル5相当情報「土砂災害」）の発表時には、土砂災害に関するメッシュ情報を参照し、避難勧告等の対象区域の範囲が十分であるかどうかなど、市は既に実施済みの措置の内容を再度確認する。 </td> </tr> </tbody> </table>	区分		発令基準	避難準備・高齢者等避難開始「警戒レベル3」	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣で土砂災害前兆現象（湧き水、地下水の濁りなど）を発見したとき ・「大雨警報（土砂災害）」（<u>警戒レベル3相当情報「土砂災害」</u>）が発表され、かつ、土砂災害に関するメッシュ情報で「実況または予想で大雨警報の土壌雨量指数基準に到達」（<u>警戒レベル3相当情報「土砂災害」</u>）したとき ・数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定されたとき ・大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）（<u>警戒レベル3相当情報「土砂災害」</u>）に切り替える可能性が高い旨に言及されているとき 	避難勧告「警戒レベル4」	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣で土砂災害前兆現象（溪流付近で斜面崩壊、斜面のはらみ、擁壁等に亀裂やひび割れ、湧き水、地下水の濁り、溪流の水量の変化等）を発見したとき ・「土砂災害警戒情報」（<u>警戒レベル4相当情報「土砂災害」</u>）が発表されたとき ・土砂災害に関するメッシュ情報で「予想で土砂災害警戒情報の基準に到達」（<u>警戒レベル4相当情報「土砂災害」</u>）したとき 	避難指示（緊急）「警戒レベル4」	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣で土砂災害が発生したとき ・近隣で土砂移動現象、重大な土砂災害前兆現象（山鳴り、流木の流出、斜面の亀裂等）を発見したとき ・土砂災害警戒情報（<u>警戒レベル4相当情報「土砂災害」</u>）が発表され、かつ、土砂災害に関するメッシュ情報で「実況で土砂災害警戒情報の基準に到達」（<u>警戒レベル4相当情報「土砂災害」</u>）したとき ・避難勧告等による立退き避難が十分でなく、再度、立退き避難を居住者等に促す必要があるとき 	災害発生情報「警戒レベル5」	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害が発生したとき ※ 「大雨特別警報（土砂災害）」（警戒レベル5相当情報「土砂災害」）の発表時には、土砂災害に関するメッシュ情報を参照し、避難勧告等の対象区域の範囲が十分であるかどうかなど、市は既に実施済みの措置の内容を再度確認する。 	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区分</th> <th style="width: 85%;">発令基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;">避難準備・高齢者等避難開始</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・近隣で土砂災害前兆現象（湧き水、地下水の濁りなど）を発見したとき ・「大雨警報（土砂災害）」（<u>追加</u>）が発表され、かつ、土砂災害に関するメッシュ情報で「実況または予想で大雨警報の土壌雨量指数基準に到達」（<u>追加</u>）したとき ・数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定されたとき ・大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）（<u>追加</u>）に切り替える可能性が高い旨に言及されているとき </td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">避難勧告</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・近隣で土砂災害前兆現象（溪流付近で斜面崩壊、斜面のはらみ、擁壁等に亀裂やひび割れ、湧き水、地下水の濁り、溪流の水量の変化等）を発見したとき ・「土砂災害警戒情報」（<u>追加</u>）が発表されたとき ・土砂災害に関するメッシュ情報で「予想で土砂災害警戒情報の基準に到達」（<u>追加</u>）したとき </td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">避難指示（緊急）</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・近隣で土砂災害が発生したとき ・近隣で土砂移動現象、重大な土砂災害前兆現象（山鳴り、流木の流出、斜面の亀裂等）を発見したとき ・土砂災害警戒情報（<u>追加</u>）が発表され、かつ、土砂災害に関するメッシュ情報で「実況で土砂災害警戒情報の基準に到達」（<u>追加</u>）したとき ・避難勧告等による立退き避難が十分でなく、再度、立退き避難を居住者等に促す必要があるとき </td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;"><u>追加</u></td> <td style="text-align: center;"><u>追加</u></td> </tr> </tbody> </table>	区分	発令基準	避難準備・高齢者等避難開始	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣で土砂災害前兆現象（湧き水、地下水の濁りなど）を発見したとき ・「大雨警報（土砂災害）」（<u>追加</u>）が発表され、かつ、土砂災害に関するメッシュ情報で「実況または予想で大雨警報の土壌雨量指数基準に到達」（<u>追加</u>）したとき ・数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定されたとき ・大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）（<u>追加</u>）に切り替える可能性が高い旨に言及されているとき 	避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣で土砂災害前兆現象（溪流付近で斜面崩壊、斜面のはらみ、擁壁等に亀裂やひび割れ、湧き水、地下水の濁り、溪流の水量の変化等）を発見したとき ・「土砂災害警戒情報」（<u>追加</u>）が発表されたとき ・土砂災害に関するメッシュ情報で「予想で土砂災害警戒情報の基準に到達」（<u>追加</u>）したとき 	避難指示（緊急）	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣で土砂災害が発生したとき ・近隣で土砂移動現象、重大な土砂災害前兆現象（山鳴り、流木の流出、斜面の亀裂等）を発見したとき ・土砂災害警戒情報（<u>追加</u>）が発表され、かつ、土砂災害に関するメッシュ情報で「実況で土砂災害警戒情報の基準に到達」（<u>追加</u>）したとき ・避難勧告等による立退き避難が十分でなく、再度、立退き避難を居住者等に促す必要があるとき 	<u>追加</u>	<u>追加</u>
区分	発令基準																					
避難準備・高齢者等避難開始「警戒レベル3」	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣で土砂災害前兆現象（湧き水、地下水の濁りなど）を発見したとき ・「大雨警報（土砂災害）」（<u>警戒レベル3相当情報「土砂災害」</u>）が発表され、かつ、土砂災害に関するメッシュ情報で「実況または予想で大雨警報の土壌雨量指数基準に到達」（<u>警戒レベル3相当情報「土砂災害」</u>）したとき ・数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定されたとき ・大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）（<u>警戒レベル3相当情報「土砂災害」</u>）に切り替える可能性が高い旨に言及されているとき 																					
避難勧告「警戒レベル4」	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣で土砂災害前兆現象（溪流付近で斜面崩壊、斜面のはらみ、擁壁等に亀裂やひび割れ、湧き水、地下水の濁り、溪流の水量の変化等）を発見したとき ・「土砂災害警戒情報」（<u>警戒レベル4相当情報「土砂災害」</u>）が発表されたとき ・土砂災害に関するメッシュ情報で「予想で土砂災害警戒情報の基準に到達」（<u>警戒レベル4相当情報「土砂災害」</u>）したとき 																					
避難指示（緊急）「警戒レベル4」	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣で土砂災害が発生したとき ・近隣で土砂移動現象、重大な土砂災害前兆現象（山鳴り、流木の流出、斜面の亀裂等）を発見したとき ・土砂災害警戒情報（<u>警戒レベル4相当情報「土砂災害」</u>）が発表され、かつ、土砂災害に関するメッシュ情報で「実況で土砂災害警戒情報の基準に到達」（<u>警戒レベル4相当情報「土砂災害」</u>）したとき ・避難勧告等による立退き避難が十分でなく、再度、立退き避難を居住者等に促す必要があるとき 																					
災害発生情報「警戒レベル5」	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害が発生したとき ※ 「大雨特別警報（土砂災害）」（警戒レベル5相当情報「土砂災害」）の発表時には、土砂災害に関するメッシュ情報を参照し、避難勧告等の対象区域の範囲が十分であるかどうかなど、市は既に実施済みの措置の内容を再度確認する。 																					
区分	発令基準																					
避難準備・高齢者等避難開始	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣で土砂災害前兆現象（湧き水、地下水の濁りなど）を発見したとき ・「大雨警報（土砂災害）」（<u>追加</u>）が発表され、かつ、土砂災害に関するメッシュ情報で「実況または予想で大雨警報の土壌雨量指数基準に到達」（<u>追加</u>）したとき ・数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定されたとき ・大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）（<u>追加</u>）に切り替える可能性が高い旨に言及されているとき 																					
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣で土砂災害前兆現象（溪流付近で斜面崩壊、斜面のはらみ、擁壁等に亀裂やひび割れ、湧き水、地下水の濁り、溪流の水量の変化等）を発見したとき ・「土砂災害警戒情報」（<u>追加</u>）が発表されたとき ・土砂災害に関するメッシュ情報で「予想で土砂災害警戒情報の基準に到達」（<u>追加</u>）したとき 																					
避難指示（緊急）	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣で土砂災害が発生したとき ・近隣で土砂移動現象、重大な土砂災害前兆現象（山鳴り、流木の流出、斜面の亀裂等）を発見したとき ・土砂災害警戒情報（<u>追加</u>）が発表され、かつ、土砂災害に関するメッシュ情報で「実況で土砂災害警戒情報の基準に到達」（<u>追加</u>）したとき ・避難勧告等による立退き避難が十分でなく、再度、立退き避難を居住者等に促す必要があるとき 																					
<u>追加</u>	<u>追加</u>																					

鶴岡市地域防災計画新旧対照表（風水害・雪害対策編）

新	旧	変更理由																																														
<p>第3章27節の2「大規模土砂災害対策」 2 各主体の役割及び業務内容 (3)市の役割 ②避難勧告等の実施</p> <p style="text-align: center;">(略) 再掲（第10節「住民等避難対策」）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">区分</th> <th style="width: 10%;">実施責任者</th> <th style="width: 10%;">措置</th> <th style="width: 70%;">実施の基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難準備・高齢者等避難開始 [警戒レベル3]</td> <td>市長</td> <td>・避難準備・高齢者等避難開始</td> <td>・災害が発生するおそれがあり、要配慮者が避難行動を開始する必要があると認めるとき</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">避難勧告及び避難指示（緊急） [警戒レベル4]</td> <td>市長</td> <td>・立退きの勧告 ・立退き先の指示</td> <td>・災害が発生し又は発生するおそれがある場合で、特に必要があると認める場合 ⇒避難の必要がなくなったときは、避難住民に対し直ちにその旨を公示（災害対策基本法60条） 市長→（報告）→知事</td> </tr> <tr> <td>知事</td> <td>・立退きの勧告 ・立退き先の指示</td> <td>・市長がその全部又は大部分の事務を行うことができないと認める場合 ⇒避難の必要がなくなったときは、避難住民に対し直ちにその旨を公示⇒市長の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示（災害対策基本法60条）</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	実施責任者	措置	実施の基準	避難準備・高齢者等避難開始 [警戒レベル3]	市長	・避難準備・高齢者等避難開始	・災害が発生するおそれがあり、要配慮者が避難行動を開始する必要があると認めるとき	(略)				避難勧告及び避難指示（緊急） [警戒レベル4]	市長	・立退きの勧告 ・立退き先の指示	・災害が発生し又は発生するおそれがある場合で、特に必要があると認める場合 ⇒避難の必要がなくなったときは、避難住民に対し直ちにその旨を公示（災害対策基本法60条） 市長→（報告）→知事	知事	・立退きの勧告 ・立退き先の指示	・市長がその全部又は大部分の事務を行うことができないと認める場合 ⇒避難の必要がなくなったときは、避難住民に対し直ちにその旨を公示⇒市長の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示（災害対策基本法60条）	(略)				<p>第3章27節の2「大規模土砂災害対策」 2 各主体の役割及び業務内容 (3)市の役割 ②避難勧告等の実施</p> <p style="text-align: center;">(略) 再掲（第10節「住民等避難対策」）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">区分</th> <th style="width: 10%;">実施責任者</th> <th style="width: 10%;">措置</th> <th style="width: 70%;">実施の基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難準備・高齢者等避難開始 [追加]</td> <td>市長</td> <td>・避難準備・高齢者等避難開始</td> <td>・災害が発生するおそれがあり、要配慮者が避難行動を開始する必要があると認めるとき</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">避難勧告及び避難指示（緊急） [追加]</td> <td>市長</td> <td>・立退きの勧告 ・立退き先の指示</td> <td>・災害が発生し又は発生するおそれがある場合で、特に必要があると認める場合 ⇒避難の必要がなくなったときは、避難住民に対し直ちにその旨を公示（災害対策基本法60条） 市長→（報告）→知事</td> </tr> <tr> <td>知事</td> <td>・立退きの勧告 ・立退き先の指示</td> <td>・市長がその全部又は大部分の事務を行うことができないと認める場合 ⇒避難の必要がなくなったときは、避難住民に対し直ちにその旨を公示⇒市長の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示（災害対策基本法60条）</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	実施責任者	措置	実施の基準	避難準備・高齢者等避難開始 [追加]	市長	・避難準備・高齢者等避難開始	・災害が発生するおそれがあり、要配慮者が避難行動を開始する必要があると認めるとき	(略)				避難勧告及び避難指示（緊急） [追加]	市長	・立退きの勧告 ・立退き先の指示	・災害が発生し又は発生するおそれがある場合で、特に必要があると認める場合 ⇒避難の必要がなくなったときは、避難住民に対し直ちにその旨を公示（災害対策基本法60条） 市長→（報告）→知事	知事	・立退きの勧告 ・立退き先の指示	・市長がその全部又は大部分の事務を行うことができないと認める場合 ⇒避難の必要がなくなったときは、避難住民に対し直ちにその旨を公示⇒市長の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示（災害対策基本法60条）	(略)				
区分	実施責任者	措置	実施の基準																																													
避難準備・高齢者等避難開始 [警戒レベル3]	市長	・避難準備・高齢者等避難開始	・災害が発生するおそれがあり、要配慮者が避難行動を開始する必要があると認めるとき																																													
(略)																																																
避難勧告及び避難指示（緊急） [警戒レベル4]	市長	・立退きの勧告 ・立退き先の指示	・災害が発生し又は発生するおそれがある場合で、特に必要があると認める場合 ⇒避難の必要がなくなったときは、避難住民に対し直ちにその旨を公示（災害対策基本法60条） 市長→（報告）→知事																																													
	知事	・立退きの勧告 ・立退き先の指示	・市長がその全部又は大部分の事務を行うことができないと認める場合 ⇒避難の必要がなくなったときは、避難住民に対し直ちにその旨を公示⇒市長の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示（災害対策基本法60条）																																													
(略)																																																
区分	実施責任者	措置	実施の基準																																													
避難準備・高齢者等避難開始 [追加]	市長	・避難準備・高齢者等避難開始	・災害が発生するおそれがあり、要配慮者が避難行動を開始する必要があると認めるとき																																													
(略)																																																
避難勧告及び避難指示（緊急） [追加]	市長	・立退きの勧告 ・立退き先の指示	・災害が発生し又は発生するおそれがある場合で、特に必要があると認める場合 ⇒避難の必要がなくなったときは、避難住民に対し直ちにその旨を公示（災害対策基本法60条） 市長→（報告）→知事																																													
	知事	・立退きの勧告 ・立退き先の指示	・市長がその全部又は大部分の事務を行うことができないと認める場合 ⇒避難の必要がなくなったときは、避難住民に対し直ちにその旨を公示⇒市長の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示（災害対策基本法60条）																																													
(略)																																																

鶴岡市地域防災計画新旧対照表（風水害・雪害対策編）

新	旧	変更理由
<p>第3章42節「ライフライン応急対策（下水道）」 【関係機関】 県災害対策本部（ライフライン対策班）、（公財）山形県建設技術センター、（地方共同法人）日本下水道事業団、（一社）地域環境資源センター、（公社）日本下水道管路管理業協会、山形県下水道協会、（一社）日本下水道施設管理業協会、東北電力（株）鶴岡電力センター、（一財）東北電気保安協会、建設業者等、市民、企業（事業所）等、学校</p> <p>3 各主体の役割 (1)市の役割 市は、風水害時には、応急対応マニュアルに基づき、処理場、ポンプ場、管きょ等の処理機能、排水機能を保つための活動を実施する。被災時には、自ら管理する下水道等施設の被害状況を把握するとともに、応急的処置を講ずる。流域関連公共下水道においては、流域下水道管理者である県と密接な連絡をとり、必要な応急措置を講ずる。下水道等施設が被災した場合は、早期に使用再開計画の目途をたて、被災状況、トイレの使用制限等の協力依頼を市民に広報する。</p> <p>第3章46節「民間流通在庫活用等による物資等供給」 3 各主体の役割 (3)日本赤十字社山形県支部の役割 日本赤十字社山形県支部は、「災害救援物資の交付基準」に基づく救援物資の要請があった場合は、<u>日赤鶴岡市地区</u>の調査に基づく必要量を交付する。</p>	<p>第3章42節「ライフライン応急対策（下水道）」 【関係機関】 県災害対策本部（ライフライン対策班）、（公財）山形県建設技術センター、（地方共同法人）日本下水道事業団、（一社）地域環境資源センター、（公社）日本下水道管路管理業協会、山形県下水道協会、（一社）日本下水道施設管理業協会、東北電力（株）鶴岡電力センター、（一財）東北電気保安協会、建設業者等、市民、企業（事業所）等、学校</p> <p>3 各主体の役割 (1)市の役割 市は、風水害時には、応急対応マニュアルに基づき、処理場、ポンプ場、管きょ等の処理機能、排水機能を保つための活動を実施する。被災時には、自ら管理する下水道等施設の被害状況を把握するとともに、応急的処置を講ずる。流域関連公共下水道においては、流域下水道管理者である県と密接な連絡をとり、必要な応急措置を講ずる。下水道等施設が被災を受けた場合は、早期に使用再開計画の目途をたて、被災状況、トイレの使用制限等の協力依頼を市民に広報する。</p> <p>第3章46節「民間流通在庫活用等による物資等供給」 3 各主体の役割 (3)日本赤十字社山形県支部の役割 日本赤十字社山形県支部長は、「災害救援物資の交付に関する要綱」に基づく救援物資の要請があった場合は、<u>鶴岡市地区長</u>の調査に基づく必要量を交付する。</p>	<p>◆協定未締結により削除</p> <p>◆語句修正</p> <p>◆文言の修正、統一</p>

鶴岡市地域防災計画新旧対照表（風水害・雪害対策編）

新	旧	変更理由
<p>4 食料品の供給 (1)市の実施体制 ④供給体制 (略) ア 炊き出しは、原則として避難所内又はその近くの適当な場所を選び、既存の給食施設若しくは仮設給食施設を設置して自ら又は委託して行う。 イ 炊き出し要員が不足する場合は、地域の自主防災組織、赤十字奉仕団、ボランティアに協力を要請する。また、必要に応じ、知事に対し自衛隊の派遣要請を依頼する。</p> <p>5 食料品の供給 (3)日本赤十字社山形県支部の交付 ア 日本赤十字社山形県支部は「災害救援物資の交付基準」に基づき、救援物資の交付を行う。 イ 日本赤十字社山形県支部は、日赤鶴岡市地区が実施する必要量調査に基づく要請により、必要な物資を交付する。</p> <p>第3章51節「行方不明者の捜索、遺体の保護・埋葬」 【本所】消防・水防班、要援護対策班、市民生活班 【庁舎】市民福祉班 【関係機関】県災害対策本部（保健医療対策班）、警察本部、鶴岡警察署、自衛隊、酒田海上保安部、〈削除〉医師会（県・鶴岡地区）、葬祭業者</p> <p>第3章55節「商工観光業応急対策」 4 業務の内容 (1)市の業務 ①被災状況の把握 商工会議所、商工会及び各種組合団体等に協力を要請し、管内の商工業の被災状況を調査のうえ、県に報告する。 ②関係機関への協力・支援要請 被災の状況に応じ、金融機関、機械メーカー、観光案内所、輸送業者及び商工観光団体等の関係機関に対し、必要な支援・協力を要請する。</p>	<p>4 食料品の供給 (1)市の実施体制 ④供給体制 (略) ア 炊き出しは、原則として避難所内又はその近くの適当な場所を選び、既存の給食施設若しくは仮設給食施設を設置して自ら又は委託して行う。 イ 炊き出し要員が不足する場合は、地域の自主防災組織、且赤十字奉仕団、ボランティアに協力を要請する。また、必要に応じ、知事に対し自衛隊の派遣要請を依頼する。</p> <p>5 食料品の供給 (3)日本赤十字社山形県支部の交付 ア 日本赤十字社山形県支部は「災害見舞物資配分基準」に基づき、毛布等の交付を行う。 イ 日本赤十字社山形県支部は、被災市町村の地区長又は分区長が実施する必要量調査に基づく要請により、必要な物資を交付する。</p> <p>第3章51節「行方不明者の捜索、遺体の保護・埋葬」 【本所】消防・水防班、要援護対策班、市民生活班 【庁舎】市民福祉班 【関係機関】県災害対策本部（保健医療対策班）、警察本部、鶴岡警察署、自衛隊、酒田海上保安部、日本赤十字社、医師会（県・鶴岡地区）、葬祭業者</p> <p>第3章55節「商工観光業応急対策」 4 業務の内容 (1)市の業務 ①被災状況の把握 商工会議所、商工会及び各種組合団体等に協力を要請し、管内の商工業の被災状況を調査のうえ、県に報告する。 ②関係機関への協力・支援要請 被災の状況に応じ、金融機関、機械メーカー、〈追加〉輸送業者及び商工〈追加〉団体等の関係機関に対し、必要な支援・協力を要請する。</p>	<p>◆文言の修正</p> <p>◆文言の修正、統一</p> <p>◆当該活動は日本赤十字社が行う活動に含まれていないため削除</p> <p>◆訪日外国人観光客を対象とした情報伝達について観光案内所との連携が必要なため</p>

鶴岡市地域防災計画新旧対照表（風水害・雪害対策編）

新	旧	変更理由
<p>(2) 県の業務 ① 被災状況の把握 ア 県産業労働部各課は、所管する商工団体、主要企業、観光施設等から被災状況を聴取する。</p> <p>第3章56節「ボランティアとの協働」 4 業務の内容 市社会福祉協議会及び市災害ボランティアセンターの業務内容</p> <p>鶴岡市社会福祉協議会は、<u>災害ボランティアセンターを設置した場合、次の内容を基本として状況に応じた業務を行う。</u></p> <p>第3章57節「災害救助法による救助」 【本所】災害対策班 【庁舎】総務企画班 【関係機関】県災害対策本部（総合調整班）、<u>日本赤十字社山形県支部</u></p> <p>3 各主体の役割 (3) <u>日本赤十字社山形県支部</u>の役割 <u>日本赤十字社山形県支部</u>は、市及び県が実施する救助に協力する。</p> <p>災害救助法による救助の程度、方法及び期間（山形県災害救助法施行細則） 令和2年2月21日改正</p> <p>避難所の設置 （基本額）避難所設置費1人1日当たり<u>330</u>円以内</p> <p>応急仮設住宅の供与 （建設型<u>応急</u>住宅）限度額1戸当たり<u>5,714,000</u>円以内</p> <p>炊き出しその他による食品の給与 1人1日当たり<u>1,160</u>円以内</p>	<p>(2) 県の業務 ① 被災状況の把握 ア 県商工労働観光部各課は、所管する商工団体、主要企業、観光施設等から被災状況を聴取する。</p> <p>第3章56節「ボランティアとの協働」 4 業務の内容 市社会福祉協議会及び市災害ボランティアセンターの業務内容</p> <p>鶴岡市社会福祉協議会は、<u>大規模な災害が発生した場合、市と密接に連携し、必要に応じて市災害ボランティアセンターを設置する。</u></p> <p>第3章57節「災害救助法による救助」 【本所】災害対策班 【庁舎】総務企画班 【関係機関】県災害対策本部（総合調整班）、<u>日本赤十字社</u></p> <p>3 各主体の役割 (3) <u>日本赤十字社</u>の役割 <u>日本赤十字社</u>は、市及び県が実施する救助に協力する。</p> <p>災害救助法による救助の程度、方法及び期間（山形県災害救助法施行細則） 平成29年6月23日改正</p> <p>避難所の設置 （基本額）避難所設置費1人1日当たり<u>320</u>円以内</p> <p>応急仮設住宅の供与 （建設型<u>仮設</u>住宅）限度額1戸当たり<u>5,610,000</u>円以内</p> <p>炊き出しその他による食品の給与 1人1日当たり<u>1,140</u>円以内</p>	<p>◆組織名変更による修正</p> <p>◆業務内容のみを記載</p> <p>◆名称記載の統一</p> <p>◆名称記載の統一</p> <p>◆施行細則改正日の修正</p> <p>◆山形県災害救助法施行細則の一部改正</p>

鶴岡市地域防災計画新旧対照表（風水害・雪害対策編）

新							旧							変更理由
被服寝具その他生活必需品の給与又は貸与 （全壊全焼流失）							被服寝具その他生活必需品の給与又は貸与 （全壊全焼流失）							
区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	5人を超える場合、1人増す毎に加算	区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	5人を超える場合、1人増す毎に加算	
夏季	<u>18,800</u>	<u>24,200</u>	<u>35,800</u>	<u>42,800</u>	<u>54,200</u>	<u>7,900</u>	夏季	<u>18,500</u>	<u>23,800</u>	<u>35,100</u>	<u>42,000</u>	<u>53,200</u>	<u>7,800</u>	
冬季	<u>31,200</u>	<u>40,400</u>	<u>56,200</u>	<u>65,700</u>	<u>82,700</u>	<u>11,400</u>	冬季	<u>30,600</u>	<u>39,700</u>	<u>55,200</u>	<u>64,500</u>	<u>81,200</u>	<u>11,200</u>	
（半壊半焼床上浸水）							（半壊半焼床上浸水）							
区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	5人を超える場合、1人増す毎に加算	区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	5人を超える場合、1人増す毎に加算	
夏季	<u>6,100</u>	<u>8,300</u>	<u>12,400</u>	<u>15,100</u>	<u>19,000</u>	2,600	夏季	<u>6,000</u>	<u>8,100</u>	<u>12,200</u>	<u>14,800</u>	<u>18,700</u>	2,600	
冬季	<u>10,000</u>	<u>13,000</u>	<u>18,400</u>	<u>21,900</u>	<u>27,600</u>	<u>3,600</u>	冬季	<u>9,800</u>	<u>12,800</u>	<u>18,100</u>	<u>21,500</u>	<u>27,100</u>	<u>3,500</u>	

鶴岡市地域防災計画新旧対照表（風水害・雪害対策編）

新					旧					変更理由
被災した住宅の応急修理					被災した住宅の応急修理					
救助の種類	対象	費用の限度額	機関	備考	救助の種類	対象	費用の限度額	機関	備考	
被災した住宅の応急修理	1 <u>(1) 住家が半壊（焼）し、自らの資力では応急修理をすることができない者</u> <u>(2) 大規模な補修を行わなければ居住することが困難な程度に住家が半壊した者</u> <u>2 住家が半壊（焼）に準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者</u>	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分 <u>1 2に掲げる世帯以外世帯</u> <u>595,000円</u> <u>2 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯</u> <u>300,000円</u>	災害発生の日から1ヶ月以内		被災した住宅の応急修理	1 住家が半壊（焼）し、自らの資力では応急修理をすることができない者 <u>2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難な程度に住家が半壊した者</u>	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分 <u>1世帯当たり</u> <u>584,000円以内</u>	災害発生の日から1ヶ月以内		
学用品の給与 文房具及び通学用品は、次の金額以内 小学校児童 <u>4,500円</u> ／人、中学校生徒 <u>4,800円</u> ／人、高校等生徒 <u>5,200円</u> ／人					学用品の給与 文房具及び通学用品は、次の金額以内 小学校児童 <u>4,400円</u> ／人、中学校生徒 <u>4,700円</u> ／人、高校等生徒 <u>5,100円</u> ／人					
埋葬 1体当たり大人（12歳以上） <u>215,200円</u> 以内、小人（12歳未満） <u>172,000円</u> 以内					埋葬 1体当たり大人（12歳以上） <u>211,300円</u> 以内、小人（12歳未満） <u>168,900円</u> 以内					
死体の処理 （洗浄、消毒等）1体当たり <u>3,500円</u> 以内 （一時保存） 既存建物借上費：通常の実費、既存建物以外：1体当たり <u>5,400円</u> 以内					死体の処理 （洗浄、消毒等）1体当たり <u>3,400円</u> 以内 （一時保存） 既存建物借上費：通常の実費、既存建物以外：1体当たり <u>5,300円</u> 以内					
障害物の除去 障害物の除去を行った1世帯当たりの平均額が <u>137,900円</u> 以内の場合において当該除去に要した費用の額					障害物の除去 障害物の除去を行った1世帯当たりの平均額が <u>135,400円</u> 以内の場合において当該除去に要した費用の額					

鶴岡市地域防災計画新旧対照表（風水害・雪害対策編）

新				旧				変更理由																																		
<p>第4章2節「融資・貸し付け等による経済的再建支援」 2 融資・貸付その他資金等の概</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">区分</th> <th style="width: 20%;">資金名等</th> <th style="width: 30%;">主な対象者</th> <th style="width: 45%;">窓口</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">支給</td> <td>(1)災害弔慰金</td> <td>災害により死亡した者の遺族</td> <td>市</td> </tr> <tr> <td>(2)災害死亡者弔慰金</td> <td>災害により死亡した者の遺族</td> <td><u>日本赤十字社山形県支部鶴岡市地区</u></td> </tr> <tr> <td>(3)災害障害見舞金</td> <td>災害により著しい障害を受けた者</td> <td>市</td> </tr> <tr> <td>(4)被災者生活再建支援金</td> <td>災害により家屋が全壊した世帯、又はこれと同等の被害を受けたと認められる世帯</td> <td>(財)都道府県会館</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 資金の内訳 (1)見舞金等の支給及び生活資金の貸付 <u>(令和2年3月31日現在)</u></p> <p>(2)住宅対策 <u>(令和2年3月31日現在)</u></p>				区分	資金名等	主な対象者	窓口	支給	(1)災害弔慰金	災害により死亡した者の遺族	市	(2)災害死亡者弔慰金	災害により死亡した者の遺族	<u>日本赤十字社山形県支部鶴岡市地区</u>	(3)災害障害見舞金	災害により著しい障害を受けた者	市	(4)被災者生活再建支援金	災害により家屋が全壊した世帯、又はこれと同等の被害を受けたと認められる世帯	(財)都道府県会館	<p>第4章2節「融資・貸し付け等による経済的再建支援」 2 融資・貸付その他資金等の概</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">区分</th> <th style="width: 20%;">資金名等</th> <th style="width: 30%;">主な対象者</th> <th style="width: 45%;">窓口</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">支給</td> <td>(1)災害弔慰金</td> <td>災害により死亡した者の遺族</td> <td>市</td> </tr> <tr> <td>(2)災害死亡者弔慰金</td> <td>災害により死亡した者の遺族</td> <td><u>日本赤十字社地区長及び分区長</u></td> </tr> <tr> <td>(3)災害障害見舞金</td> <td>災害により著しい障害を受けた者</td> <td>市</td> </tr> <tr> <td>(4)被災者生活再建支援金</td> <td>災害により家屋が全壊した世帯、又はこれと同等の被害を受けたと認められる世帯</td> <td>(財)都道府県会館</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 資金の内訳 (1)見舞金等の支給及び生活資金の貸付 <u>(平成25年8月20日現在)</u></p> <p>(2)住宅対策 <u>(平成25年8月20日現在)</u></p>				区分	資金名等	主な対象者	窓口	支給	(1)災害弔慰金	災害により死亡した者の遺族	市	(2)災害死亡者弔慰金	災害により死亡した者の遺族	<u>日本赤十字社地区長及び分区長</u>	(3)災害障害見舞金	災害により著しい障害を受けた者	市	(4)被災者生活再建支援金	災害により家屋が全壊した世帯、又はこれと同等の被害を受けたと認められる世帯	(財)都道府県会館	<p>◆実際に受付を行う窓口に変更</p>
区分	資金名等	主な対象者	窓口																																							
支給	(1)災害弔慰金	災害により死亡した者の遺族	市																																							
	(2)災害死亡者弔慰金	災害により死亡した者の遺族	<u>日本赤十字社山形県支部鶴岡市地区</u>																																							
	(3)災害障害見舞金	災害により著しい障害を受けた者	市																																							
	(4)被災者生活再建支援金	災害により家屋が全壊した世帯、又はこれと同等の被害を受けたと認められる世帯	(財)都道府県会館																																							
区分	資金名等	主な対象者	窓口																																							
支給	(1)災害弔慰金	災害により死亡した者の遺族	市																																							
	(2)災害死亡者弔慰金	災害により死亡した者の遺族	<u>日本赤十字社地区長及び分区長</u>																																							
	(3)災害障害見舞金	災害により著しい障害を受けた者	市																																							
	(4)被災者生活再建支援金	災害により家屋が全壊した世帯、又はこれと同等の被害を受けたと認められる世帯	(財)都道府県会館																																							

鶴岡市地域防災計画新旧対照表（風水害・雪害対策編）

新							旧							変更理由
(3)農林漁業関係 ③日本政策金融公庫災害復旧資金 <div style="text-align: right; color: red;">(令和2年3月31日現在)</div>							(3)農林漁業関係 ③日本政策金融公庫災害復旧資金 <div style="text-align: right; color: red;">(平成25年8月20日現在)</div>							◆時点修正
区分	資金の種類	融資対象事業	貸付の相手方	貸付利率(年利)	償還期間	償還期間の内措置期間	区分	資金の種類	融資対象事業	貸付の相手方	貸付利率(年利)	償還期間	償還期間の内措置期間	
農業関係資金	農業基盤整備資金	農地又は牧野の復旧	(略)	0.16%~0.30%	(略)	(略)	農業関係資金	農業基盤整備資金	農地又は牧野の復旧	(略)	0.4%~1.3%	(略)	(略)	
	農林漁業施設資金	〈共同利用施設〉 農産物の生産、流通、加工又は販売に必要な共同利用施設の復旧	(略)	0.16%~0.30%	(略)	(略)		農林漁業施設資金	〈共同利用施設〉 農産物の生産、流通、加工又は販売に必要な共同利用施設の復旧	(略)	0.4%~1.3%	(略)	(略)	
農業関係資金	農林漁業施設資金	(主務大臣指定施設) (1)農業施設等の復旧	(略)	0.16%~0.30%	(略)	(略)	農業関係資金	農林漁業施設資金	(主務大臣指定施設) (1)農業施設等の復旧	(略)	0.4%~1.05%	(略)	(略)	
		(2)被災果樹の改植又は補植							(2)被災果樹の改植又は補植		0.4%~1.3%			
林業関係資金	林業基盤整備資金	造林	(略)	0.16%~0.30%	(略)	(略)	林業関係資金	林業基盤整備資金	造林	(略)	0.4%~1.3%	(略)	(略)	
		樹苗養成施設の復旧		0.16%~0.24%					(略)		(略)			
	林道	林道の復旧	(略)	0.16%~0.30%	(略)	(略)		林道	林道の復旧	(略)	0.4%~1.3%	(略)	(略)	

鶴岡市地域防災計画新旧対照表（風水害・雪害対策編）

新							旧							変更理由
区分	資金の種類	融資対象事業	貸付の相手方	貸付利率(年利)	償還期間	償還期間の内措置期間	区分	資金の種類	融資対象事業	貸付の相手方	貸付利率(年利)	償還期間	償還期間の内措置期間	
林業関係資金	林業基盤整備資金	〈共同利用施設〉 林産物の生産、流通、加工又は販売に必要な共同利用施設の復旧	(略)	0.16%~0.30%	(略)	(略)	林業関係資金	林業基盤整備資金	〈共同利用施設〉 林産物の生産、流通、加工又は販売に必要な共同利用施設の復旧	(略)	0.4%~1.3%	(略)	(略)	
		〈主務大臣指定施設〉 造林、林産物の処理加工等に必要な機械その他施設の復旧	(略)	0.16%~0.24%	(略)	(略)			〈主務大臣指定施設〉 造林、林産物の処理加工等に必要な機械その他施設の復旧	(略)	0.4%~1.05%	(略)	(略)	
漁業関係資金	漁業基盤整備資金	漁業施設、漁場及び水産種苗生産施設の復旧	(略)	0.16%~0.30%	(略)	(略)	漁業関係資金	漁業基盤整備資金	漁業施設、漁場及び水産種苗生産施設の復旧	(略)	0.4%~1.3%	(略)	(略)	
		〈削除〉							漁船資金	漁船の復旧	(略)	0.4%~0.85%	(略)	
	農林漁業施設資金	農林漁業施設資金	〈共同利用施設〉 水産物の生産、流通、加工又は販売に必要な共同利用施設の復旧	(略)	0.16%~0.30%	(略)		(略)	農林漁業施設資金	農林漁業施設資金	〈共同利用施設〉 水産物の生産、流通、加工又は販売に必要な共同利用施設の復旧	(略)	0.4%~1.3%	(略)
〈主務大臣指定施設〉 漁具、漁場改良造成施設、内水面養殖施設、海面養殖施設、漁船漁業用施設及び漁業生産環境施設の復旧			(略)	0.16%~0.24%	(略)	(略)	〈主務大臣指定施設〉 漁具、漁場改良造成施設、内水面養殖施設、海面養殖施設、漁船漁業用施設及び漁業生産環境施設の復旧	(略)			0.4%~1.05%	(略)	(略)	
農林漁業関係資金	農林漁業セーフティネット資金	不慮の災害により農林漁業経営の維持が困難になっている場合、経営の維持安定に必要な長期の運転資金	(略)	0.16%	(略)	(略)	農林漁業関係資金	農林漁業セーフティネット資金	不慮の災害により農林漁業経営の維持が困難になっている場合、経営の維持安定に必要な長期の運転資金	(略)	0.4%~0.65%	(略)	(略)	

鶴岡市地域防災計画新旧対照表（風水害・雪害対策編）

新	旧	変更理由
<p>(申込方法) 日本政策金融公庫、農林中央金庫、農業協同組合又は銀行 (貸付限度) ・農業基盤整備資金：貸付を受ける者の負担する額（以下「負担額」という。）に別に定める割合を乗じて得た額 ・農林漁業セーフティネット資金：600万円 ・農林漁業施設資金のうち主務大臣指定施設分：負担額の80%に相当する額又は1施設あたり300万円（漁船の場合1,000万円）のいずれか低い額 ※金利は、<u>令和2年7月20日</u>現在のものであり、変動することがある。</p> <p>(4)中小企業融資等 ①融資計画</p> <p>関係行政機関、<u>商工会・商工会議所</u>、政府系金融機関及び民間金融機関等との密接な連絡のもと、被害の状況、再建のための資金需要等の的確な把握に努め、融資等各種金融制度の効果的運用を図るため、県は、次の措置を講ずるものとする。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>オ 信用力・担保力が不足した中小企業者への融資の円滑化を図るため、<u>国に対してセーフティネット保証の要請を行うとともに</u>、山形県信用保証協会に対して柔軟な保証対応について要請する。</p>	<p>(申込方法) 日本政策金融公庫、農林中央金庫、農業協同組合又は銀行 (貸付限度) ・農業基盤整備資金：貸付を受ける者の負担する額（以下「負担額」という。）に別に定める割合を乗じて得た額 ・農林漁業セーフティネット資金：600万円 ・農林漁業施設資金のうち主務大臣指定施設分：負担額の80%に相当する額又は1施設あたり300万円（漁船の場合1,000万円）のいずれか低い額 ※金利は、<u>平成25年1月24日</u>現在のものであり、変動することがある。</p> <p>(4)中小企業融資等 ①融資計画</p> <p>関係行政機関、<u>〈追加〉</u>政府系金融機関及び民間金融機関<u>〈追加〉</u>との密接な連絡のもと、被害の状況、再建のための資金需要等の的確な把握に努め、融資等各種金融制度の効果的運用を図るため、県は、次の措置を講ずるものとする。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>オ 信用力・担保力が不足した中小企業者への融資の円滑化を図るため、<u>〈追加〉</u>山形県信用保証協会に対して柔軟な保証対応について要請する。</p>	<p>◆防災基本計画の修正</p> <p>◆実際の対応に合わせた修正</p>

鶴岡市地域防災計画新旧対照表（風水害・雪害対策編）

新				旧				変更理由
②災害関連融資制度による融資 （令和2年3月31日現在）				②災害関連融資制度による融資 （平成25年8月20日現在）				◆制度の実際に合わせた修正
機関名	資金名	融資条件等	申込窓口	機関名	資金名	融資条件等	申込窓口	
山形県 （中小企業振興課）	山形県 （災害対策工業振興資金）	<p>1 資金用途 物的被害の原形復旧に必要とする設備資金及び原形復旧までの間必要とする運転資金</p> <p>2 貸付対象 県内に本店又は主たる事業所を有する中小企業であって、<u>県</u>が指定する災害により事業所又は主要な事業用資産について、全壊、半壊その他これらに準ずる被害を受け、経営に著しい支障を受けているもの</p> <p>3 貸付限度</p> <p>4 貸付利率</p> <p>5 貸付期間</p> <p>6 取扱期間</p> <p style="text-align: right;">※県は、中小企業者の受けた被害の状況に応じ、必要があると認めた場合は、災害対策資金 <u>〈削除〉</u>を発動し、貸付限度等の融資条件を定める。</p>	(取扱金融機関) ・県内に本店を有する <u>銀行、信用金庫及び信用組合</u> ・ <u>七十七銀行、北都銀行、東邦銀行及び商工中金の県内各支店</u>	山形県 （中小企業振興課）	山形県 （災害対策工業振興資金）	<p>1 資金用途 物的被害の原形復旧に必要とする設備資金及び原形復旧までの間必要とする運転資金</p> <p>2 貸付対象 県内に本店又は主たる事業所を有する中小企業であって、<u>知事</u>が指定する災害により事業所又は主要な事業用資産について、全壊、半壊その他これらに準ずる被害を受け、経営に著しい支障を受けているもの</p> <p>3 貸付限度</p> <p>4 貸付利率</p> <p>5 貸付期間</p> <p>6 取扱期間</p> <p style="text-align: right;">※県は、中小企業者の受けた被害の状況に応じ、必要があると認めた場合は、災害対策資金<u>制度</u>を発動し、貸付限度等の融資条件を定める。</p> <p style="text-align: center;"><u>〈追加〉</u></p>	(取扱金融機関) 県内に本店を有する <u>金融機関</u> <u>各地方銀行</u> <u>各信用金庫</u> <u>各信用組合</u> <u>商工中金</u>	
山形県 （災害対策工業振興資金）	山形県 （災害対策工業振興資金）	<p>1 資金用途 物的被害の原形復旧に必要とする設備資金及び原形復旧までの間必要とする運転資金</p> <p>2 貸付対象 県が指定する局地的な災害により事務所又は主要な事業用資産について被害を受け、経営の安定に支障をきたしているもの</p> <p>3 貸付限度 8,000万円以内</p> <p>4 貸付利率 年1.6%</p> <p>5 貸付期間 10年以内（うち据置期間2年以内）</p> <p>6 取扱期間 県がその都度指定</p>						

鶴岡市地域防災計画新旧対照表（風水害・雪害対策編）

新			旧			変更理由		
(日本政策生活金融公庫)	災害貸付	<ol style="list-style-type: none"> 1 資金使途 災害復旧のための設備資金及び運転資金 2 貸付対象 別に指定される災害により被害を受けた方 3 融資限度 それぞれの融資制度の融資限度額に1災害につき3,000万円を加えた額 4 融資利率 それぞれの融資制度の利率（閣議決定により特別利率が適用される場合がある。） 5 融資期間 <u>それぞれの融資制度の貸付期間</u> 6 担保 必要により徴する 7 保証人 <u>必要により徴する。</u> 	<p>日本政策金融公庫各支店の国民生活事業の窓口及び代理店</p>	(日本政策生活金融公庫)	災害貸付	<ol style="list-style-type: none"> 1 資金使途 災害復旧のための設備資金及び運転資金 2 貸付対象 別に指定される災害により被害を受けた方 3 融資限度 それぞれの融資制度の融資限度額に1災害につき3,000万円を加えた額 4 融資利率 それぞれの融資制度の利率（閣議決定により特別利率が適用される場合がある。） 5 融資期間 <u>10年以内（うち据置期間2年以内）</u> 6 担保 必要により徴する 7 保証人 <u>原則として1名以上</u> 	<p>日本政策金融公庫各支店の国民生活事業の窓口及び代理店</p>	
日本政策金融公庫（中小企業事業）	災害復旧貸付	<ol style="list-style-type: none"> 1 資金使途 災害復旧のための設備資金及び長期運転資金 2 貸付対象 公庫が本貸付の適用を認めた災害により被害を被った中小企業者 3 貸付限度 直接貸付 別枠1億5,000万円 <u>（組合4億5,000万円）</u> 代理貸付 上記限度の範囲内で別枠7,500万円 <u>（組合2億2,500万円）</u> 4 融資利率 基準金利 但し、災害の実績に応じ、閣議決定により当該災害復旧貸付として特別利率が適用される場合がある。 5 融資期間 <u>設備資金 15年以内（うち据置期間2年以内）</u> <u>運転資金 10年以内（うち据置期間2年以内）</u> 6 担保 必要により徴する。 7 保証人 <u>必要により徴する。</u> 	<p>日本政策金融公庫各支店の中小企業事業の窓口及び代理店</p>	日本政策金融公庫（中小企業事業）	災害復旧貸付	<ol style="list-style-type: none"> 1 資金使途 災害復旧のための設備資金及び長期運転資金 2 貸付対象 公庫が本貸付の適用を認めた災害により被害を被った中小企業者 3 貸付限度 直接貸付 別枠1億5,000万円 <u>（組合4億8,000万円）</u> 代理貸付 上記限度の範囲内で別枠7,500万円 <u>（組合2億2,500万円）</u> 4 融資利率 基準金利 但し、災害の実績に応じ、閣議決定により当該災害復旧貸付として特別利率が適用される場合がある。 5 融資期間 <u>10年以内（うち据置期間2年以内）</u> 6 担保 必要により徴する。 7 保証人 <u>原則として1名以上</u> 	<p>日本政策金融公庫各支店の中小企業事業の窓口及び代理店</p>	

鶴岡市地域防災計画新旧対照表（風水害・雪害対策編）

新		旧		変更理由
商工組合中央金庫	災害復旧貸付	1 資金用途 災害復旧に伴い必要となる設備資金及び運転資金 2 貸付対象 〈削除〉 災害により被害を受けた方 3 貸付限度 なし 4 貸付利率 所定の利率 5 貸付期間 設備資金20年以内（据置期間3年以内） 運転資金10年以内（据置期間3年以内） 6 担 保 必要により徴する。 7 保証人 必要により徴する。	商工組合中央金庫 各支店及び代理店	
商工組合中央金庫	災害復旧貸付	1 資金用途 災害復旧に伴い必要となる設備資金及び運転資金 2 貸付対象 別に指定される 災害により被害を受けた方 3 貸付限度 必要に応じ一般枠を超える額 4 貸付利率 所定の利率 5 貸付期間 設備資金20年以内（据置期間3年以内） 運転資金10年以内（据置期間3年以内） 6 担 保 必要により徴する。 7 保証人 必要により徴する。	商工組合中央金庫 各支店及び代理店	

鶴岡市地域防災計画新旧対照表（風水害・雪害対策編）

新	旧	変更理由																																																																																														
<p>第4章3節「公共施設等災害復旧対策」 3 業務の内訳 (6)災害復旧事業に係る助成及び財政援助 ③災害復旧事業</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">災害復旧事業名</th> <th style="width: 15%;">対象施設等</th> <th style="width: 15%;">関係省庁</th> <th style="width: 55%;">県の所管課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="14">(1)公共土木施設 災害復旧事業 (公共土木施設 災害復旧事業費 国庫負担法)</td> <td>河川管理施設</td> <td>国土交通省</td> <td>県土整備部河川課 県土整備部砂防・災害対策課</td> </tr> <tr> <td>海岸管理施設</td> <td>国土交通省</td> <td>県土整備部河川課 県土整備部砂防・災害対策課 県土整備部空港港湾課</td> </tr> <tr> <td>砂防設備</td> <td>農林水産省 国土交通省</td> <td>農林水産部水産振興課 県土整備部砂防・災害対策課</td> </tr> <tr> <td>林地荒廃防止施設</td> <td>農林水産省</td> <td>農林水産部森林ノミクス推進課</td> </tr> <tr> <td>地すべり防止施設</td> <td>国土交通省 農林水産省</td> <td>県土整備部砂防・災害対策課 農林水産部農村整備課 農林水産部森林ノミクス推進課</td> </tr> <tr> <td>急傾斜地崩壊防止施設</td> <td>国土交通省</td> <td>県土整備部砂防・災害対策課</td> </tr> <tr> <td>雪崩防止施設</td> <td>国土交通省</td> <td>県土整備部砂防・災害対策課</td> </tr> <tr> <td>道路</td> <td>国土交通省</td> <td>県土整備部道路保全課 県土整備部砂防・災害対策課</td> </tr> <tr> <td>港湾</td> <td>国土交通省</td> <td>県土整備部空港港湾課</td> </tr> <tr> <td>漁港</td> <td>農林水産省</td> <td>農林水産部水産振興課</td> </tr> <tr> <td><削除>下水道<削除></td> <td>国土交通省</td> <td>県土整備部下水道課 県土整備部砂防・災害対策課</td> </tr> <tr> <td><削除></td> <td><削除></td> <td><削除></td> </tr> <tr> <td><削除></td> <td><削除></td> <td><削除></td> </tr> <tr> <td>公園</td> <td>国土交通省</td> <td>県土整備部都市計画課</td> </tr> </tbody> </table>	災害復旧事業名	対象施設等	関係省庁	県の所管課	(1)公共土木施設 災害復旧事業 (公共土木施設 災害復旧事業費 国庫負担法)	河川管理施設	国土交通省	県土整備部河川課 県土整備部砂防・災害対策課	海岸管理施設	国土交通省	県土整備部河川課 県土整備部砂防・災害対策課 県土整備部空港港湾課	砂防設備	農林水産省 国土交通省	農林水産部水産振興課 県土整備部砂防・災害対策課	林地荒廃防止施設	農林水産省	農林水産部森林ノミクス推進課	地すべり防止施設	国土交通省 農林水産省	県土整備部砂防・災害対策課 農林水産部農村整備課 農林水産部森林ノミクス推進課	急傾斜地崩壊防止施設	国土交通省	県土整備部砂防・災害対策課	雪崩防止施設	国土交通省	県土整備部砂防・災害対策課	道路	国土交通省	県土整備部道路保全課 県土整備部砂防・災害対策課	港湾	国土交通省	県土整備部空港港湾課	漁港	農林水産省	農林水産部水産振興課	<削除>下水道<削除>	国土交通省	県土整備部下水道課 県土整備部砂防・災害対策課	<削除>	<削除>	<削除>	<削除>	<削除>	<削除>	公園	国土交通省	県土整備部都市計画課	<p>第4章3節「公共施設等災害復旧対策」 3 業務の内訳 (6)災害復旧事業に係る助成及び財政援助 ③災害復旧事業</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">災害復旧事業名</th> <th style="width: 15%;">対象施設等</th> <th style="width: 15%;">関係省庁</th> <th style="width: 55%;">県の所管課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="14">(1)公共土木施設 災害復旧事業 (公共土木施設 災害復旧事業費 国庫負担法)</td> <td>河川管理施設</td> <td>国土交通省</td> <td>県土整備部河川課 県土整備部砂防・災害対策課</td> </tr> <tr> <td>海岸管理施設</td> <td>国土交通省</td> <td>県土整備部河川課 県土整備部砂防・災害対策課 県土整備部空港港湾課</td> </tr> <tr> <td>砂防設備</td> <td>農林水産省 国土交通省</td> <td>農林水産部水産振興課 県土整備部砂防・災害対策課</td> </tr> <tr> <td>林地荒廃防止施設</td> <td>農林水産省</td> <td>農林水産部森林課</td> </tr> <tr> <td>地すべり防止施設</td> <td>国土交通省 農林水産省</td> <td>県土整備部砂防・災害対策課 農林水産部農村整備課 農林水産部森林課</td> </tr> <tr> <td>急傾斜地崩壊防止施設</td> <td>国土交通省</td> <td>県土整備部砂防・災害対策課</td> </tr> <tr> <td>雪崩防止施設</td> <td>国土交通省</td> <td>県土整備部道路課</td> </tr> <tr> <td>道路</td> <td>国土交通省</td> <td>県土整備部道路課 (追加)</td> </tr> <tr> <td>港湾</td> <td>国土交通省</td> <td>県土整備部空港港湾課</td> </tr> <tr> <td>漁港</td> <td>農林水産省</td> <td>農林水産部水産課</td> </tr> <tr> <td>公共下水道施設</td> <td>国土交通省</td> <td>県土整備部下水道課 県土整備部砂防・災害対策課</td> </tr> <tr> <td>農業・漁業集落排水施設</td> <td>農林水産省</td> <td>農林水産部農村計画課 農林水産部生産技術課水産室</td> </tr> <tr> <td>浄化槽</td> <td>環境省</td> <td>環境エネルギー部水大気環境課</td> </tr> <tr> <td>公園</td> <td>国土交通省</td> <td>県土整備部都市計画課</td> </tr> </tbody> </table>	災害復旧事業名	対象施設等	関係省庁	県の所管課	(1)公共土木施設 災害復旧事業 (公共土木施設 災害復旧事業費 国庫負担法)	河川管理施設	国土交通省	県土整備部河川課 県土整備部砂防・災害対策課	海岸管理施設	国土交通省	県土整備部河川課 県土整備部砂防・災害対策課 県土整備部空港港湾課	砂防設備	農林水産省 国土交通省	農林水産部水産振興課 県土整備部砂防・災害対策課	林地荒廃防止施設	農林水産省	農林水産部森林課	地すべり防止施設	国土交通省 農林水産省	県土整備部砂防・災害対策課 農林水産部農村整備課 農林水産部森林課	急傾斜地崩壊防止施設	国土交通省	県土整備部砂防・災害対策課	雪崩防止施設	国土交通省	県土整備部道路課	道路	国土交通省	県土整備部道路課 (追加)	港湾	国土交通省	県土整備部空港港湾課	漁港	農林水産省	農林水産部水産課	公共下水道施設	国土交通省	県土整備部下水道課 県土整備部砂防・災害対策課	農業・漁業集落排水施設	農林水産省	農林水産部農村計画課 農林水産部生産技術課水産室	浄化槽	環境省	環境エネルギー部水大気環境課	公園	国土交通省	県土整備部都市計画課	<p>◆組織改編に伴う修正</p>
災害復旧事業名	対象施設等	関係省庁	県の所管課																																																																																													
(1)公共土木施設 災害復旧事業 (公共土木施設 災害復旧事業費 国庫負担法)	河川管理施設	国土交通省	県土整備部河川課 県土整備部砂防・災害対策課																																																																																													
	海岸管理施設	国土交通省	県土整備部河川課 県土整備部砂防・災害対策課 県土整備部空港港湾課																																																																																													
	砂防設備	農林水産省 国土交通省	農林水産部水産振興課 県土整備部砂防・災害対策課																																																																																													
	林地荒廃防止施設	農林水産省	農林水産部森林ノミクス推進課																																																																																													
	地すべり防止施設	国土交通省 農林水産省	県土整備部砂防・災害対策課 農林水産部農村整備課 農林水産部森林ノミクス推進課																																																																																													
	急傾斜地崩壊防止施設	国土交通省	県土整備部砂防・災害対策課																																																																																													
	雪崩防止施設	国土交通省	県土整備部砂防・災害対策課																																																																																													
	道路	国土交通省	県土整備部道路保全課 県土整備部砂防・災害対策課																																																																																													
	港湾	国土交通省	県土整備部空港港湾課																																																																																													
	漁港	農林水産省	農林水産部水産振興課																																																																																													
	<削除>下水道<削除>	国土交通省	県土整備部下水道課 県土整備部砂防・災害対策課																																																																																													
	<削除>	<削除>	<削除>																																																																																													
	<削除>	<削除>	<削除>																																																																																													
	公園	国土交通省	県土整備部都市計画課																																																																																													
災害復旧事業名	対象施設等	関係省庁	県の所管課																																																																																													
(1)公共土木施設 災害復旧事業 (公共土木施設 災害復旧事業費 国庫負担法)	河川管理施設	国土交通省	県土整備部河川課 県土整備部砂防・災害対策課																																																																																													
	海岸管理施設	国土交通省	県土整備部河川課 県土整備部砂防・災害対策課 県土整備部空港港湾課																																																																																													
	砂防設備	農林水産省 国土交通省	農林水産部水産振興課 県土整備部砂防・災害対策課																																																																																													
	林地荒廃防止施設	農林水産省	農林水産部森林課																																																																																													
	地すべり防止施設	国土交通省 農林水産省	県土整備部砂防・災害対策課 農林水産部農村整備課 農林水産部森林課																																																																																													
	急傾斜地崩壊防止施設	国土交通省	県土整備部砂防・災害対策課																																																																																													
	雪崩防止施設	国土交通省	県土整備部道路課																																																																																													
	道路	国土交通省	県土整備部道路課 (追加)																																																																																													
	港湾	国土交通省	県土整備部空港港湾課																																																																																													
	漁港	農林水産省	農林水産部水産課																																																																																													
	公共下水道施設	国土交通省	県土整備部下水道課 県土整備部砂防・災害対策課																																																																																													
	農業・漁業集落排水施設	農林水産省	農林水産部農村計画課 農林水産部生産技術課水産室																																																																																													
	浄化槽	環境省	環境エネルギー部水大気環境課																																																																																													
	公園	国土交通省	県土整備部都市計画課																																																																																													

鶴岡市地域防災計画新旧対照表（風水害・雪害対策編）

新				旧				変更理由
(2)農林水産業施設等災害復旧事業 （農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律）	農地・農業用施設 林業用施設 漁業用施設 共同利用施設	農林水産省	農林水産部農村整備課 農林水産部 <u>森林ノミクス推進課</u> 農林水産部 <u>水産振興課</u> 農林水産部畜産課	(2)農林水産業施設等災害復旧事業 （農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律）	農地・農業用施設 林業用施設 漁業用施設 共同利用施設	農林水産省	農林水産部農村整備課 農林水産部 <u>森林課</u> 農林水産部 <u>水産課</u> 農林水産部畜産課	◆組織改編に伴う修正
(3)文教施設等災害復旧事業 （公立学校施設災害復旧費国庫負担法） （激甚法） （予算措置）	公立学校施設 公立社会教育施設 私立学校施設 文化財	文部科学省	教育庁 <u>教育政策課</u> 教育庁 <u>生涯教育・学習振興課</u> 総務部学事文書課 <u>子育て若者応援部子育て支援課</u> <u>観光文化スポーツ部文化 振興・文化財課</u>	(3)文教施設等災害復旧事業 （公立学校施設災害復旧費国庫負担法） （激甚法） （予算措置）	公立学校施設 公立社会教育施設 私立学校施設 文化財	文部科学省	教育庁 <u>総務課</u> 教育庁 <u>生涯学習振興課</u> 総務部学事文書課 <u>（追加）</u> <u>教育庁文化財保護推進課</u>	

鶴岡市地域防災計画新旧対照表（風水害・雪害対策編）

新				旧				変更理由
(4)厚生施設等災害復旧事業 （生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、障害者自立支援法、精神保健福祉法、売春防止法、内閣府、厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実施調査要領）	社会福祉施設等	厚生労働省	<u>子育て若者応援部</u> 子育て支援課 <u>子育て若者応援部</u> 子ども家庭課 健康福祉部健康福祉企画課 <u>健康福祉部地域福祉推進課</u> 健康福祉部 <u>長寿社会政策課</u> 健康福祉部障がい福祉課	(4)厚生施設等災害復旧事業 （生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、障害者自立支援法、精神保健福祉法、売春防止法、内閣府、厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実施調査要領）	社会福祉施設等	厚生労働省	<u>子育て推進部</u> 子育て支援課 <u>子育て推進部</u> 子ども家庭課 健康福祉部健康福祉企画課 <u>〈追加〉</u> 健康福祉部 <u>長寿推進課</u> 健康福祉部障がい福祉課	◆組織改編に伴う修正 ◆交付対象の追加による修正
(廃棄物処理施設等災害復旧費補助金交付要綱)	廃棄物処理施設 <u>浄化槽（市町村整備推進事業）</u>	環境省	環境エネルギー部循環型社会推進課 <u>環境エネルギー部水大気環境課</u>	(廃棄物処理施設等災害復旧費補助金交付要綱)	廃棄物処理施設 <u>〈追加〉</u>	環境省	環境エネルギー部循環型社会推進課 <u>〈追加〉</u>	
<u>（循環型社会形成推進交付金交付要綱）</u>	<u>浄化槽（公共浄化槽等整備推進事業）</u>		<u>環境エネルギー部水大気環境課</u>	<u>〈追加〉</u>	<u>〈追加〉</u>		<u>〈追加〉</u>	
(医療施設等災害復旧費補助金)	医療施設等	厚生労働省	健康福祉部 <u>医療政策課</u>	(医療施設等災害復旧費補助金)	医療施設等	厚生労働省	健康福祉部 <u>地域医療対策課</u>	
(上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助金交付要綱)	水道施設		<u>防災くらし安心部</u> 食品安全衛生課	(上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助金交付要綱)	水道施設		<u>環境エネルギー部危機管理・くらし安心局</u> 食品安全衛生課	
(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律)	感染症指定医療機関		健康福祉部 <u>健康福祉企画課</u>	(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律)	感染症指定医療機関		健康福祉部 <u>保健薬務課</u>	
(精神保健福祉法)	精神障害者社会復帰施設等		健康福祉部障がい福祉課	(精神保健福祉法)	精神障害者社会復帰施設等		健康福祉部障がい福祉課	

鶴岡市地域防災計画新旧対照表（風水害・雪害対策編）

新				旧				変更理由
(7)その他の災害 復旧事業 ①空港（空港法） ②工業用水道（予算措置） ③中小企業（激甚法）	空港施設 県企業局所管の工業用水道施設 中小企業共同施設	国土交通省 経済産業省 経済産業省	県土整備部空港港湾課 <u>企業局水道事業課</u> <u>産業労働部中小企業振興課</u> <u>産業労働部工業戦略技術振興課</u>	(7)その他の災害 復旧事業 ①空港（空港法） ②工業用水道（予算措置） ③中小企業（激甚法）	空港施設 県企業局所管の工業用水道施設 中小企業共同施設	国土交通省 経済産業省 経済産業省	県土整備部空港港湾課 <u>企業局公営事業課</u> <u>商工労働観光部工業戦略技術振興課</u> <u>商工労働観光部観光経済交流局経済交流課</u>	◆組織改編に伴う修正
(8)災害復旧に係る財政支援措置 ①特別交付税に係る業務 ②普通交付税に係る業務 ③地方債に係る業務		総務省	<u>みらい企画創造部</u> 市町村課	(8)災害復旧に係る財政支援措置 ①特別交付税に係る業務 ②普通交付税に係る業務 ③地方債に係る業務		総務省	<u>企画振興部</u> 市町村課	